市川市

市川市障がい福祉ハンドブック



1 手帳 P7
2 年金など P12
3 手当 P14
4 医療など P17
5 補装具・日常生活用具 P23
6 障害福祉サービス（自立支援給付） P31
7 障害児通所支援 P35
8 地域生活支援事業 P36
9 自動車税減免・交通割引など P41
10 税金・公共料金の減免 P51
11 住宅関連・災害対策など P54
12 その他、日常生活のサービスなど P61
13 施設、相談窓口など P73
14 参考資料 P103

令和８年度版

令和８年７月１日作成

ＴＥＬ
０４７（３３４）１１１１（代表）
ＦＡＸ
０４７（７１２）８７２７

ＴＥＬ（直通）
福祉グループ ０４７（７１２）８５１３
給付グループ ０４７（７１２）８５１２
相談グループ ０４７（７１２）８５１７

市川市福祉部
障がい者支援課

音声コード Uni-Voice

ハンドブックのご利用にあたって

この「ハンドブック」は、障がいのある方への福祉サービスをお知らせするため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）をはじめ、いろいろな法律や条例などで定められている福祉制度などの概要を掲載したものです。

１　このハンドブックは、令和８年７月１日に作成した内容になります。その後、法律改正等により内容や金額が変更になることがありますのでご了承ください。

２　各制度の内容については簡潔に説明してあります。
所得や障がい程度等によりサービスの利用が制限される場合もありますので、詳しくは記載してある各窓口へお問い合わせください。

３　制度・事業名のあとのマークは次のことを表しています。

身　・・・身体障がい者の方が対象

知　・・・知的障がい者の方が対象

精　・・・精神障がい者の方が対象

難　・・・障害者総合支援法の対象となる難病の方が対象

介護保険が優先するサービスについて

障害福祉サービスの対象となる方であっても 、下記のいずれかに該当する方は、介護保険の利用が優先となります。詳しくは、介護保険課にご相談ください。

【介護保険の対象者】
- ６５歳以上の方
- ４０歳以上６５歳未満で特定疾病（※16疾病）にあてはまる方
（生活保護受給者を除く）
※対象となる16疾病についてはP117参照

４　各ページの角の位置に印刷された模様は、「音声コード」といいます。スマートフォン用音声コードリーダーアプリ「Uni-Voice」（iOS／Android版）及び、視覚障害者向けアプリ「Uni-Voice Blind」で読み取ることで、音声コードに格納された文字情報を音声で読み上げると同時に、テキストにて画面表示されます。また、視覚障害者用活字文書読み上げ装置でも読み上げることができます。

ただし、音声コード化できる文字量には限度があるため、掲載文字量の多いページは、一部内容を省略している場合があります。

また、「制度一覧表（P1～6）」、「身体障害者障害程度等級表（P103～109）」、「障害者総合支援法の対象となる難病等（P110～114）」は、冊子作成の都合上切り込みはありますが、音声コードは掲載しておりません。

目次

制度一覧表 1
1　手帳 7
１－１　障害者手帳交付の流れ 7
１－２　身体障害者手帳 8
１－３　療育手帳 9
１－４　精神障害者保健福祉手帳 10
１－５　デジタル障害者手帳「ミライロID」 11
2　年金など 12
２－１　障害基礎年金 12
２－２　障害厚生年金・障害共済年金 12
２－３　特別障害給付金 12
２－４　雇用保険失業等給付 12
２－５　千葉県心身障害者扶養年金 13
3　手当 14
３－１　成人向け手当 14
特別障害者手当 14
市川市重度障がい者福祉手当 14
市川市ねたきり身体障がい者等介護手当 14
３－２　児童向け手当 15
障害児福祉手当 15
市川市心身障がい児福祉手当 15
特別児童扶養手当 15
３－３　難病患者等福祉手当 16
4　医療など 17
４－１　重度心身障害者（児）医療費助成 17
４－２　自立支援医療（精神通院） 18
４－３　自立支援医療（更生医療） 19
４－４　自立支援医療（育成医療） 20
４－５　精神障がい者入院医療費助成 21
４－６　後期高齢者医療（６５歳以上） 22
5　補装具・日常生活用具 23
５－１　補装具の交付・借受け・修理（自立支援給付） 23
５－２　日常生活用具の給付（地域生活支援事業） 25
6　障害福祉サービス（自立支援給付） 31
６－１　障害福祉サービスの概要 31
６－２　対象サービス一覧（介護給付） 32

居宅介護 32
重度訪問介護 32
重度障害者等 32
包括支援 32
行動援護 32
同行援護 32
療養介護 32
生活介護 32
施設入所支援 32
短期入所 32
６－３　対象サービス一覧（訓練等給付） 33
グループホーム（共同生活援助） 33
自立訓練 33
就労選択支援 33
就労移行支援 33
就労継続支援 33
自立生活援助 33
就労定着支援 33
地域移行支援 34
地域定着支援 34
計画相談支援 34
７　障害児通所支援 35
７－１　障害児通所支援の概要 35
７－２　対象サービス一覧 35
児童発達支援 35
放課後等 35
デイサービス 35
保育所等 35
訪問支援 35
居宅訪問型 35
児童発達支援 35
８　地域生活支援事業 36
８－１　移動支援事業 36
８－２　日中一時支援事業 36
８－３　訪問入浴サービス事業 36
８－４　地域活動支援センター事業 37
８－５　視覚障がい者生活支援事業 37
８－６　失語症会話パートナー派遣事業 37
８－７　意思疎通支援事業 37
８－８　点字広報・声の広報発行事業 37
８－９　芸術・文化講座開催等事業 38
８－１０　自動車改造費助成事業 39

目次

８－１１　自動車運転免許取得助成事業 40
９　自動車税減免・交通割引など 41
９－１　自動車税の減免 41
９－２　軽自動車税の減免 43
９－３　障害者有料道路通行料金割引 44
９－４　タクシー運賃の割引 45
９－５　福祉タクシー 45
９－６　バス運賃の割引 45
９－７　旅客鉄道運賃の割引 46
９－８　国内航空運賃の割引 47
９－９　駐車禁止除外措置 47
９－１０　ちば障害者等用駐車区画利用証制度 47
９－１１　駐輪場の利用 49
９－１２　移送費助成 49
９－１３　障がい者施設通所費用助成 50
１０　税金・公共料金の減免 51
１０－１　所得税・住民税の障害者控除 51
１０－２　NHK放送受信料の減免 51
１０－３　相続税・贈与税の障害者控除 52
１０－４　少額貯蓄の利子等の非課税（マル優・特別マル優） 52
１０－５　携帯電話の障がい者割引 52
１０－６　NTT東日本ふれあい案内（無料番号案内） 53
１０－７　水道料金の減免 53
１１　住宅関連・災害対策など 54
１１－１　居宅生活動作補助用具の支給（日常生活用具） 54
１１－２　住宅改修費の支給（介護保険制度） 55
１１－３　住宅改修の助成 56
１１－４　障害者グループホーム等支援事業 57
１１－５　公営住宅などへの入居優遇制度 57
１１－６　生活福祉資金の貸付 57
１１－７　避難行動要支援者名簿登録制度 58
１１－８　家具転倒防止器具等取付費補助金 59
１１－９　障がい者グループホーム等入居者家賃助成金 59
１１－１０　非常用発電機等の購入費用の一部補助 60
１２　その他、日常生活のサービスなど 61
１２－１　障がい者（児）一時介護料助成 61
１２－２　「食」の自立支援（配食サービス） 62
１２－３　ライフサポートファイル 62

１２－４　高齢者見守り支援事業 63
１２－５　緊急通報システムＮＥＴ１１９ 63
１２－６　はり・きゅう・マッサージ施術費助成券 64
１２－７　障がい者入浴券（クリーンスパ市川も使用可） 64
１２－８　ボランティア派遣 65
１２－９　高齢者等世帯ゴミ出し支援 65
１２－１０　福祉サービス利用援助事業（てるぼサポート）66
１２－１１　成年後見制度 66
１２－１２　ハガキの無料配布 66
１２－１３　障がい者いこいの家 67
１２－１４　補助犬 67
１２－１５　車いすの貸出 68
１２－１６　ピアカウンセリング 68
１２－１７　身体障がい者地域リハビリテーション体制整備事業68
１２－１８　基幹相談支援センター事業 69
１２－１９　裁判員制度に係る障がい者等助成70
１２－２０　福祉有償運送 71
１２－２１　聴覚・言語障がい者向け通信「Fねっと」 71
１２－２２　ハートフル障がい者等歯科診療所 72
１２－２３　電話リレーサービス 72
１３　施設、相談窓口など 73
１３－１　各種相談窓口 73
１３－２　就労相談窓口 74
１３－３　職業訓練施設 74
１３－４　児童施設（市内） 75
１３－５　成人施設（市内） 85
１３－６　市川市内の障がい者団体 100
１３－７　その他の障がい者団体101
１３－８　身体障がい者相談員 101
１３－９　知的障がい者相談員 101
１３－１０　地域相談員 101
１３－１１　オストメイト（人工肛門・人工膀胱）対応トイレの設置施設 102
１４　参考資料 103
１４－１　身体障害者障害程度等級表 103
１４－２　障害者総合支援法の対象となる難病等 110
１４－３　障がい者等に関するマークの一例 115
１４－４　特定疾病（１６疾病）一覧 117

制度一覧表

手帳	障がいの種別	級	施策	2 年金など					3 手当							4 医療など					
				2-1	2-2	2-3	2-4	2-5	3-1 成人			3-2 児童			3-3	4-1	4-2	4-3	4-4	4-5	4-6
				障害基礎年金	障害厚生年金・障害共済年金	特別障害給付金	雇用保険失業等給付	千葉県心身障害者扶養年金	特別障害者手当	重度障がい者福祉手当	ねたきり身体障がい者等介護手当	障害児福祉手当	心身障がい児福祉手当	特別児童扶養手当	難病患者等福祉手当	重度心身障害者（児）医療費助成	自立支援医療（精神通院）	自立支援医療（更生医療）	自立支援医療（育成医療）	精神障がい者入院医療費助成	後期高齢者医療
ページ				12	12	12	12	13	14	14	14	15	15	15	16	17	18	19	20	21	22
身体障害者手帳	肢体不自由	1						○		△	△		△	△		△				―	○
		2						○		―	―		△	△		△				―	○
		3						○		―	―		△	△		※				―	○
		4	∧	∧	∧	∧	―	∧	―	―	∧	△	△	∧	―	∧	∧	∧	―	△	
		5					―		―	―		―	※		―					―	―	
		6	本	本	本	本	―	本	―	―	本	―	※	本	―	本	本	本	―	―	
	聴覚又は平衡機能障がい	2						○		―	―		△	△		△				―	○
		3	文	文	文	文	○	文	―	―	文	△	△	文	※	文	文	文	―	○	
		4					―		―	―		△	※		―					―	―	
		5	参	参	参	参	―	参	―	―	参	―	※	参	―	参	参	参	―	―	
		6					―		―	―		―	※		―					―	―	
	言語音声	3	照	照	照	照	○	照	―	―	照	△	△	照	※	照	照	照	―	○	
		4					―		―	―		△	※		―					―	△	
	視覚障がい	1	∨	∨	∨	∨	○	∨	△	△	∨	△	△	∨	△	∨	∨	∨	―	○	
		2					○		―	―		△	△		△				―	○	
		3					○		―	―		△	△		※				―	○	
		4					―		―	―		△	※		―				―	―	
		5					―		―	―		―	※		―				―	―	
		6					―		―	―		―	※		―				―	―	
	内部障がい	1					○		△	△		△	△		△				―	○	
		2					○		―	―		△	△		△				―	○	
		3					○		―	―		△	△		※				―	○	
		4					―		―	―		△	※		―				―	―	
療育手帳	知的障がい	Ⓐ					○		△	△		△	△		△				―	○	
		A1					○		―	―		△	△		△				―	○	
		A2					○		―	―		△	△		※				―	○	
		B1					○		―	―		△	△		※				―	―	
		B2					○		―	―		―	※		―				―	―	
精神保健	精神障がい	1					○		△	―		△	△		△				△	○	
		2					○		―	―		△	△		―				△	○	
		3					―		―	―		―	※		―				△	―	

○：該当または概ね該当

△：所得等の制限があります

―：非該当

※：本文をご覧ください

手帳	障がいの種別	級	施策	5 補装具等		6 障害福祉サービス（自立支援給付）																			
				5-1	5-2	6-1	6-2 介護給付										6-3 訓練等給付								6-4
				補装具の交付・借受け・修理	日常生活用具の給付	障害福祉サービスの概要	居宅介護	重度訪問介護	重度障害者等包括支援	行動援護	同行援護	療養介護	生活介護	施設入所支援	短期入所	グループホーム	自立訓練	就労選択支援	就労移行支援	就労継続支援	自立生活援助	就労定着支援	地域相談支援
ページ				23	25	31	32	32	32	32	32	32	32	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	34
身体障害者手帳	肢体不自由	1																						
		2																						
		3																						
		4	へ	へ	へ	へ	へ	へ	へ	へ	へ	へ	へ	へ	へ	へ	へ	へ	へ	へ	へ	へ	へ	へ
		5																						
		6	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本
	聴覚又は平衡機能障がい	2																						
		3	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文
		4																						
		5	参	参	参	参	参	参	参	参	参	参	参	参	参	参	参	参	参	参	参	参	参	参
		6																						
	言語音声	3	照	照	照	照	照	照	照	照	照	照	照	照	照	照	照	照	照	照	照	照	照	照
		4																						
	視覚障がい	1	ゝ	ゝ	ゝ	ゝ	ゝ	ゝ	ゝ	ゝ	ゝ	ゝ	ゝ	ゝ	ゝ	ゝ	ゝ	ゝ	ゝ	ゝ	ゝ	ゝ	ゝ	ゝ
		2																						
		3																						
		4																						
		5																						
		6																						
	内部障がい	1																						
		2																						
		3																						
		4																						
療育手帳	知的障がい	Ⓐ																						
		A1																						
		A2																						
		B1																						
		B2																						
精神保健	精神障がい	1																						
		2																						
		3																						

制度一覧表

手帳	障がいの種別	級 ＼ 施策	7 障害児通所支援		8 地域生活支援事業											9 自動車税・交通割引など				
			7-1 障害児通所支援	7-2 対象サービス一覧	8-1 移動支援事業	8-2 日中一時支援事業	8-3 訪問入浴サービス事業	8-4 地域活動支援センター事業	8-5 視覚障がい者生活支援事業	8-6 失語症会話パートナー派遣事業	8-7 意思疎通支援事業	8-8 点字・声の広報等発行事業	8-9 芸術・文化講座開催等事業	8-10 自動車改造費助成事業	8-11 自動車運転免許取得助成事業	9-1 自動車税の減免	9-2 軽自動車税の減免	9-3 障害者有料道路通行料金割引	9-4 タクシー運賃の割引	9-5 福祉タクシー
ページ			35	35	36	36	36	37	37	37	37	37	38	39	40	41	43	44	45	45
身体障害者手帳	肢体不自由	1					※		―		―	―	○	△	△	○	○		○	△
		2					※		―		―	―	○	△	△	○	○		○	△
		3					―		―		―	―	○	―	△	△	△		○	―
		4	＜	＜	＜	＜	―	＜	―	＜	―	―	○	―	△	△	△	＜	○	―
		5					―		―		―	―	○	―	―	△	△		○	―
		6	本	本	本	本	―	本	―	本	―	―	○	―	―	△	△	本	○	―
	聴覚又は平衡機能障がい	2					―		―		△	―	○	―	△	○	○		○	△
		3	文	文	文	文	―	文	―	文	△	―	○	―	△	○	○	文	○	―
		4					―		―		△	―	○	―	△	―	―		○	―
		5	参	参	参	参	―	参	―	参	△	―	○	―	―	―	―	参	○	―
		6					―		―		△	―	○	―	―	―	―		○	―
	言語音声	3	照	照	照	照	―	照	―	照	△	―	○	―	△	△	△	照	○	―
		4					―		―		△	―	○	―	△	―	―		○	―
	視覚障がい	1	＞	＞	＞	＞	―	＞	○	＞	―	○	○	―	△	○	○	＞	○	△
		2					―		○		―	○	○	―	△	○	○		○	△
		3					―		○		―	―	○	―	△	○	○		○	△
		4					―		○		―	―	○	―	△	△	△		○	―
		5					―		○		―	―	○	―	―	―	―		○	―
		6					―		○		―	―	○	―	―	―	―		○	―
	内部障がい	1					―		―		―	―	○	―	△	○	○		○	△
		2					―		―		―	―	○	―	△	○	○		○	△
		3					―		―		―	―	○	―	△	○	○		○	―
		4					―		―		―	―	○	―	△	△	△		○	―
療育手帳	知的障がい	Ⓐ					―		―		―	―	○	―	―	○	○		○	△
		A1					―		―		―	―	○	―	―	○	○		○	△
		A2					―		―		―	―	○	―	―	△	△		○	―
		B1					―		―		―	―	○	―	―	―	―		○	―
		B2					―		―		―	―	○	―	―	―	―		○	―
精神保健	精神障がい	1					―		―		―	―	○	―	―	○	○		―	△
		2					―		―		―	―	○	―	―	―	―		―	―
		3					―		―		―	―	○	―	―	―	―		―	―

○：該当または概ね該当

△：所得等の制限があります

―：非該当

※：本文をご覧ください

手帳	障がいの種別	級 ＼ 施策	９　自動車税・交通割引など								１０　税金・公共料金の減免							１１　住宅など			
			9-6	9-7	9-8	9-9	9-10	9-11	9-12	9-13	10-1	10-2	10-3	10-4	10-5	10-6	10-7	11-1	11-2	11-3	11-4
			バス運賃の割引	旅客鉄道運賃の割引	国内航空運賃の割引	駐車禁止除外措置	ちば障害者等用駐車区画利用証制度	駐輪場の利用	移送費助成	障がい者施設通所費用助成	所得税・住民税の障害者控除	ＮＨＫ放送受信料の減免	相続税・贈与税の障害者控除	少額貯蓄の利子等の非課税（マル優・特別マル優）	携帯電話の障がい者割引	ＮＴＴ東日本ふれあい案内	水道料金の減免	在宅生活動作補助用具の給付（日常生活用具）	住宅改修費の支給（介護保険）	住宅改修の助成	障害者グループホーム等支援事業
ページ			45	46	47	47	47	49	49	50	51	51	52	52	52	53	53	54	55	56	57
身体障害者手帳	肢体不自由	1	○					○			○		△		○	△	△	△		△	―
		2	○					○			○		△		○	△	△	△		△	―
		3	○					○			○		△		○	―	―	△		△	―
		4	○	∧	∧	∧	∧	○	∧	∧	○	∧	△	∧	○	―	―	―	∧	―	―
		5	○					○			○		△		○	―	―	―		―	―
		6	○	本	本	本	本	○	本	本	○	本	△	本	○	―	―	―	本	―	―
	聴覚又は平衡機能障がい	2	○					○			○		△		○	―	△	―		―	―
		3	○	文	文	文	文	○	文	文	○	文	△	文	○	―	―	―	文	―	―
		4	○					○			○		△		○	―	―	―		―	―
		5	○	参	参	参	参	○	参	参	○	参	△	参	○	―	―	―	参	―	―
		6	○					○			○		△		○	―	―	―		―	―
	言語音声	3	○	照	照	照	照	○	照	照	○	照	△	照	○	―	―	―	照	―	―
		4	○					○			○		△		○	○	―	―		―	―
	視覚障がい	1	○	∨	∨	∨	∨	○	∨	∨	○	∨	△	∨	○	○	△	―	∨	―	―
		2	○					○			○		△		○	○	△	―		―	―
		3	○					○			○		△		○	○	―	―		―	―
		4	○					○			○		△		○	○	―	―		―	―
		5	○					○			○		△		○	○	―	―		―	―
		6	○					○			○		△		○	○	―	―		―	―
	内部障がい	1	○					○			○		△		○	―	△	―		―	―
		2	○					○			○		△		○	―	△	―		―	―
		3	○					○			○		△		○	―	―	―		―	―
		4	○					○			○		△		○	―	―	―		―	―
療育手帳	知的障がい	Ⓐ	○					○			○		△		○	○	△	―		―	○
		A1	○					○			○		△		○	○	△	―		―	○
		A2	○					○			○		△		○	○	△	―		―	○
		B1	○					○			○		△		○	○	―	―		―	○
		B2	○					○			○		△		○	○	―	―		―	○
精神保健	精神障がい	1	○					○			○		△		○	○	△	―		―	○
		2	○					○			○		△		○	○	―	―		―	○
		3	○					○			○		△		○	○	―	―		―	○

制度一覧表

手帳	障がいの種別	級	施策	11 住宅など						12 その他、日常生活のサービスなど										
				11-5 公営住宅などへの入居優遇制度	11-6 生活福祉資金の貸付	11-7 避難行動要支援者名簿登録制度	11-8 家具転倒防止器具等取付費補助金	11-9 障がい者グループホーム等入居者家賃助成金	11-10 非常用発電機等の購入費用の一部補助	12-1 障がい者（児）一時介護料助成	12-2 「食」の自立支援（配食サービス）	12-3 ライフサポートファイル	12-4 高齢者見守り支援事業	12-5 緊急通報システムNET119	12-6 はり・きゅう・マッサージ施術費助成券	12-7 障がい者入浴券	12-8 ボランティア派遣	12-9 高齢者等世帯ゴミ出し支援	12-10 福祉サービス利用援助事業（てるぼサポート）	12-11 成年後見制度
ページ				57	57	58	59	60	60	61	62	62	63	63	64	64	65	65	66	65
身体障害者手帳	肢体不自由	1					△			○	○		△		△					
		2					△			○	○		△		△					
		3					―			○	○		―		△					
		4	＜	＜	＜	―	＜	＜	―	○	＜	―	＜	△	＜	＜	＜	＜	＜	＜
		5					―			―	○		―		△					
		6	本	本	本	―	本	本	―	○	本	―	本	△	本	本	本	本	本	本
	聴覚又は平衡機能障がい	2					△			○	○		△		△					
		3	文	文	文	―	文	文	○	○	文	―	文	△	文	文	文	文	文	文
		4					―			―	○		―		△					
		5	参	参	参	―	参	参	―	○	参	―	参	△	参	参	参	参	参	参
		6					―			―	○		―		△					
	言語音声	3	照	照	照	―	照	照	○	○	照	―	照	△	照	照	照	照	照	照
		4					―			―	○		―		△					
	視覚障がい	1	∨	∨	∨	△	∨	∨	○	○	∨	△	∨	△	∨	∨	∨	∨	∨	∨
		2				△			○	○		△		△						
		3				―			○	○		―		△						
		4				―			―	○		―		△						
		5				―			―	○		―		△						
		6				―			―	○		―		△						
	内部障がい	1				△			○	○		△		△						
		2				△			○	○		△		△						
		3				―			○	○		―		△						
		4				―			―	○		―		△						
療育手帳	知的障がい	Ⓐ				△			○	○		―		△						
		A1				△			○	○		―		△						
		A2				△			○	○		―		△						
		B1				△			○	○		―		△						
		B2				△			○	○		―		△						
精神保健	精神障がい	1				△			○	○		―		△						
		2				―			○	○		―		△						
		3				―			○	○		―		△						

○：該当または概ね該当

△：所得等の制限があります

―：非該当

※：本文をご覧ください

手帳	障がいの種別	施策／級	１２　その他、日常生活のサービスなど											
			12-12 ハガキの無料配布	12-13 障がい者いこいの家	12-14 補助犬	12-15 車いすの貸出	12-16 ピアカウンセリング	12-17 身体障がい者地域リハビリテーション体制整備事業	12-18 基幹相談支援センター事業	12-19 裁判員制度に係る障がい者等助成	12-20 福祉有償運送	12-21 聴覚・言語障がい者向け通信「Ｆねっと」	12-22 ハートフル障がい者等歯科診療所	12-23 電話リレーサービス
ページ			66	67	67	68	68	68	69	70	71	71	72	72
身体障害者手帳	肢体不自由	1												
		2												
		3												
		4	へ	へ	へ	へ	へ	へ	へ	へ	へ	へ	へ	へ
		5												
		6	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本
	聴覚又は平衡機能障がい	2												
		3	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文
		4												
		5	参	参	参	参	参	参	参	参	参	参	参	参
		6												
	言語音声	3	照	照	照	照	照	照	照	照	照	照	照	照
		4												
	視覚障がい	1	⌄	⌄	⌄	⌄	⌄	⌄	⌄	⌄	⌄	⌄	⌄	⌄
		2												
		3												
		4												
		5												
		6												
	内部障がい	1												
		2												
		3												
		4												
療育手帳	知的障がい	Ⓐ												
		A1												
		A2												
		B1												
		B2												
精神保健	精神障がい	1												
		2												
		3												

１　手帳

１－１　障害者手帳交付の流れ

※　障害者手帳とは、一定の障がいをお持ちの方に対し、各種福祉サービスの支援を受けやすくするために交付されるものです。

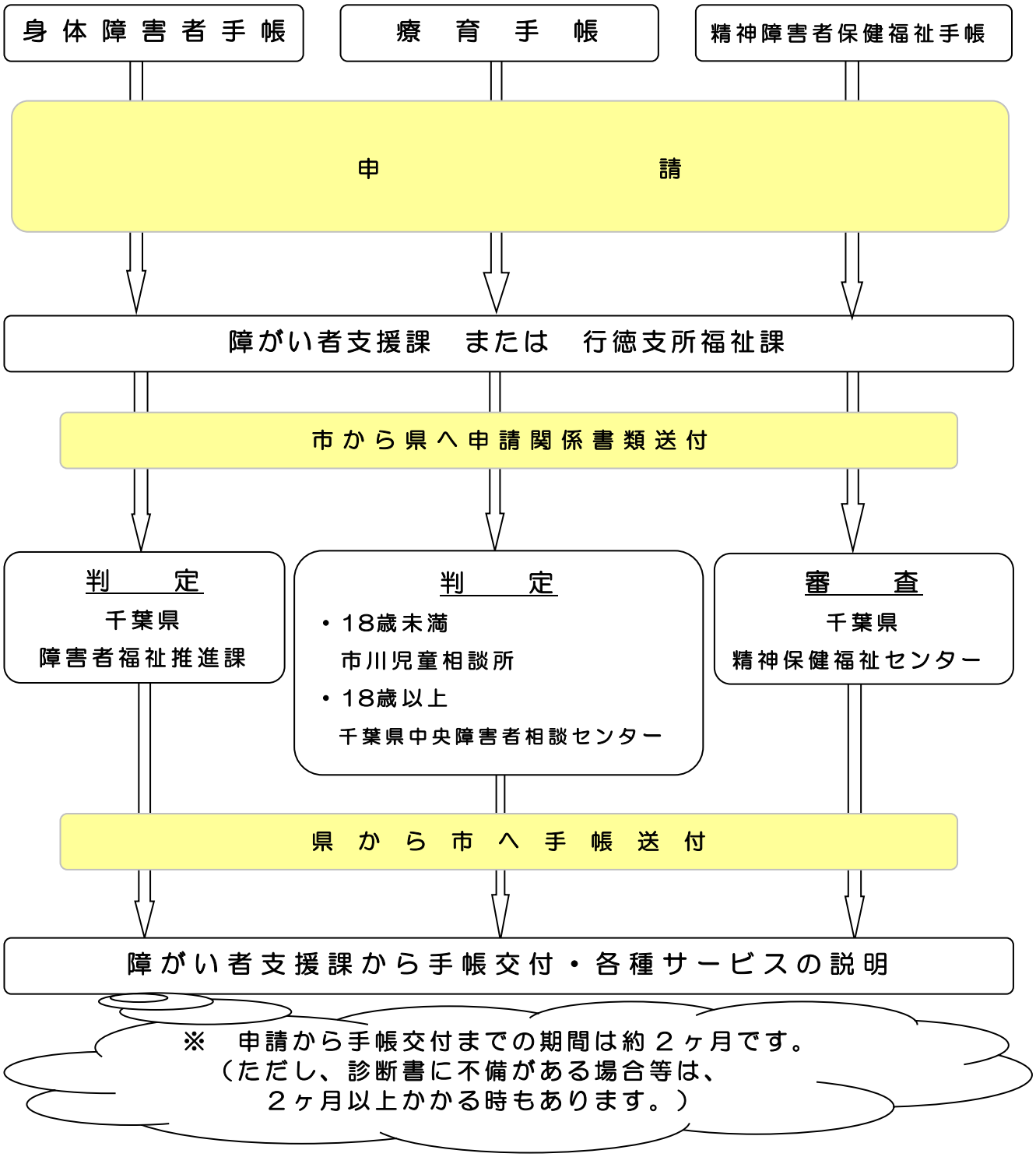

１－２　身体障害者手帳 ㊎

内　容	身体に障がいのある方が、各種の支援を受けやすくするための手帳です。
対 象 者	上肢・下肢・体幹・目・耳・音声言語・心臓・呼吸器・じん臓・肝臓・ ぼうこう・直腸・小腸・免疫に障がいのある方。
交付申請に 必要なもの	・身体障害者手帳交付申請書 ・15条指定医の「診断書・意見書」（障がいの種類ごとに指定様式あり） ※文書料は医療機関により異なり、自己負担となります。有効期間６ヶ月。 ・本人の写真（タテ４cm×ヨコ３cm） ・マイナンバーカード または、「マイナンバー通知カード」と「本人確認書類（運転免許証等）」 ・外国籍の方は、在留資格が明らかとなる書類 ※「申請書」「診断書・意見書」の様式については、市のホームページからもダウンロードできます。 ※本人・同居の親族以外が申請する場合には委任状が必要です。 （委任状の様式の指定はありません）
再交付申請 その他届出	**〇身体障害者手帳再交付申請** 下記のとき、申請により再交付手続が可能です。 ・手帳の紛失（「診断書・意見書」は不要です） ・手帳の破損（「診断書・意見書」は不要です） ・障がいの追加 ・障がい程度の変更 ・障がいの再認定 ※身体の状態・治療内容等に変化が生じた場合には指定医師にご相談下さい。 **〇身体障害者手帳返還届** 下記のとき、届出が必要となります。 ・手帳が不要になったとき ・再認定の結果、障がいに該当しなくなったとき ・手帳所持者が死亡したとき **〇居住地等変更届** 下記のとき、届出が必要となります。 ・居住地を変更したとき（市外転入・市内転居） ・氏名に変更が生じたとき **※上記の申請、届出について必要なものは事前にご確認ください。**
窓　口	障がい者支援課（福祉グループ） 行徳支所　福祉課 （行徳支所にて、市外転入手続きを行う場合は予約制となります。 詳しくはお問い合わせください。）

＊「障害程度等級表」は103～１０９ページに掲載しています。

１－３　療育手帳　㊙

内　容	知的障がいのある方が、一貫した指導・相談等各種の支援を受けやすくするための手帳です。
対 象 者	児童相談所、または障害者相談センターにおいて知的障がい児・者と判定された方
交付申請に必要なもの	・療育手帳交付申請書 ・本人の写真（タテ4cm×ヨコ3cm） ・個人番号確認書類（マイナンバーカード・通知カード等） ※本人・同居の親族以外が申請する場合には委任状（任意様式）が必要です。
再判定申請 その他届出	**〇療育手帳再判定申請** 交付を受けた場合、年齢によって一定期間後に再判定が必要になります。 再判定の際には必ず本人の写真が必要となりますのでご用意ください。 **※再判定について通知はございませんので、手帳に記載された再判定の時期をご確認ください。** **〇療育手帳再交付申請** 手帳を紛失、あるいは破損された場合に行う手続きです。 **〇療育手帳返還届** 手帳所持者が死亡した場合などに行う手続きです。 **〇療育手帳記載事項変更届** 手帳所持者または保護者の住所・氏名などに変更が生じたときに行う手続きです。 **※上記の申請、届出について必要なものは事前にご確認ください。**
窓　口	障がい者支援課（福祉グループ） 行徳支所　福祉課 （行徳支所では、一部手続きのみ対応。詳細はお問い合わせください。 また、18歳以上の方の県外や千葉市からの転入手続きは予約制となります。）

※障害程度の基準表

最重度	Ⓐ	知能指数がおおむね２０以下の者で日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある者。
重度	Aの１	知能指数がおおむね２１以上３５以下の者で日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある者。
	Aの２	知能指数がおおむね３６以上５０以下の者で視覚障害、聴覚障害、肢体不自由を有し、身体障害者福祉法に基づく障害等級が１級、２級または３級の手帳を所持しており、日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある者。
中度	Bの１	上記以外の者で、知能指数がおおむね３６以上５０以下の者で日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある者。
軽度	Bの２	知能指数がおおむね５１以上７５程度の者で日常生活において介助を必要とする程度の状態にある者。

＊ただし、障害者相談センターにおける最重度の取扱いは次ページの表による。

最重度	Ⓐの１	知能指数がおおむね２０以下の者で日常生活において常時特別の介助を必要とする程度の状態にある者。
	Ⓐの２	知能指数がおおむね２０以下の者で日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある者で、Ⓐの１以外の者。

１－４　精神障害者保健福祉手帳 (精)

内　容	精神障害者保健福祉手帳は、精神障がい者の社会復帰の促進と自立と社会参加の促進を図ることを目的に、一定の精神障がいの状態にあることの認定を受け交付されるものです。手帳を交付された方がさまざまな福祉的配慮や支援（サービス）を受ける際に利用されます。
対 象 者	精神障がいのために、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方
申請に必要なもの	・①～③のいずれか ① 診断書（精神障害者保健福祉手帳用） ※精神保健指定医その他精神障がいの診断又は治療に従事する医師によるもので精神障がいに係る初診日から6ヶ月を経過した日以降の診断書 医師記入日から3ヶ月以内が有効期限 県提出用と市町村提出用の２枚の原本必要 ②（1）同意書（年金照会用） （2）「障害年金証書」（精神障がいを理由に受給中の場合のみ） （3）直近の「年金の振込通知書」 ※障害年金証書・年金の振込通知書については省略できる場合あり。 ③　（１）特別障害給付金受給資格者証（省略できる場合あり） （２）同意書（年金照会用） ・障害者手帳交付申請書 ・写真１枚（タテ4ｃｍ×ヨコ３ｃｍ、1年以内に撮影、裏面に氏名、住所、生年月日を記入） ・障害者手帳（精神障害者保健福祉手帳）※記載内容に変更がある場合のみ ※保佐人・後見人が申請する場合には「登記事項証明書」が必要です。 ※窓口申請をご希望の方は、必要なものが異なるのでお問い合わせください。 本人・同居の親族以外が申請する場合には委任状（任意様式）が必要です。
再認定申請 その他届出	**〇更新申請**：有効期限（２年間）が切れる3ヶ月前から手続きを受け付けます。 市から更新のお知らせ等はありませんのでご注意ください。 **〇再交付申請**：手帳を紛失、破損した場合などに行います。 **〇返還届**：障がい者が死亡した場合、あるいは精神障がいの状態がなくなった場合などに行います。 **〇記載事項変更届**：氏名･居住地など記載事項に変更があった場合に行います。 **※上記の申請、届出についてご不明な点はお問い合わせください。**
窓　口	障がい者支援課（福祉グループ） 行徳支所　福祉課

＊「等級と障害の状態」は次ページに掲載しています。

※等級と障害の状態

１　級	精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
２　級	精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
３　級	精神障害であって、日常生活もしくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

１－５　デジタル障害者手帳「ミライロID」　身 知 精

内　容	株式会社ミライロが提供するスマートフォン用アプリです。事前に障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳。以下、「障害者手帳」）を登録しておくと、スマートフォンの画面で障害者手帳の情報を表示することができるため、従来ならば外出先等でわざわざ取り出していた障害者手帳をスマートフォン一つで提示して、割引等を受けることができます。 なお「ミライロＩＤ」がなくても、障害者手帳の原本を提示いただければ、今までどおり障害者割引等を使うことができます。また、ミライロIDに登録をされた後でも、障害者手帳原本の提示は有効です。
対 象 者	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 のいずれかの所持者
利用方法	「ミライロID」 の ウェブサイトをご覧ください 【URL】https://mirairo-id.jp

２　年金など

２－１　障害基礎年金　身 知 精

内　容	○２０歳になる前に病気やケガをして障がいの状態となり、その障がい程度が障害基礎年金１・２級に該当する場合、２０歳以降支給されます。（所得制限あり） ○国民年金加入期間中、または老齢基礎年金を受給していない60歳以上65歳未満の国内在住の方が病気やケガをして障がいの状態となり、その障がい程度が障害基礎年金１・２級に該当する場合支給されます。（一定の保険料納付要件を満たしていること）
窓　口	国保年金課　　ＴＥＬ０４７－７１２－８５３８（相談は予約制です） 市川年金事務所　　（初診日が第３号被保険者期間にある場合）

２－２　障害厚生年金・障害共済年金　身 精

内　容	厚生年金・共済年金加入期間中に病気やケガをして障がいの状態となり、その障がい程度が、一定の要件を満たした場合、障害厚生年金・障害共済年金が支給されます。
窓　口	厚生年金保険は市川年金事務所　ＴＥＬ047－704－1177 共済年金は各共済組合

２－３　特別障害給付金　身 精

内　容	平成３年３月以前の国民年金任意加入対象者であった学生、または昭和６１年３月以前の国民年金任意加入対象者であった被用者（厚生年金、共済組合などの加入者）の配偶者であって、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、障がい程度が障害基礎年金１・２級に該当する場合支給されます。（所得制限あり）
窓　口	国保年金課　　ＴＥＬ０４７－７１２－８５３８（相談は予約制です）

２－４　雇用保険失業等給付　身 知 精

内　容	雇用保険の被保険者の方が、定年、倒産、自己都合等により離職し、失業中の生活を心配しないで、新しい仕事を探し、１日も早く再就職していただくために支給されます。（障害者手帳をお持ちの方は手続きの際、ご提示ください）
対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳　いずれかの所持者
窓　口	ハローワーク市川（市川公共職業安定所）　ＴＥＬ０４７－３７０－８６０９

２－５　千葉県心身障害者扶養年金　身 知 精

内　容	障がい者の保護者が、生存中一定額の掛金を納付することにより、保護者が死亡された（重度の障がいをうけた）場合に、残された障がい者に、終身一定の年金を支給する共済制度です。 ・年金額　　１口加入　　月 ２万円 （最大2口まで加入可） ・掛金月額　１口加入の場合　　9,３００円～２３,３００円
対 象 者	千葉県内に住所を有し、次にあげる障がい者の６５歳未満の保護者等。 ・身体障害者手帳１～３級所持者 ・療育手帳所持者 ・その他上記と同程度と認められる障がいがある方
窓　口	障がい者支援課（給付グループ）

３　手当

３－１　成人向け手当　身　知　精　（申請書類を受理した翌月から支給対象）

手　当　名	対　象　者	対象外になる方	支給内容
（国手当） 特別障害者手当	在宅の２０歳以上の方で、２つ以上の障がいが重複、または重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする方。 ※指定診断書等を提出していただき、審査を行います。	・施設に入所している方 ・病院などに３ヶ月を超えて入院している方 ・本人及び配偶者、扶養義務者の所得が限度額を超えている方	（月額） 30,450円 （支給月） 5月、８月、11月、2月 ※各月１０日に前3ヶ月分を支給
（市手当） 市川市重度障がい者福祉手当	市川市に居住し、住民基本台帳法に基づく記録をされている２０歳以上の障がい者で、次の１～３のいずれかに該当する方 １．身体障害者手帳1級の方 ２．療育手帳 Ⓐの１の方 / Ⓐの２の方 ３．精神障害者保健福祉手帳１級の方	・介護保険の認定を受けた方（介護保険サービスを全く利用していない場合は、介護保険の認定を取消すことで手当を受給できる場合があります） ・施設に入所している方 ・特別障害者手当（国）を受給している方 ・本人及び配偶者、扶養義務者の所得が限度額を超えている方	（月額） 7,000円 （支給月） 4月、7月、１０月、１月 ※各月１５日に前3ヶ月分を支給
（市手当） 市川市ねたきり身体障がい者等介護手当	２０歳以上でいずれかの障がいがある方の介護をしている方 １．在宅の身体障害者手帳1級の方で、６ヶ月以上寝たきりの状態にある６５歳未満の方 ２．在宅の療育手帳Ⓐの１、Ⓐの２の方	・介護保険の認定を受けた方（介護保険サービスを全く利用していない場合等においては、介護保険の認定を取消すことで手当を受給できる場合があります） ・施設に入所している方 ・本人及び配偶者、扶養義務者の所得が限度額を超えている方	（月額） 10,000円 （支給月） 4月、7月、１０月、１月 ※各月１５日に前3ヶ月分を支給
窓　口	障がい者支援課（給付グループ）		

※施設：特別養護老人ホーム（短期利用を除く）等の施設。なお、有料老人ホーム、グループホーム等、施設扱いとならないケースもございますので、詳細は担当までお問い合わせください。

３－２　児童向け手当　身 知 精　(申請書類を受理した翌月から支給対象)

手　当　名	対　象　者	対象外になる方	支給内容
（国手当） 障害児 福祉手当	２０歳未満の方で、重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする方。 ※指定診断書等を提出していただき、審査を行います。	・施設に入所している方 ・児童が障がいを理由とする公的年金の受給者 ・本人及び配偶者、扶養義務者の所得が限度額を超えている方	（月額） 16,560円 （支給月） 5月、8月、11月、2月 ※各月１０日に前３ヶ月分を支給
（市手当） 市川市心身障がい児福祉手当	２０歳未満の障がい児で以下の１～３に該当する方を監護している保護者の方 １．身体障害者手帳１級～４級の方（重複・併給の場合は1級～2級） ２．療育手帳Ⓐ～Bの１の方 ３．精神障害者保健福祉手帳１級～２級の方 ※単独（１～３のうち１つ） 重複（１～３のうち２つ） 併給（１～３のうち２つかつ障害児福祉手当を受給している方）	・障害児福祉手当（国）を受給している方（併給を除く） ・施設に入所している方 ・児童が障がいを理由とする公的年金の受給者 ・父母または養育者の方の所得が限度額を超えている方	（月額） 単独 8,000円 重複 12,000円 併給 4,000円 （支給月） ４月、７月、１０月、１月 ※各月１５日に前３ヶ月分を支給
（国手当） 特別児童扶養手当	重度または中程度の障がいの状態にある児童（２０歳未満）の父母または養育者。 （障がいの例：身体の外部障がい［身体障害者手帳おおむね１級から３級］、知的障がい［療育手帳Ⓐからおおむね B の１］、身体の内部障がいで機能の障がい又は病状が上記と同程度、精神の障がいが上記と同程度、障がいの重複により状態が上記と同程度）。 ※指定診断書等を提出していただき、審査を行います。	・施設に入所している方 ・児童が障がいを理由とする公的年金の受給者 ・父母または養育者の方の所得が限度額を超えている方	（月額） 1級 58,450円 2級 38,930円 （支給月） ４月(12～3月分) 8月(4～7月分) 11月(8～11月分) ※各月11日に前４ヶ月分を支給
窓　口	障がい者支援課（給付グループ）		

３－３　難病患者等福祉手当 ㊦

内　容	難病患者の方や家族の方の経済的な負担の軽減を図り、福祉の向上のため、福祉手当を支給します。
対 象 者	・千葉県特定医療費（指定難病）受給者証、千葉県小児慢性特定疾病医療受給者証、千葉県特定疾患医療受給者証をお持ちの方 ・２０歳未満で唇顎口蓋裂の方 **※所得制限あり、他の福祉手当との重複受給制限あり。**
支 給 額	月額　３，０００円（支給月：５月・１１月の１５日に支給）
必要なもの	・申請書　（市ホームページでダウンロード可） ・上記受給者証の写し**（疾病名・有効期限が記載されている部分）** ※受給者証等の申請手続きについては、市川保健所（市川健康福祉センター）ＴＥＬ：０４７－３７７－１１０２へお問い合わせください。 ・２０歳未満で唇顎口蓋裂の方は医師の診断書 ・振込先の銀行口座が確認できるもの（通帳等）※本人名義のもの
窓　口	障がい者支援課（給付グループ） 行徳支所　福祉課（申請書の提出のみ）

オンライン申請はこちら↓↓↓

https://logoform.jp/form/cGft/596004

※２０歳未満で唇顎口蓋裂の方は医師の診断書の原本が必要なためオンライン申請はできません。窓口での申請をお願いいたします。

※端末や OS、アップデートの状況によってご利用になれない場合があります。その際には窓口での申請をお願いいたします。

４　医療など

４－１　重度心身障害者（児）医療費助成　身　知　精

内　容	医療機関に支払った保険診療の自己負担を助成します。 （入院時食事療養費、介護保険サービスの自己負担等は除く）
対 象 者	・身体障害者手帳１級・２級、療育手帳Ⓐ・Ａの１を所持する方 ・身体障害者手帳３級でかつ療育手帳Ａの２・Ｂの１を所持する方 ・精神障害者手帳１級を所持する方 ※以下の場合は除きます。 ⑴平成27年8月1日以降、 ① 65歳以上で新規に上記の手帳を取得した方 ② 65歳以上で障がい程度変更、障がい追加、再認定により上記の障がい程度になる方 ⑵基準となる世帯（医療保険単位の世帯）の市民税所得割額の合計額が**23万5千円**以上の場合（ただし、腎臓・小腸・免疫機能障がい・心臓機能障がい（心臓移植後の抗免疫療法に限る）・肝臓機能障がい（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）等の場合は23万5千円以上でも対象となる場合があります） ⑶生活保護受給者
給付方法	**〇現物給付**（窓口での自己負担が軽減されます） 市が発行する**「重度心身障害者（児）医療費助成受給券」**を医療機関に提示すると、県内の医療機関では下記の自己負担額のみで受診ができます。 ※　ご加入の健康保険によっては「受給券」を交付できない方がいます。 **〇償還払い**（支払った医療費が後から給付されます） ① 医療機関の領収書（保険点数など内訳の記載があるもの）の原本またはコピーと請求書（市指定様式）を障がい者支援課へ提出してください。 ※ 医療機関の領収書に内訳が記載されていない場合は、医療機関で「診療報酬証明書」（市指定様式）を作成していただき、提出してください。その際にかかった文書料は1通に付き200円までを助成します。 ② 内容を審査した後、保険の高額療養費や附加給付等がある場合はその額を控除し、下記自己負担額との差額を、ご指定の口座に振り込みます。
自己負担額	入院１日３００円、通院１回３００円、調剤は無料 ※基準世帯が市民税非課税、または均等割のみ課税の場合は自己負担なし。
必要なもの	・上記対象者の障害者手帳　　・資格確認書 ・振込先の銀行口座が確認できるもの（通帳等）
窓　口	障がい者支援課（給付グループ） （以下の施設は請求書の提出のみ受け付けております） 行徳支所　福祉課・大柏出張所・市川駅行政サービスセンター

４－２　自立支援医療（精神通院）　㊍

内　容	精神疾患で、通院医療が継続的に必要な方の医療費（薬代等も含む）の自己負担分を公費で負担する制度です。この制度を利用すると**自己負担分は原則１割となります。**
対 象 者	精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に要する方が対象となります。また、対象となる医療の範囲は、精神疾患に対する通院による医療（薬代等も含む）とされており、医療保険の適用になるものに限ります。
費用の 一部負担	医療機関窓口における支払いは、精神通院にかかる医療費の１割分のみとなります。（たとえば、国民健康保険の加入者の場合、医療費の７割が保険負担、２割が公費負担残りの１割が自己負担となります）同じ医療機関で受けた治療であっても、精神医療に関係のないものは、公費負担の対象とはなりません。 また、医療受給者証に記載された薬局を利用される場合でも、受給者証に記載された医療機関以外の処方箋は公費負担の対象とはなりません。また、疾病の程度や所得水準に応じて、1ヶ月の自己負担額に上限が設けられている場合があります。
利用方法	申請受理後、千葉県の審査を経て受給者証が交付されます。（交付まで約３ヶ月を要します）。有効期間は1年間で、更新や受給者証の記載内容に変更がある場合はその都度、手続が必要です。
申請に 必要なもの	・診断書（精神通院医療用） ※更新申請を有効期日内に申請する際の診断書提出は2年に1回です。 ※手帳と同時に申請される場合は手帳用診断書（別様式）で兼ねられます。 （医師記入日から３ヶ月以内が有効期限） （県提出用と市町村提出用２枚の原本必要） ・自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書 ・市民税額等確認のための同意書（同意書・収入申告書） ※確認年度の１月１日に市川市以外に在住の方は**課税証明書等**が必要な場合があります。 詳しくはお問合せください。 ・資格確認書類 ①資格確認書 ②資格情報のお知らせ ③マイナポータルの健康保険証情報の画面もしくはデータを印字したもの 上記のいずれもお持ちでない場合 ④マイナンバーカード ※被保険者が市外在住の方は、被保険者のマイナンバーカードが必要になります。 ・自立支援医療受給者証のコピー　※記載内容に変更がある場合は原本 ※保佐人・後見人が申請する場合には「登記事項証明書」が必要です。 本人・同居の親族以外が申請する場合には「委任状」が必要です。 **※ご不明な点はお問い合わせください。**
窓　口	障がい者支援課（福祉グループ） 行徳支所　福祉課

４－３　自立支援医療（更生医療）　身

内　容	満１８歳以上の**身体障害者手帳所持者**について、障がいを除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して、その障がいの除去・軽減に必要な医療に係る自立支援医療費の支給を行うものです。
対 象 者	身体障害者手帳を所持している１８歳以上の方。
費用の一部負担	１割負担が原則ですが、医療保険単位の世帯ごとの所得（市町村民税の課税状況等）等に応じ、月ごとの負担に上限が設けられる場合があります。
利用方法	市より受給者証の交付を受け、**県より指定を受けた医療機関と薬局**で受診します。更新や受給者証の記載内容に変更がある場合は、手続が必要です。
申請に必要なもの	・自立支援医療費支給認定申請書 ・市民税額・健康保険情報確認のための同意書（同意書・収入申告書） ※確認年度の１月１日に市川市以外に在住の方は**課税証明書等**が必要な場合があります。詳しくはお問合せください。 ・指定医師が作成する所定の意見書 ・特定疾病療養受療証のコピー（腎臓人工透析療法の方など） ・加入医療保険情報がわかるものの写し（下記①、②のいずれか） ① マイナンバーカード（マイナ保険証の方） ※「資格情報のお知らせ」をお持ちの方は、当該通知のコピーもあわせてご提出ください。 ② 資格確認書（マイナ保険証でない方） ・身体障害者手帳 ・個人番号確認書類（マイナンバーカード、通知カード等） ※　原則事前申請です。
窓　口	障がい者支援課（福祉グループ）

対象となる障がい		標準的な治療
視覚障がい		網膜剥離手術、角膜移植術など
聴覚障がい		穿孔閉鎖術、形成術（外耳性難聴）など
言語障がい		形成術（発音構語障がい）、歯科矯正など
肢体不自由		形成術（関節拘縮、関節硬直）、人工関節置換術など
内部障がい	心臓	弁口、心室心房中隔に対する手術、ペースメーカー埋込み手術など
	腎臓	人工透析療法、腎移植術（抗免疫療法含む）など
	小腸	中心静脈栄養法など
	免疫	抗ＨＩＶ療法、免疫調節療法など
	肝臓	肝臓移植術、抗免疫療法など

〇新規申請手続きの流れ（概要）

※ 県の審査があるため受給者証の交付まで、約２ヶ月かかります。

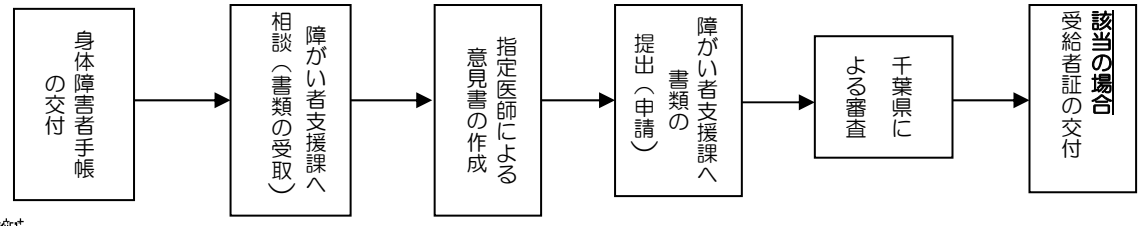

４－４　自立支援医療（育成医療）　㊎

内　容	身体に障がいのある児童に対し、手術などの治療により、その症状が除去または軽減し、日常生活が容易になると認められる場合に、その治療等に要する医療費の一部を公費により負担する制度です。 給付内容は、診療、薬剤または治療材料（治療用補装具含む）の支給、医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術、病院または診療所への入院及びその療養に伴う世話、その他看護、移送（医療保険により給付を受けられない者の移送に限る。）です。
対 象 者	１８歳未満の、現在または将来において機能障がいを残す方で、手術を前提とした入院及び手術後に確実な治療効果（機能の回復）が見込まれる方。 なお、**給付の対象者は、身体障害者手帳の有無は問いません。** ※世帯（原則同一保険加入者）の所得により対象とならない場合があります
費用の 一部負担	１割負担が原則ですが、医療保険単位の世帯ごとの所得（市町村民税の課税状況等）等に応じ、月ごとの負担に上限が設けられる場合があります。
利用方法	市より受給者証の交付を受け、**県より指定を受けた医療機関や薬局**で受診します。記載内容に変更がある場合は、手続が必要です。
申請に 必要なもの	・自立支援医療費支給認定申請書 ・市民税額・健康保険情報確認のための同意書（同意書・収入申告書） ※確認年度の１月１日に市川市以外に在住の方は**課税証明書等**が必要な場合があります。詳しくはお問合せください。 ・意見書（指定医療機関医師が記載） ・保護者、本人の加入医療保険情報がわかるものの写し （下記①、②のいずれか） ① マイナンバーカード（マイナ保険証の方） ※「資格情報のお知らせ」をお持ちの方は、当該通知のコピーもあわせてご提出ください。 ② 資格確認書（マイナ保険証でない方） ・保護者、本人の個人番号確認書類（マイナンバーカード、通知カード等） ・補装具の場合は、請求書・着装証明書・領収書・給付決定通知書・口座の確認できるもの、受給者証及び上限管理票 **※　緊急手術以外は原則事前申請です。**
窓　口	障がい者支援課（福祉グループ）

〇対象となる障害の例（詳しくはお問い合わせください。）
（１）音声機能、言語機能、又はそしゃく機能の障がいによるもの
（２）肢体不自由によるもの
（３）心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又は肝臓の機能の障がいによるもの
（４）先天性の内臓の機能の障がいによるもの　　等

４－５　精神障がい者入院医療費助成　㊜

内　容	精神障がい者の精神疾患治療のための入院にかかる医療費の一部を助成します。 ※医療保険外の診療や介護保険法に基づく介護療養型医療施設への入所（入院）は対象外です。
対 象 者	市川市に住民票があり、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ※以下の場合は除きます。 ・基準となる方の市民税所得割額の合計額が、２３万５千円以上の方 ・生活保護受給者 ・重度心身障害者（児）医療費助成の対象者
助 成 額	（保険診療自己負担金）×1/2　＋　（入院時食事代標準負担額）×1/2 ただし、月額限度額３０，０００円
申請に必要なもの	・市川市精神障害者入院医療費助成金交付申請書 ・口座振込依頼書 ・精神障害者保健福祉手帳のコピー ・資格確認書類 資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータルの健康保険証情報の画面もしくはデータを印字したもの、マイナンバーカードのコピーのいずれか ・同意書（マイナンバー制度による情報連携の同意書） ・市民税の所得割額のわかる書類 （※確認年度の１月１日に市川市に住民登録がない方のみ） ※保佐人・後見人が申請する場合には「登記事項証明書」が必要です。 ※窓口申請をご希望の方で、本人・同居の親族以外が申請する場合には「委任状」が必要です。 **※ご不明な点はお問い合わせください。**
そ の 他	・申請は入院ごとに必要であり、その助成給付は、**申請を受理した月の診療分から対象**となります。退院された場合には助成期間が終了しますので、**再度入院した場合には再申請が必要です。**早めにご申請ください。 ※月途中に精神障害者手帳を取得した場合は手帳交付日を基に日割りで算定します。 ・助成金を交付する際、診療内容の確認のため必要に応じ診断書やそれに代わるものを提出していただく場合があります。
窓　口	障がい者支援課（福祉グループ） 行徳支所　福祉課

４－６　後期高齢者医療（６５歳以上）　身 知 精

内　容	後期高齢者医療制度で医療を受けることができます。（任意加入） ※加入方法、保険料及び医療費の負担割合などは個々に異なりますので 必ず国保年金課　資格グループにお問い合わせください。
対 象 者	６５歳以上７５歳未満で、厚生労働省令で定めるところにより、政令で定める程度の障がいの状態に該当し、窓口に申請のうえ、後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方。 【障がいの状態】 ・身体障害者手帳１から３級および４級の一部（※） ・療育手帳Ａ以上 ・精神障害者保健福祉手帳１、２級 ・障害年金１、２級 ※４級の一部とは、音声・言語機能又は、両下肢のすべての指を欠くもの、右または左下肢を下腿の二分の一以上で欠くもの、右または左下肢の機能の著しい障がいのいずれか （※詳細はお問い合わせください）
必要なもの	・身体障害者手帳　・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳　・国民年金証書　のいずれか ・個人番号確認書類（マイナンバーカード、通知カード等）
窓　口	国保年金課　資格グループ

５　補装具・日常生活用具

５－１　補装具の交付・借受け・修理（自立支援給付）　身　難

※　購入･借受け･修理する前に必ず申請してください。（次項参照）

対象者	身体障害者手帳を持っている方または難病等の方で、**千葉県の判定を受け、補装具の交付が認められた方**（視覚障害者安全つえ等一部の補装具を除く） ※介護保険、労災保険の対象となる方は、各保険制度が優先になります。
内　容	下記補装具等の交付・修理を行っています。 ・視覚障がい者　……眼鏡，義眼，視覚障害者安全つえ ・聴覚障がい者　……補聴器 ・肢体不自由者　……義手(借)，義足(借)，下肢装具等(借)，車椅子(介)，電動車椅子(介)，姿勢保持装置(借)，座位保持椅子(借) 歩行器(介)(借)，歩行補助つえ(介) 重度障害者用意思伝達装置(借) ※原則として補装具一種目につき、支給対象となるのは一個です。 ※義肢、装具、姿勢保持装置の借受けは完成用部品のみです。
利用者負担額	原則１割負担ですが、世帯の課税状況に応じて、以下のように利用者負担額及び負担上限月額が設定されています。 **【世帯の範囲】** 18歳以上の障がい者：本人と配偶者 18歳未満の障がい児：保護者の属する世帯 **【負担額等】** 世帯の課税状況／負担額／負担上限月額 市民税課税世帯／基準額の１割／37,200円 市民税非課税世帯／0円／0円 生活保護世帯／0円／0円 ※世帯のいずれかの方の市民税所得割額が46万円以上の場合は対象外となります。 ※18歳未満の補装具費に対する所得制限はありません。
必要なもの	・身体障害者手帳 ・個人番号確認書類（マイナンバーカード、通知カード等） ※　難病等の方は、必要な書類があるため、お問い合わせください。 ※　種目によって申請書類が異なりますので、事前にお問い合わせください。
窓　口	障がい者支援課（福祉グループ）

(介)・・・介護保険優先の補装具です。(借)・・・借受け対象の補装具です。

補装具の購入のための申請から支給決定の流れ（18歳以上・購入の例）

① 相談・申請　身体障害者手帳等をご用意のうえ、電話または窓口にて障がい者支援課までご相談ください。

⇩

確認後、申請書をご提出いただきます。場合により聞き取りが必要な場合があります。また、市川市長宛の見積書を障がい者支援課に提出するよう、補装具業者へ依頼していただきます。

②判　定　義肢、装具、姿勢保持装置、補聴器、車椅子（オーダーメイド）、電動車椅子、重度障害者意思伝達装置などを新規購入する場合は、障害者相談センターの判定が必要です。

⇩

※判定が必要な場合は障がい者支援課から障害者相談センターへ依頼し、日程調整を行います。判定日や判定場所をご連絡し、後日判定を受けていただきます。

※視覚障害者安全つえ等一部の補装具は判定が必要ありません。（ただし、医師の意見書等が必要な場合があります。）

③支給決定　申請書、見積書、医師意見書等（必要な場合のみ）、判定書（判定が伴うものについて、障害者相談センターから市町村に交付されます。）が揃ってから、下記の書類を障がい者支援課から送付いたします。氏名等を記入後、補装具業者に提出してください。（利用者負担額がある場合は、補装具業者にお支払いください。）

⇩

○決定通知書　○支給券　○代理受領委任状

④適合判定　補装具が納品され、利用して一定期間（1ヶ月程度）後に、補装具が判定どおり製作されているか等を障害者相談センターにおいて確認させていただきます。再度、判定会場までお越しいただきます。

②の判定を受けた方のみ

※障害者相談センターの判断により、適合判定の必要がない場合もあります。

18歳未満の方の補装具購入の場合

原則として申請書と医師の意見書等を提出していただき、市町村が判断して支給決定いたします。**18歳未満で補装具が交付されていた場合でも、18歳以上になって初めて交付申請をする場合は、上記（①～④）と同じ流れになります。**

修理の場合（18歳未満･18歳以上共に）

補装具の種類や修理内容の確認が必要になります。申請書の提出後、補装具業者に連絡して市川市長宛の見積書を提出していただくことで対応できる場合があります。

借受けの場合（18歳未満･18歳以上共に）

詳細はお問い合わせください。

５－２　日常生活用具の給付（地域生活支援事業）　身 知 精 難

<table>
<tr><td>内　容</td><td>主に在宅の障がい者の方に、日常生活の利便を図るため、用具を給付しています。
※介護保険の対象となる方は、介護保険制度が優先になります。介
※購入前に必ず申請してください。個人で購入された用具は助成できません。</td></tr>
<tr><td>種類及び対象</td><td>日常生活用具一覧参照（次頁以降）</td></tr>
<tr><td>費　用</td><td>原則1割負担ですが、世帯の課税状況に応じて、以下のように利用者負担額及び負担上限月額が設定されています。（修理については全額自己負担となります。）
【世帯の範囲】<table><tr><td>18歳以上の障がい者</td><td>本人と配偶者</td></tr><tr><td>18歳未満の障がい児</td><td>保護者の属する世帯</td></tr></table>【負担額等】<table><tr><td>世帯の課税状況</td><td>負担額</td><td>負担上限月額</td></tr><tr><td>市民税課税世帯</td><td>基準額の1割</td><td>37,200円</td></tr><tr><td>市民税非課税世帯
（均等割のみ課税を含む）</td><td>0円</td><td>0円</td></tr><tr><td>生活保護世帯</td><td>0円</td><td>0円</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>必要なもの</td><td>・身体障害者手帳／療育手帳／精神障害者保健福祉手帳
（上記以外に千葉県特定医療費（指定難病）受給者証、千葉県小児慢性特定疾病医療受給者証、千葉県特定疾患医療受給者証を所持している方はお持ちください。）
※　種目によって申請書類が異なりますので、事前にお問い合わせください。</td></tr>
<tr><td>窓　口</td><td>障がい者支援課（福祉グループ）　　行徳支所　福祉課
（行徳支所では、ストーマ装具・紙おむつの継続分の申請のみ受付けています）</td></tr>
</table>

※　以下のものは、耐用年数内であっても、基準額の範囲内で複数回に分けての給付申請を可能とします。但し、別品目に限ります。

（9.入浴補助用具、12.移動・移乗支援用具、19.聴覚障害者用屋内信号装置、29.情報・通信支援用具）

※　取付工事費の助成があります。限度額6万円。

（5.入浴担架、7.移動用リフト、9.入浴補助用具、10.ポータブルトイレ(便器)、12.移動・移乗支援用具、14.特殊便器、15.火災警報器、16.自動消火器、19.聴覚障害者用屋内信号装置、38.聴覚障害者用通信装置、39.聴覚障害者情報受信装置）

【手続きに必要なもの】

① 取付工事費の領収書（本人の氏名が入ったもの）
② 銀行口座がわかるもの

日常生活用具一覧

※番号に下線が引かれているものは他の障がいにも種目があるものとなります。
【肢体不自由】　　㊎・・・介護保険優先の種目です。

	種　目	障がい及び程度	基準額	耐用年数
1	特殊寝台 ㊎ (訓練用ベッドを含む)	下肢又は体幹機能障がい2級以上で自力で寝返り又は起き上がりができない3歳以上のもの	¥200,000	10年
2	特殊マット ㊎	下肢又は体幹機能障がい2級以上で自力で寝返り又は起き上がりができない3歳以上のもの	¥20,000	5年
3	エアマット ㊎ (じょくそう防止用)	下肢又は体幹機能障がい１級で自力で体位変換できないものであり、かつ常時介護を要するものであって3歳以上のもの	¥100,000	10年
4	特殊尿器 ㊎	下肢又は体幹機能障がい１級以上の常時介護を要するものであって学齢児以上のもの	¥67,000	5年
5	入浴担架 ㊎	下肢又は体幹機能障がい2級以上で入浴にあたり家族等他人の介助を要するもの	¥83,000	5年
6	体位変換器 ㊎	下肢又は体幹機能障がい2級以上で体位変換にあたって家族等他人の介助を要するもので学齢児以上のもの	¥15,000	5年
7	移動用リフト ㊎	下肢又は体幹機能障がい2級以上で3歳以上のもの （床走行式・固定式・据置式が対象。天井走行型、その他住宅改修を伴うものは対象外。）	¥159,000	5年
8	訓練いす	下肢又は体幹機能障がい2級以上で3歳以上のもの	¥50,000	5年
9	入浴補助用具 ㊎	下肢又は体幹機能障がいであって、入浴に介助を必要とするもので3歳以上のもの（入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、入浴内・浴槽内のすのこ等が対象。）	¥90,000	8年
10	ポータブルトイレ（便器） ㊎	下肢又は体幹機能障がい2級以上で学齢児以上のもの	¥30,000	5年
11	T字杖・棒状杖	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい者	¥5,000	3年
12	移動・移乗支援用具 （旧歩行支援用具） ㊎	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいを有し、家庭内の移動等において介助を必要とするもので3歳以上のもの （ある一定の性能を有する手すり、スロープが対象で、住宅改修を伴うものを除く。）	¥100,000	8年
13	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいを有するため頻繁に転倒するもの及び児童相談所又は障害者相談センターにおいて、知的障がい児・者として判定され障がいの程度が重度又は最重度であるもので、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	¥37,000	3年
14	特殊便器	上肢機能障がい2級以上であって学齢児以上のもの	¥159,000	8年
15	火災警報器	身体障害者手帳１～２級又は療育手帳Ⓐ～Aの２又は精神障害者保健福祉手帳1級の方で障がい者のみの世帯 又はこれに準ずる世帯（地域包括支援課の「警報器等給付事業」を利用している方は除く）	¥15,500	8年

5　補装具・日常生活用具

	種　目	障がい及び程度	基準額	耐用年数
16	自動消火器	下肢又は体幹機能障がい2級以上であって火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）又は児童相談所又は障がい者相談センターにおいて、知的障がい児・者として判定され障がいの程度が重度又は最重度であるものであって火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	¥31,000	8年
21	ネブライザー	呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がいを有するもの （所定の指示書が必要。同程度の障がいの場合は意見書も必要）	¥36,000	5年
22	電気式たん吸引器	呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がいを有するもの （所定の指示書が必要。同程度の障がいの場合は意見書も必要）	¥59,000	5年
24	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装着が必要な者（所定の指示書・意見書が必要）	￥157,500	5年
25	非常用電源装置	呼吸器機能障害３級以上又は身体に同程度の障害のある者で、人工呼吸器の装着が必要なもの	￥100,000	5年
29	情報・通信支援用具	上肢機能障がい2級以上のもので障がい者向けパーソナルコンピュータ周辺機器を利用することにより社会参加が認められるもの	¥100,000	5年
50	居宅生活動作補助用具	居宅生活動作補助用具の支給を参照（P54）	¥200,000	―

【視覚障がい】

	種　目	障がい及び程度	基準額	耐用年数
15	火災警報器	身体障害者手帳１～２級又は療育手帳Ⓐ～Aの２又は精神障害者保健福祉手帳1級の方で障がい者のみの世帯 又はこれに準ずる世帯（地域包括支援課の「警報機等給付事業」を利用している方は除く）	¥15,500	8年
17	電磁調理器	視覚障がい2級以上のもの（視覚障がいのみの世帯、及びこれに準ずる世帯で現に所有していない場合に限る）　又は児童相談所又は障害者相談センターにおいて、知的障がい児・者として判定され障がいの程度が重度又は最重度であるもので１８歳 以上 の もの	¥41,000	6年
18	歩行時間延長信号機用 小型送信機	視覚障がい2級以上であって学齢児以上のもの （本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれるものに限る。	¥7,000	10年
26	視覚障害者用体温計 （音声式）	視覚障がい2級以上で学齢児以上のもの （視覚障がいのみの世帯、及びこれに準ずる世帯）	¥9,000	5年
27	視覚障害者用体重計	視覚障がい2級以上の障がい者 （視覚障がいのみの世帯、及びこれに準ずる世帯）	¥18,000	5年
29	情報・通信支援用具	視覚障がい2級以上のもので障がい者向けパーソナルコンピュータ用のアプリケーションソフトを利用することにより社会参加が認められるもの	¥100,000	5年
30	地上デジタル放送 対応ラジオ	視覚障がい者 （視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するものに限る。）	¥29,000	5年
31	点字ディスプレイ	視覚障がい2級以上であって、点字を日常的に使用しているもののうち、就学・就労、その他の活動で必要と認められるもの	¥384,000	6年

	種　目	障がい及び程度	基準額	耐用年数
32	点字器	視覚障がい2級以上であって就学若しくは就労しているか就労が見込まれるもの	¥11,000	5年
33	点字タイプライター	視覚障がい2級以上であって就学若しくは就労しているか就労が見込まれるもの	¥64,000	5年
34	視覚障害者用ポータブルレコーダー(DAISY方式を含む)	視覚障がい2級以上であって学齢児以上のもの	¥90,000	6年
35	視覚障害者用活字文書読み上げ装置	視覚障がい2級以上であって学齢児以上のもの	¥115,000	6年
36	視覚障害者用拡大読書器(暗所視支援眼鏡を含む)	視覚障がいであって本装置により文字等を読むことが可能になる者で学齢児以上のもの（暗所視支援眼鏡にあっては、夜盲又は視野狭窄の症状のあるものに限る）	¥198,000	8年
37	視覚障害者用時計	視覚障がい2級以上の障がい者	¥14,000	10年
46	点字図書	主に情報の入手を点字によっている視覚障がい者・児	点字図書の購入価格相当	年6ﾀｲﾄﾙ24巻まで

【聴覚・音声・言語障がい】

	種　目	障がい及び程度	基準額	耐用年数
15	火災警報器	身体障害者手帳１～２級又は療育手帳Ⓐ～Aの２又は精神障害者保健福祉手帳1級の方で障がい者のみの世帯、又はこれに準ずる世帯（地域包括支援課の「警報機等給付事業」を利用している方は除く）	¥15,500	8年
19	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障がい2級以上のもの（聴覚障がいのみの世帯及びこれに準ずる世帯であって日常生活上必要と認められる世帯）	¥88,000	10年
28	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障がい者、又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障がいを有するもので学齢児以上のもの	¥99,000	5年
38	聴覚障害者用通信装置（FAX等）	聴覚障がい又は発声・発語に著しい障がいを有するものであって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要が認められる学齢児以上のもの	¥71,000	5年
39	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障がい者・児であって、本装置によりテレビの視聴が可能となるもの	¥90,000	6年
40	人工内耳体外装置	聴覚障がいを有するものであって、現に人工内耳を装用かつ、体外装置について装用後5年を経過し、医療保険の給付を受けられないもの ※所定の意見書が必要	￥200,000	5年
41	人工内耳用電池（空気亜鉛電池）	聴覚障がいを有するものであって、現に人工内耳を装用しているもの ※人工内耳を両耳に装用している場合は左右それぞれに支給可 ※充電池との併給は不可	￥2,500（月額）	―
42	人工内耳用電池（充電池）	聴覚障がいを有するものであって、現に人工内耳を装用しているもの ※人工内耳を両耳に装用している場合は左右それぞれに支給可 ※空気亜鉛電池との併給は不可	￥17,600	１年
43	人工内耳用充電器	聴覚障がいを有するものであって、現に人工内耳を装用しているもの（人工内耳用充電池を使用しているものに限る。）	￥28,600	３年

5　補装具・日常生活用具

【その他の障がい】

	種　目	障がい及び程度	基準額	耐用年数
13	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいを有するため頻繁に転倒するもの及び児童相談所又は障害者相談センターにおいて、知的障がい児・者として判定され障がいの程度が重度又は最重度であるもので、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	¥37,000	3年
15	火災警報器	身体障害者手帳１～２級又は療育手帳㋐～Aの２又は精神障害者保健福祉手帳1級の方で障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯 （地域包括支援課の「警報機等給付事業」を利用している方は除く）	¥15,500	8年
17	電磁調理器	視覚障がい2級以上のもの（視覚障がいのみの世帯、及びこれに準ずる世帯で現に所有していない場合に限る。）又は児童相談所又は障害者相談センターにおいて、知的障がい児・者として判定され障がいの程度が重度又は最重度であるもので18歳以上のもの	¥41,000	6年
20	透析液加温器	腎臓機能障がい３級以上で自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う3歳以上のもの （診断書で腹膜透析の判断ができない場合は所定の意見書が必要）	¥52,000	5年
21	ネブライザー	呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がいを有するもの （所定の指示書が必要。同程度の障がいの場合は意見書も必要）	¥36,000	5年
22	電気式たん吸引器	呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がいを有するもの （所定の指示書が必要。同程度の障がいの場合は意見書も必要）	¥59,000	5年
23	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う障がい者	¥17,000	10年
24	動脈血中酸素飽和度測定器 （パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な者（所定の指示書・意見書が必要）	¥157,500	5年
25	非常用電源装置	呼吸器機能障害３級以上又は身体に同程度の障害のある者で、人工呼吸器の装着が必要なもの	￥100,000	5年
44	人工喉頭	喉頭を摘出したもの	電動式 ¥71,000 笛式 ¥5,000	5年 4年
45	人工鼻の接着剤、剥離剤、その他の付属品	喉頭を摘出したもので、常時人工鼻を使用するもののうち、付属品を使用するもの	¥23,760 （月額）	—
47	ストーマ装具	人工肛門・人工膀胱造設者　　※申請のあった月から支給開始	蓄便袋（月額） ¥9,000 蓄尿袋（月額） ¥12,000	—
48	紙おむつ等	3歳以上65歳未満で次のいずれかに該当するもの ①二分脊椎の者 ②身体障がい者手帳１級で、就学時前から、事故や病気等のために尿意又は便意を伝えることができない者 ※所定の意見書が必要	¥12,000 （月額）	—
49	収尿器	脊髄損傷等により失禁がある高度の排尿機能障がい者・児	¥9,000	1年

【難病患者等】＊難病等の一覧は、110～114ページに掲載しています。

	種　目	障がい及び程度	基準額	耐用年数
1	特殊寝台 ㊍ (訓練用ベッドを含む)	寝たきり状態の者	¥200,000	10年
2	特殊マット ㊍	寝たきり状態の者	¥20,000	5年
3	特殊尿器 ㊍	自力で排尿できない者	¥67,000	5年
4	体位変換器 ㊍	寝たきり状態の者	¥15,000	5年
5	移動用リフト ㊍	下肢又は体幹機能障がいを有する者	¥159,000	5年
6	入浴補助用具 ㊍	入浴に介助が必要な者	¥90,000	8年
7	ポータブルトイレ（便器） ㊍	常時介護が必要な者	¥30,000	5年
8	移動・移乗支援用具 （旧歩行支援用具） ㊍	下肢が不自由な者	¥100,000	8年
9	特殊便器	上肢障がいを有する者	¥159,000	8年
10	自動消火器	火災発生の感知及び退避が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	¥31,000	8年
11	ネブライザー	呼吸機能に障がいのある者（所定の指示書・意見書が必要）	¥36,000	5年
12	電気式たん吸引器	呼吸機能に障がいのある者（所定の指示書・意見書が必要）	¥59,000	5年
13	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装着が必要な者（所定の指示書・意見書が必要）	¥157,500	5年
14	非常用電源装置	人工呼吸器の装着が必要な者	¥100,000	5年
15	居宅生活動作補助用具	下肢または体幹機能障がいを有する者（P５３参照）	¥200,000	―

６　障害福祉サービス（自立支援給付）

６－１　障害福祉サービスの概要

障害福祉サービスには、居宅介護や短期入所などの「介護給付」と、機能訓練や生活訓練、就労移行支援などの「訓練等給付」等があります。（次頁以降「対象サービス一覧」参照）

支給申請については、電話又はFAXにて、障がい者支援課まで事前にご相談ください。
（TEL：０４７－７１２－８５１７　FAX：０４７－７１２－８７２７）
※ 窓口での相談をご希望の場合は、事前予約をお願いしております。
　ご理解・ご協力をお願いいたします。

市は申請に基づき、認定調査を行い、支給決定及び受給者証の発行をいたします。
（支給決定期間中に利用したサービスに係る自己負担額の一部又は全部が支給されます。）

※ 介護保険の対象となる方は、原則、介護保険制度が優先されます。

給付を受けるまでの流れ

※ 申請から支給決定までは一定期間必要です。必要な期間は、支給申請するサービスの種類によって異なります。

① **相談・支給申請**（窓口：障がい者支援課）
　※ 申請には個人番号確認書類、本人確認書類等が必要です。
⇩
② **認定調査**（心身の状況に関する調査を行います。）
⇩
③ **主治医へ意見書依頼**（市が依頼します。）
⇩
④ **審査会での判定**（障害支援区分（非該当・１～６）を認定します。）
　※ 障害支援区分は、障がいの状況によって、
　　３か月～36か月の期間で認定します。
⇩
⑤ **支給決定**（市が受給者証を交付します。）

６－２　対象サービス一覧（介護給付）　※ 水色の受給者証

サービス名	対象障がい	主なサービス内容
居宅介護	身 知 精 難	○ 障がい者・児の自宅をホームヘルパーが訪問して、下記のサービスを行います。 《サービスの内容》 身体介護：食事、排泄、着替え、入浴等の介護 家事援助：掃除、洗濯、調理、買い物等の援助 通院等介助・・・　病院等への通院の介助など その他家事並びに生活等についての助言・相談 ※　障害支援区分１以上の方
重度訪問介護	身 難 知 精	○ 重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい・精神障がいにより、行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする方に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動中の介護を総合的に行います。 ※　障害支援区分４以上で、かつ一定の要件を満たす方
重度障害者等包括支援	身 難 知 精	○ 介護の必要性が特に高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。 ※　障害支援区分６で、かつ一定の要件を満たす方
行動援護	知 精	○ 自己判断能力が制限されている方が危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護や行動する際に必要な援助を行います。 ※　障害支援区分３以上で、かつ一定の要件を満たす方
同行援護	身 難	○ 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に、外出する際に必要な、視覚的情報の提供や移動時の援護、排泄・食事等の介護その他援助を行います。 ※ 別途、アセスメント調査が必要
療養介護	身 難 知	○ 医療機関において医療と介護を常時必要とする方に、機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の介助を行います。 ※　ALS　障害支援区分６以上の方 ※　筋ジストロフィー　障害支援区分５以上の方 ※　重症心身障がい者　障害支援区分５以上の方
生活介護	身 知 精 難	○ 障害者支援施設等において、食事や入浴、排泄等の介護や日常生活上の支援、軽作業等の生産・創作活動の機会の提供など身体機能・生活能力の向上のため必要な援助を行います。 ※　障害支援区分３以上の方、施設入所と併用の場合は区分４以上の方（50歳以上の方は区分２以上、施設入所と併用の場合は区分３以上）

６　障害福祉サービス（自立支援給付）

サービス名	対象障がい	主なサービス内容
施設入所支援	身 知 精 難	○ 施設において主に夜間における入浴、排泄等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。 ※ 生活介護利用者のうち、障害支援区分４以上の方（50歳以上の方は区分３以上） ※ 自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援B型の利用者のうち、入所させながら訓練等を実施することが必要、かつ通所によって訓練等を受けることが困難な方
短期入所	身 知 精 難	○ 介護者の疾病その他の理由により、居宅において一時的に介護ができなくなった場合に障がい者･児を障害者支援施設や児童福祉施設等で預かり、入浴、排泄又は食事等の介護や日常生活上の援助を行います。 ※ 障害支援区分１以上の方

６－３　対象サービス一覧（訓練等給付）※ 水色の受給者証

サービス名	対象障がい	主なサービス内容
グループホーム（共同生活援助）	身 知 精 難	○ 主に夜間の時間帯、共同生活を営む住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。
自立訓練（機能訓練）（生活訓練）	身 知 精 難	○ 自立した日常生活又は社会生活が送れるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援【令和７年10月開始】	身 知 精 難	○ 就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
就労移行支援	身 知 精 難	○ 一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型＝雇用型）（B型＝非雇用型）	身 知 精 難	○ 一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
自立生活援助	身 知 精 難	○ 一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により、必要な援助を行います。
就労定着支援	身 知 精 難	○ 一般就労へ移行した方に対し、就労の継続を図るために、就労に伴う生活面の課題に対し、企業・自宅への訪問等により必要な指導・助言を行います。

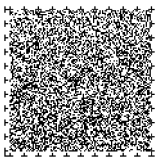

６－４　対象サービス一覧（地域相談支援）※ ピンク色の受給者証

サービス名	対象障がい	主なサービス内容
地域移行支援	身 知 精 難	○ 障害者支援施設等に入所、又は精神科病院に入院している方に対し、住居の確保、その他地域における生活に移行するための相談等の支援を行います。
地域定着支援	身 知 精 難	○ 居宅において単身等で生活する方について、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に対して、相談等の支援を行います。

※ 自立支援給付を受給するためには、サービス等利用計画が必要となります。
（相談支援専門員による作成に代えて、本人・家族等が作成するセルフプランを選択することも可能です。）

サービス名	対象障がい	主なサービス内容
計画相談支援	身 知 精 難	○ サービス利用支援 障害福祉サービスの申請にかかる支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。 ○ 継続サービス利用支援 一定期間ごとにその利用状況が適切であるか検証（モニタリング）し、必要に応じてサービス事業者等との連絡調整等を行います。

７　障害児通所支援

７－１　障害児通所支援の概要

障害児通所支援とは、児童福祉法に基づく支援であり、療育や訓練等が必要な児童に対して、日常生活の基本的動作の指導、知識や技能の提供、集団生活への適応訓練等を行うものです。

支給申請については、発達支援課へお電話（０４７－３７０－３５６１）いただくか、発達支援課窓口（市川市大洲４－１８－３ 市川市こども発達センター内）までお越しください。

市は審査会を開催し、申請に基づき、支給決定及び受給者証の発行をいたします。

（支給決定期間中に利用したサービスに係る自己負担額の一部又は全部が支給されます。）

給付を受けるまでの流れ

1. 通所を希望する事業所に連絡し、通所開始日や利用頻度についてご相談ください。
2. 各種手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）のコピー、又は医師の診断書等を準備してください。
3. 申請書類を作成のうえ、各種指定書類を添付し、ご提出ください。
   ※ 申請書類は、発達支援課の窓口にて配布しています。
   ※ 市公式Ｗｅｂサイトからのダウンロードも可能です。
4. 提出された書類を発達支援課にて審査し、支給期間や支給量等を決定します。
5. 「通所受給者証」が交付されます。
   （申請後、受給者証がお手元に届くまで一定期間要します。ご了承ください。）

７－２　対象サービス一覧　※ 緑色の受給者証

サービス名	主なサービス内容
児童発達支援	○ 療育が必要な未就学児及び、機能訓練や医療的な支援が必要な障がい児に対し、通所支援を行います。
放課後等デイサービス	○ 小・中・高生に対し、放課後や、学校が休みの日に、通所支援を行います。
保育所等訪問支援	○ 保育園、幼稚園、こども園、小学校、放課後保育クラブ等に在籍している障がい児に対し、保育所等訪問支援事業所の職員が訪問による支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	○ 外出が困難な障がい児に対し、発達支援を行います。 対象者：下記のいずれかに該当している者 １．重度の障がい等の状態にある障がい児 ・身体障害者手帳：１級又は２級 ・療育手帳：等級にⒶ又はAの表記のあるもの ・精神障害者保健福祉手帳：１級 （のいずれかを所持かつ外出困難） ２．上記１に準ずる状態（※）にあって外出することが著しく困難な障がい児 （※）・人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態 ・重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態

８　地域生活支援事業

８－１　移動支援事業　身 知 精 難　※ オレンジ色の受給者証

内　容	障がい者等の外出及び余暇活動等の社会参加に伴う外出の際に、移動を支援します。（重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者包括支援の対象者は障害福祉サービスが優先されます。）
対 象 者	下記に該当し、社会生活上必要な外出及び余暇活動等の社会参加に伴う外出の際に、移動の支援が必要と認められる方 ⑴ 知的障がいがある方 ⑵ 精神障がいがある方 ⑶ 身体障害者手帳所持者で肢体不自由1級であり、両上下肢機能の障がいのある方又はこれに準ずる方 ⑷ ⑶の方に準ずる難病等の方 ※聞き取りによる調査があります。
費　用	原則、利用料の1割負担となります。（所得の状況によって異なります。）
手 続 き	指定の申請書を市ホームページからダウンロードできます。（一部手続きはオンライン申請可）
窓　口	障がい者支援課（相談グループ）

８－２　日中一時支援事業　身 知 精 難　※ オレンジ色の受給者証

内　容	障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等を日常的に介護している家族に対し就労支援や一時的な休息を提供します。
対 象 者	日中において、介護者の不在等により、一時的に見守り等の支援が必要と認められる障がい者等
費　用	原則、利用料の1割負担となります。（所得の状況によって異なります。）
手 続 き	指定の申請書を市ホームページからダウンロードできます。（一部手続きはオンライン申請可）
窓　口	障がい者支援課（相談グループ）

８－３　訪問入浴サービス事業　身 難　※ オレンジ色の受給者証

内　容	重度の身体障がいにより自宅での入浴が困難な方に対して、看護師と介助員が定期的に訪問し、室内でポータブル浴槽を使って入浴の介助をします。 ※介護保険の対象となる方は、介護保険制度が優先されます。
対 象 者	⑴　身体に重度の障がいがあり、自宅での入浴が困難な方で、医師から入浴が可能と診断された方　※指定の診断書があります。 ⑵　⑴に準ずる難病等の方
費　用	原則、利用料の1割負担となります（課税の状況によって異なります）。
手 続 き	指定の申請書を市ホームページからダウンロードできます。（一部手続きはオンライン申請可）
窓　口	障がい者支援課（相談グループ）

８－４　地域活動支援センター事業　身 知 精 難 ※オレンジ色の受給者証

内　容	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。 ※介護保険の対象となる方は、介護保険制度が優先されます。 「市内施設」P８５及び９８参照
窓　口	障がい者支援課（相談グループ）

８－５　視覚障がい者生活支援事業　身

内　容	視覚障がい者の方に、生活訓練（歩行・点字・パソコン・情報機器・日常生活動作等）や相談受付を行います。
対 象 者	市内に居住する視覚障がい者
訓練の方法	原則として、ご自宅へ訪問して行います。
費　用	無料　※ただし、本人にかかる交通費、飲食費等は自己負担となります。
窓　口	障がい者支援課（相談グループ）

８－６　失語症会話パートナー派遣事業　身

内　容	失語症の方に、市主催の養成講座又は千葉県意思疎通支援研修を修了したパートナーとの会話の場を提供します。
対 象 者	市内に居住する失語症の方　※身体障害者手帳所持の有無は問いません。
窓　口	障がい者支援課（相談グループ）

８－７　意思疎通支援事業　身

内　容	聴覚障がい等の方の意思疎通を円滑にするため、手話通訳者または要約筆記者を派遣します。
対 象 者	聴覚障がいまたは言語障がいの手帳所持者
費　用	無料
窓　口	障がい者支援課（相談グループ）

８－８　点字広報・声の広報発行事業　身

内　容	毎月発行する「広報いちかわ」の記事を点字又は音訳CDにして対象者（希望者）に郵送します。※収録する記事は、重要度の高いものや視覚障がい者向けの内容等を優先し、一部の記事を省略しています。
対 象 者	視覚障がい1、2級の手帳所持者
窓　口	広報広聴課　TEL　０４７－７１２－８６３２（直通） FAX　０４７－７１２－８７６４

８－９　芸術・文化講座開催等事業　身 知 精 難

内　容	障がい者の社会参加促進を目的として、障がいのある方も、ない方も一緒に参加できる合唱及び俳句の講座を開催しています。 〇合唱 ・日時　：毎月第２・４土曜日　午後１時～午後３時３０分 ・場所　：市川駅南公民館 ・費用　：年4,000円 〇俳句 ・日時　：毎月第１土曜日　午後１時～午後５時 ・場所　：男女共同参画センター ・費用　：実費 見学、体験からでも参加できます。詳細についてはお問合せください。
窓　口	障がい者支援課（相談グループ）

８－１０　自動車改造費助成事業　身 難

内　容	身体障がい者または難病等の方が就労等に伴い自動車を取得し、その自動車の改造に要した経費を助成します。 **※　改造費を支払った日から６ヶ月以内に申請してください。**
対 象 者	**下記のすべての項に該当する方** ・本市に居住する身体障害者手帳を有する方のうち、上肢、下肢又は体幹のいずれかに重度（個別級１級及び２級）の障がいを有する方、または、これに準ずる難病等の方 ・自動車運転免許証を有する方 ・就労等の理由により自ら所有する自動車、または親族の所有する自動車を運転する方 ・運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の一部を改造する必要がある方 ※　所得制限があります。 ※　再申請の場合は、前回の申請から４年以上経過している場合に限ります。
助　成　額	限度額　１０万円
必要なもの	・身体障害者手帳 ・改造部分のカタログ ・見積書または請求書 ・領収書（改造箇所及び経費を明らかにしたもの） ・車検証 ・自動車検査証記録事項（電子車検証の方のみ） ・運転免許証又はマイナ免許証 （マイナ免許証から出力した免許画像を印刷した書類） ・銀行口座がわかるもの（通帳など） （ゆうちょ銀行は、記号・番号ではなく、店名・店番・預金種目・口座番号が必要なため通帳に記載してもらってください） ※難病の方はお問い合わせください
窓　口	障がい者支援課（福祉グループ）

８－１１　自動車運転免許取得助成事業　身　難

内　容	身体障がい者または難病等の方が、就労等社会活動への参加を促進するため、自動車運転免許取得に要した費用の一部を助成します。 （自動二輪、大型、二種免許取得も含みます） **※　運転免許を取得した日から１年以内に申請してください。**
対 象 者	身体障害者手帳４級以上の方、またはこれに準ずる難病等の方で、免許取得により就労が見込まれる等、社会活動への参加に効果があると認められる方
助 成 額	支給要件を満たした費用の２／３以内で１０万円が限度
必要なもの	・身体障害者手帳 ・自動車教習所のパンフレット ・運転適性検査合格の証明書（必要な方） ・運転免許証又はマイナ免許証 （マイナ免許証から出力した免許画像を印刷した書類） ・運転免許証取得費用の領収書（本人の名前が入ったもの） （金額の内訳が入ったもの「入所料、教材費、検定料等」） ・銀行口座がわかるもの（通帳など） （ゆうちょ銀行は、記号・番号ではなく、店名・店番・預金種目・口座番号が必要なため通帳に記載してもらってください） ※難病の方はお問い合わせください
窓　口	障がい者支援課（福祉グループ）

９　自動車税減免・交通割引など

９－１　自動車税の減免　身　知　精

身体障がい者等の移動のために利用される自動車について一定の要件に該当する場合は、千葉県で自動車税の減免を行う制度を設けています。（障がい者1名につき1台の自動車に限られています）

※入院中または施設に入所している場合、減免の対象外または下記以外の条件がある場合がありますのでご注意ください。

【身体障害者手帳の交付を受けている方】

（障がいが重複されている場合、障がいごとに判断します。）

対象障がい	障がいの等級	
視覚障がい	１級から３級までの各級及び４級の１	
聴覚障がい	２級及び３級	
平衡機能障がい	３級	
音声機能又は言語機能障がい	３級（喉頭摘出に係るものに限る）	
上肢不自由	１級及び２級	
下肢不自由	１級から６級までの各級	
体幹不自由	１級から３級までの各級及び５級	
心臓機能障がい	１級・３級及び４級	
じん臓機能障がい	１級・３級及び４級	
肝臓機能障がい	１級から4級までの各級	
呼吸器機能障がい	１級・３級及び４級	
膀胱・直腸・小腸機能障がい	１級・３級及び４級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	１級から３級までの各級	
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	１級及び２級
	移動機能	１級から６級までの各級

【療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方】

療育手帳	療育手帳Ⓐ（Ⓐの１、Ⓐの２）またはＡの１の方
	［療育手帳Ａの２］でかつ、［身体障害者手帳（音声・言語・上肢）のいずれかが３級］の重複障がいがある方
精神障害者保健福祉手帳	１級

自動車税減免申請の流れ

手帳所持者・車の所有者・運転者が **同じ場合**

手帳所持者・車の所有者・運転者が **異なる場合**

○ **生計同一証明書が必要です。**

〔生計同一証明書発行に必要なもの〕

- 障害者手帳
- 運転免許証又はマイナ免許証
  （マイナ免許証から出力した免許画像を印刷した書類）
- 車検証（新車購入で、新しい車検証がない場合は車庫証明など車台番号が分かるものをご用意ください）
- 自動車検査証記録事項（電子車検証の方のみ）

※上記の記載住所が同一でかつ住民票とも一致していることが発行条件です。
※住所や車を変更した場合、改めて手続が必要です。
※同居ご家族以外の方が手続きされる場合、委任状が必要となります（書式の指定はございません）。

障がい者支援課または行徳支所にて「生計同一証明書」を発行します。

注）**精神障害者保健福祉手帳を所持する方は、市川健康福祉センター（市川保健所）で発行します。必要書類等が異なるものがありますので必ず事前にお問合せ下さい。TEL ０４７－３７７－１１０１**

〔減免申請に必要なもの〕

- 障害者手帳
- 自動車検査証記録事項が記載された書類
- 運転免許証又はマイナ免許証（マイナ免許証から出力した免許画像を印刷した書類）
- 印鑑（朱肉を使うもの）
- 今まで減免されていた自動車の移転又は抹消後の証明書（買い替えの場合）

〔減免申請に必要なもの〕

- 生計同一証明書
- 障害者手帳
- 自動車検査証記録事項が記載された書類
- 運転免許証又はマイナ免許証（マイナ免許証から出力した免許画像を印刷した書類）
- 印鑑（朱肉を使うもの）
- 今まで減免されていた自動車の移転又は抹消後の証明書（買い替えの場合）

船橋県税事務所《℡047-433-1275》または自動車税事務所《℡043-243-2721》にて手続き

申請期限

該当区分	申請期限
①３月３１日以前から自動車を所有されている方	納税通知書の納期限
②障害者手帳等の交付を新規に受ける方 (等級変更され新たに減免対象となる方を含む)	障害者手帳等の新規交付日（等級変更により新たに減税対象となった日を含む）から１ヵ月以内
③自動車を新規に取得し、初めて減免を受ける方	自動車の新規登録から１ヵ月以内
④すでに減免を受けている（受けていた）自動車を所有し、乗り換えされる方	乗り換えした自動車の新規登録日又は減免を受けていた自動車の抹消登録日のいずれか遅い日から１ヵ月以内
※④の申請者又は前減免車が４月１日以降に移転登録(名義変更)の場合、翌年度の納期限までとなります。	

９－２　軽自動車税の減免　身 知 精

内　容	身体障がい者等が所有している車両などについて、申請要件を満たしている場合は、軽自動車税の減免を受けることができます。
対象障がいと対象車両	○対象障がい 　Ｐ４１記載の表に該当する方が対象となります。 ○対象車両 ・身体障がい者等が所有し使用している車両 ・身体障がい者等と生計をーにする方が所有し、身体障がい者等のために使用する車両 ※担当課にて申請内容を審査したうえで減免を決定します。
必要なもの	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳　のいずれか ・自動車検査証【車検証】（原本） ・軽自動車届出済証（コピー可） ・標識交付証明書（コピー可）　のいずれか ※電子車検証の場合は自動車検査証記録事項（所有者等の情報が記載されているもの）もお持ちください ・運転される方の運転免許証又はマイナ免許証 （マイナ免許証から出力した免許画像を印刷した書類） ※手帳所持者本人または手帳所持者と生計をーにしている方（コピー可） ・納税通知書（原本） ・納税義務者の個人番号確認書類（マイナンバーカード、通知カード等） ・納税義務者の本人確認書類（運転免許証など） ※減免は障がい者１名につき１台となりますので、自動車税の減免を受けている方は軽自動車税の減免は受けられません。 **※減免の受付は納税通知書が届いてから、納期限までです。** **詳しくは市民税課窓口にてご確認ください。**
窓　口	市民税課　ＴＥＬ　０４７―７１２―８６６５

９－３　障害者有料道路通行料金割引　身 知

対象者		
	第２種身体障害者手帳所持者	本人運転のみ可能
	第１種身体障害者手帳所持者 第１種療育手帳所持者	介護者運転でも可能

【対象となる自動車の範囲】

- 障がい者の方お1人につき、要件を満たす自動車１台を事前にご登録いただけます。
- 自動車を保有されていない又は事前登録された自動車がやむを得ず使用できない場合等を考慮し、自動車を事前登録されない場合でも、要件を満たす自動車であれば割引の対象となります。
- ETC無線通行（ノンストップ走行）で割引の適用を希望される場合は、自動車・ETCカードの事前登録及び利用申請が必要となります。

自動車 ※条件により割引の対象外となる場合あり	適用範囲		
	事前申請で登録できる自動車	事前申請で登録していない自動車	
	本人運転・介護運転	本人運転	介護運転
乗用自動車	○	○	○
貨物自動車	○	○	○
特種用途自動車	○	○	○
二輪自動車	○	○	○
レンタカー	×	○	○
借用自動車	×	○	○
介護・福祉タクシー、一般タクシー※	×	×	○
福祉有償運送車両	×	×	○

※ETCカードを車載器から抜けないタクシーでは割引が適用されません。タクシーの予約時又は乗車する前に、利用できるか確認した上でご乗車ください。

申請に必要なもの（新規・変更・更新）

ETCを利用する場合

- 障害者手帳
- 運転免許証又はマイナ免許証（マイナ免許証から出力した免許画像を印刷した書類）※手帳が２種の方のみ
- 自動車検査証の原本（コピー不可）
- 自動車検査証記録事項（電子車検証の方のみ）
- 「本人名義」のETCカード
（20歳未満は保護者で可。20歳到達時に切替が必要）
- ETC車載器セットアップ証明書
- （割賦契約書又はリース契約書）

ETCを利用しない場合

- 障害者手帳
- 運転免許証又はマイナ免許証（マイナ免許証から出力した免許画像を印刷した書類）※手帳が２種の方のみ
- 自動車検査証の原本（コピー不可）
- 自動車検査証記録事項（電子車検証の方のみ）
- （割賦契約書又はリース契約書）

事前申請において自動車を登録しない場合

- 障害者手帳
- 運転免許証又はマイナ免許証（マイナ免許証から出力した免許画像を印刷した書類）※手帳が２種の方のみ

※障がい者支援課（福祉グループ）または行徳支所で申請・受付

※オンラインによる申請が導入されました。申請受付サイト http://www.expressway-discount.jp

※割引には有効期間があります。更新については有効期限の2ヶ月前から手続き可能です。

※住所・車・ETCカード等変更があった際には、改めて手続きが必要となります。

９－４　タクシー運賃の割引　身 知

内　容	タクシー会社によっては運賃の１０％割引がうけられます。
対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳所持者 ※精神障害者保健福祉手帳については乗車前に運転手にお問い合わせください。
利用方法	身体障害者手帳、療育手帳等をタクシー運転手に提示してください。 ※　問い合わせ先　千葉県タクシー協会　TEL ０４３―３０７―７００２

９－５　福祉タクシー　身 知 精

内　容	障がいのある方がタクシーを円滑に利用できるよう、個人タクシー、法人タクシーの協力を得て事業を進めており、利用者の経済的負担の軽減を図るため、タクシー料金の一部を助成しています。
対 象 者	・身体障害者手帳　２級以上（視覚障がい者については３級以上） ・療育手帳　　Ⓐ、Ⓐの１、Ⓐの2及びAの１ ・精神障害者保健福祉手帳　１級 ※以下の場合は除きます。 ・基準となる方の市民税所得割額の合計額が16万円以上の場合 （本人が18歳未満の場合は、28万円以上）
助 成 額	**料金の2分の1（限度額　１，２００円）** 福祉タクシー利用券の交付枚数は年間３１２枚です。
必要なもの	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 のいずれか ・振込先の銀行口座が確認できるもの（通帳等）
窓　口	・障がい者支援課（給付グループ） （以下の施設は発券のみ行っております） ・行徳支所　福祉課　　・大柏出張所 ・市川駅行政サービスセンター　　・南行徳市民センター

９－６　バス運賃の割引　身 知 精

内　容 及　び 対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳所持者の方はバス運賃の割引対象となります。ただし、**すべてのバス会社・路線で適用されるとは限りませんので各会社の窓口でご相談ください。**また、市川市コミュニティバスは運賃の割引対象外となります。 以下に記するところは、**京成バスの割引制度**です。（都営バスも同様の制度があります） ※介護者に対する割引を行っている場合もありますので、併せてご確認ください。
種　類	○普通運賃　乗車後、運賃を支払う際、運転手に手帳を提示し、割引率に見合う料金をお支払いください。（障がい者・児本人）
割 引 率	５０％（定期券は身体障害者手帳・療育手帳所持の方のみ30％割引）
利用方法	各バス会社にお問い合わせください。

９－７　旅客鉄道運賃の割引　身 知 精※

内容及び対象者

身体障害者手帳または療育手帳所持者は次のとおり割引されます。

適用範囲		種類	割率
第1種障害者	単独で利用する場合（片道１００ｋｍを超える区間に限る）	普通乗車券	５割
第1種障害者	介護者と共に利用する場合	普通乗車券 定期乗車券 (小児定期乗車券を除く) 回数乗車券 普通急行券	本人・介護者共に５割
第2種障害者	単独で利用する場合（片道１００ｋｍを超える区間に限る）	普通乗車券	５割
第2種障害者	介護者と共に利用する場合（１２才未満の障がい児が介護者と共に利用する場合に限る）	定期乗車券	介護者のみ５割

利用方法

乗車券を購入する窓口に手帳を提示してください。
ただし、首都圏で第１種の方が介護者の方と共に100km未満の乗車券を購入する場合は、小人運賃の乗車券を自動券売機で購入し、有人改札口で手帳・乗車券を提示してください。ICカードを利用される場合は、出場駅の有人改札口にて手帳とICカードを提示してください。

※　乗車券、定期券、回数券等の券種で取り扱いが違う場合があります。
※　参考(JRの場合)　身体障害者旅客運賃割引規則、知的障害者旅客運賃割引規則
※　都営地下鉄、東京メトロ、京成電鉄等でも同様の割引制度がございます。
　　詳細については鉄道各社にお問い合わせください。
精※　精神障害者保健福祉手帳所持者については、令和６年６月１日より順次割引が導入されております。導入時期、割引率等の詳細は各鉄道会社へお問い合わせください。

９－８　国内航空運賃の割引　身 知 精

内　容 及び 対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳を お持ちの方とその介護者の方が定期航空路線の国内線を利用する際に運賃の割引制度があります。 **※割引の内容は各航空会社により異なります。詳しくは各航空会社の窓口でご相談ください。**
利用方法	各航空会社にお問い合わせください。

９－９　駐車禁止除外措置　身 知 精

内　容	公安委員会で標章を交付された場合、駐車禁止区域（法定禁止区域内は除く）でも、止むを得ない場合は他の妨げにならない限り駐車することができます。
対 象 者	身体障がい者で歩行困難な方、精神障害者保健福祉手帳1級所持者、重度の知的障がい者など ※標章の交付条件・申請方法等を事前に各警察署に問い合わせてください。
窓　口	・市川地区　市川警察署交通課　ＴＥＬ　０４７－３７０―０１１０ ・行徳地区　行徳警察署交通課　ＴＥＬ　０４７－３９７―０１１０

９－１０　ちば障害者等用駐車区画利用証制度　身 知 精 難

１．制度の概要

公共施設や商業施設には、障がいのある方、介護が必要な高齢者、けが人、妊産婦など歩行が困難な方のための駐車区画（障害者等用駐車区画）が設置されています。

しかしながら、本当に必要としている方が利用できないことがあるため、千葉県及び県内市町村が利用証を交付することにより、当該駐車区画の適正利用を図ります。一般に**「パーキング・パーミット制度」**と呼ばれ、全国的にも広がりを見せている制度です。

利用証は、当該駐車区画に駐車する際、車内のバックミラーに掛けるなどし、外から見えるように提示します。なお、利用証は有効期限なし（青色）と有効期限あり（橙色）の２種類があり、交付対象者によって異なります。





２．対象者及び交付窓口等

<table>
<tr><th colspan="4">対　象　者</th><th>交付基準</th><th>申請に必要な書類
（提示のみ）</th><th>利用証の種類</th><th colspan="2">交付窓口
（担当課）</th></tr>
<tr><td rowspan="9">身体障害者</td><td colspan="3">視覚障害</td><td>４級以上</td><td rowspan="9">身体障害者手帳</td><td rowspan="10">無期限＜青色＞
（対象者としての基準に該当しなくなるまで）
  </td><td rowspan="11">第１庁舎ワンストップ総合窓口
（障がい者支援課・地域包括支援課）</td><td rowspan="11">行徳支所１階
（福祉課等）</td></tr>
<tr><td colspan="3">聴覚障害</td><td>３級以上</td></tr>
<tr><td colspan="3">平衡機能障害</td><td>５級以上</td></tr>
<tr><td rowspan="5">肢体不自由</td><td colspan="2">上肢</td><td>２級以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">下肢</td><td>６級以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">体幹</td><td>５級以上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">脳原性運動機能障害</td><td>上肢機能</td><td>２級以上</td></tr>
<tr><td>移動機能</td><td>６級以上</td></tr>
<tr><td colspan="3">内部障害
（免疫機能障害を含む）</td><td>４級以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">知的障害者</td><td>療育手帳の障害程度がＡの２以上の者</td><td>療育手帳</td></tr>
<tr><td colspan="2">精神障害者</td><td>精神障害者保健福祉手帳１級の者</td><td>精神障害者保健福祉手帳</td></tr>
<tr><td colspan="2">難病患者</td><td colspan="2">次に掲げるいずれかの書類
・特定疾患医療受給者
・特定医療費（指定難病）受給者
・小児慢性特定疾病医療受給者</td></tr>
<tr><td colspan="2">高齢者等</td><td>介護保険の要介護状態の区分が要介護１以上である者</td><td>介護保険被保険者証</td></tr>
<tr><td colspan="2">けが人等</td><td>医師の診断等により、歩行が困難であるために特別な配慮が必要であると認められる者（原則１年以内）</td><td>次に掲げる全ての書類
・医師の診断書若しくは意見書又は公的機関の証明書等
・身分証明書（保険証、運転免許証 等）</td><td>有期限＜橙色＞
  </td></tr>
<tr><td rowspan="2">妊産婦</td><td>単胎児</td><td>妊娠７箇月～出産予定日から１年以内の者</td><td rowspan="2">母子健康手帳</td><td rowspan="2">有期限＜橙色＞
  </td><td rowspan="2">母子保健相談窓口「アイティ」（第１庁舎・行徳支所・南行徳保健センター・市川駅南口ザ タワーズイースト）</td></tr>
<tr><td>多胎児</td><td>妊娠７箇月～出産予定日から３年以内の者</td></tr>
</table>

費　用	無 料　　※郵送申請の場合、返信用切手代等が必要になります。
問い合せ	（窓口申請）　障がい者支援課（管理グループ） （郵送申請）　千葉県 健康福祉部 健康福祉指導課 〒２６０-８６６７　千葉市中央区市場町１－１ TEL　０４３-２２３-３９２４

９－１１　駐輪場の利用　身 知 精

内　容	市営駐輪場の定期使用料の一部を減免することが可能です。（※減免申請書類等を提出いただく必要があります。） 減免が適用された場合、通常料金のおよそ半額が減額となります。（※１回使用の料金の減免はありません。）
対 象 者	① 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方 ② 障害者手帳の交付を受けている小学校就学の始期に達するまでの者を同乗させて自転車を使用する方 ③ 障害者手帳の交付を受けている方を、２人乗りが可能な構造とした普通自動二輪車（５０ｃｃ超１２５ｃｃ以下）に同乗させて使用する方
窓　口	交通計画課　ＴＥＬ　０４７－７１２－６３４２

９－１２　移送費助成　身 知 精 難

内　容	座っていることができないためストレッチャー(寝台)を使用しないと移動困難な方が、病院への通院、入退院又は施設へ入退所をする際に寝台タクシーを利用した場合、移送に要した費用のうち運賃について助成するものです。
対 象 者	市川市に居住している（住民登録されている）方で、 ①　身体障害者手帳　2級以上かつ下肢または体幹に障がいを有する方 ②　千葉県特定医療費（指定難病）受給者証、又は千葉県小児慢性特定疾病医療受給者証、又は千葉県特定疾患医療受給者証をお持ちの方 ③　その他、上記①、②の障害者手帳、受給者証を所持していない方で、移送に対する医師の意見書（費用は自己負担）を提出し、市長が認めた方
助 成 額	移送費のうち運賃の9割に相当する額（ 限度額　１５,０００円 ）
必要なもの	・領収書の原本 （利用者氏名、運賃、利用区間、介護料、障害者割引額、ストレッチャー使用、などの記載のあるもの） ・振込先の銀行口座が確認できるもの（通帳等） ・①に該当の方は、所持している障害者手帳 ・②に該当の方は、所持している受給者証 ・③に該当の方は、医師の意見書
窓　口	障がい者支援課（給付グループ） 行徳支所　福祉課（申請書の提出のみ）

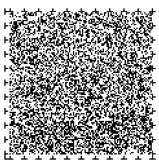

９－１３　障がい者施設通所費用助成　身 知 精

内　容	下記の障がい者施設等に通所している障がい者に交通費の一部を助成します。 ・生活介護を行う事業所 ・自立訓練を行う事業所 ・就労移行支援を行う事業所 ・就労継続支援を行う事業所 ・地域活動支援センター ・就労選択支援を行う事業所
対 象 者	市川市に居住し、住民基本台帳法に基づく登録をされている障がい者 ※市外から市川市内の施設等に通所している方は支給対象外です。
助 成 額	【交通機関（電車・バス）利用】 １ヶ月分の運賃の１／２ ※交通機関による障がい者割引の対象者は、割引後の運賃の１／２ 【自転車・バイク・自家用車利用】 ※自宅からの距離（直線距離）１ｋｍ以上の場合 通所日数が１ヶ月に５日以上の場合は、１，０００円 通所日数が１ヶ月に４日以下の場合は、１日５０円×通所日数 ※施設から交通費が支給されている場合は、その金額を差し引きます。 ※１ヶ月の助成限度額は２０，０００円です。
必要なもの	【新規申請】　※申請月の翌月から該当となります。 ・振込先の銀行口座が確認できるもの（通帳等） ・定期乗車券のコピー（定期乗車券を購入している方）
助成金の振込時期	毎月の通所日数を、市川市から施設に確認させていただき、 ７月・１０月・１月・４月の月末に、前３ヶ月分の助成金を 指定口座に振込みます。
窓　口	障がい者支援課（給付グループ） ※ただし、市川市立の障がい者施設に通所している方は、各施設にお問い合わせください。

１０　税金・公共料金の減免

１０－１　所得税・住民税の障害者控除　身 知 精

	対　象　者		所得税（所得控除）	住民税（所得控除）
内　容 及び 対 象 者	特別障害者	身体障害者手帳　１～２級 療育手帳　A以上 （Ⓐ、Ⓐの1、Ⓐの2、Aの1、Aの2） 精神障害者保健福祉手帳　１級	４０万円	３０万円
	普通障害者	身体障害者手帳　３～６級 療育手帳　Bの１、Bの２ 精神障害者保健福祉手帳　２～３級	２７万円	２６万円
その他	※控除対象配偶者または扶養親族が同居の特別障害者である場合において、加算があります。詳しくは税務署等へお問い合わせください。			
窓　口	確定申告の場合　…　市川税務署　　TEL　０４７－３３５－４１０１ 源泉徴収の場合　…　勤務先の給与担当課			

１０－２　NHK放送受信料の減免　身 知 精

内　容 及び 対 象 者	・**全額免除**：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者の世帯で、かつ世帯構成員全員が市民税非課税の場合 ※　世帯：住居をともにする集まり ・**半額免除**：契約者が**視覚・聴覚**の身体障害者手帳所持者で**世帯主**の場合 ・契約者が**重度の障がい者**で**世帯主**の場合 ※重度の障がい者とは、 ・身体障害者手帳（1級、2級） ・療育手帳（Ⓐ、Ⓐの1、Ⓐの2、Aの1、Aの2） ・精神障害者保健福祉手帳（1級）
必要なもの	⑴身体障害者手帳 ⑵療育手帳 ⑶精神障害者保健福祉手帳　のいずれか ⑷印鑑（朱肉を使うもの）
窓　口	障がい者支援課（福祉グループ） 行徳支所　福祉課
問 合 せ	NHKふれあいセンター　TEL 043-203-0700　受付10時～17時

１０－３　相続税・贈与税の障害者控除　身 知 精

<table>
<tr><td>内　容
及び
対 象 者</td><td>【相続税】
<table>
<tr><th colspan="2">対象者</th><th>控除額</th></tr>
<tr><td>特別障害者</td><td>・身体障害者手帳　１級～２級
・療育手帳　Ａ以上
（Ⓐ、Ⓐの1、Ⓐの2、Aの1、Aの2）
・精神障害者保健福祉手帳１級</td><td>（８５歳－現年齢）
×２０万円</td></tr>
<tr><td>普通障害者</td><td>・身体障害者手帳　３級～６級
・療育手帳　Ｂの１、Ｂの２
・精神障害者保健福祉手帳　２級～３級</td><td>（８５歳－現年齢）
×１０万円</td></tr>
</table>
※平成26年12月31日以前に相続を開始した場合は、控除額が1年につき6万円（特別障害者の場合は、1年につき12万円）になります。
【贈与税】（特定障害者扶養信託契約）
信託業務を営む銀行等に信託した場合、最大6,000万円(特別障害者以外の場合は3,000万円)まで非課税となります。
※詳細は税務署にお問い合わせください。</td></tr>
<tr><td>窓　口</td><td>市川税務署　TEL ０４７－３３５－４１０１</td></tr>
</table>

１０－４　少額貯蓄の利子等の非課税（マル優・特別マル優）

身 知 精

内　容	○障がい者等のマル優 銀行などの預貯金、貸付信託、公社債、公社債投資信託などの元本の合計額350万円までの利子が非課税 ○障がい者等の特別マル優 国債および地方債の額面の合計額350万円までの利子が非課税 上記の制度を利用するためには、一定の手続きが必要です。 **※詳細は税務署にお問い合わせください。**
対 象 者	身体障害者手帳の交付を受けている方や障害年金を受けている方など一定の要件を満たす障がい者、遺族基礎年金・寡婦年金などを受けている方（妻）及び児童扶養手当を受けている方（児童の母）
問 合 せ	市川税務署　TEL ０４７－３３５－４１０１

１０－５　携帯電話の障がい者割引　身 知 精

内　容	携帯電話サービス会社では、障がい者向け割引サービスを行っています。
対 象 者	身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者
窓　口	携帯電話販売店の窓口で確認してください。

１０－６　NTT東日本ふれあい案内（無料番号案内）身知精

内　容	目や上肢などが不自由なため、電話帳の使用が困難な方に、無料で電話番号の案内をします。事前の届出が必要となります。詳しくは下記問合せ先にご相談ください。
対 象 者	身体障害者手帳 （視覚障がい１～６級／肢体不自由１～２級（上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい）／聴覚障がい２級、３級、４級、６級／音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい３級、４級） もしくは療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する方
問 合 せ	フリーダイヤル　TEL ０１２０－１０４１７４ 受付時間　午前９時～午後５時（月曜～金曜） ※土・日・祝日および年末年始（１２／２９～１／３）は休業

１０－７　水道料金の減免　身 知 精

	対 象 者	免除内容
内　容 及び 対 象 者	○特別児童扶養手当を受けている方がいる世帯 ○下記の方がいる世帯 ※身体障害者手帳（１級、２級）の交付を受けた方 ※知的障がい者（Ⓐ、Ⓐの１、Ⓐの２、Aの１、Aの２）と判定された方 ※精神障害者保健福祉手帳（１級）の交付を受けた方	基本料金と従量料金の合計額の８％相当額 ※１０円未満の端数は切り捨てます。 （注） **※の世帯は**当年において市町村民税（所得割）を賦課された者がいない世帯（同居の世帯を含む）が対象となります。
窓　口	障がい者支援課（福祉グループ） 行徳支所　福祉課	
問合せ先	県水お客様センター　TEL ０５７０－００１－２４５	

※　住所変更や世帯員変更をした場合は、再申請しないと減免が受けられなくなります。

１１　住宅関連・災害対策など

１１－１　居宅生活動作補助用具の支給（日常生活用具）

身 難

内　　容	在宅の障がい者の方に、日常生活用具の一環として、障がい者の居宅での移動等を円滑にするための用具（障がい者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修（下記支給内容参照）が伴うもの）を支給します。 ※用具の支給は1回限りとなります。 ※必ず施工前に申請し、決定を受けてください。施工は決定を受けてからになります。施工後の申請はできません。
対 象 者	○下肢または体幹機能に障がいがある方で、障がい等級（個別等級）が１級から３級までの学齢児童以上の方 ○乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障がいのある方で、障がい等級が１級から３級までの学齢児童以上の方 ○特殊便器への取替えをする場合にあっては、上肢障がい1級、２級の学齢児以上の方 ○下肢または体幹機能に障がいがある方で、難病の方 ※介護保険の対象となる方は、介護保険の住宅改修費の支給が優先となりますので利用できません。
支給できる内容	（１） 手すりの取付け （２） 段差の解消 （３） 滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更 （４） 引き戸等への扉の変更 （５） 洋式便器等への便器の取替え （６） その他（市長が必要と認める住宅改修）
費　用	支給限度額（基準額）２０万円　原則１割自己負担
必要なもの	・身体障害者手帳 ・見積り ・改修箇所が確認できる平面図 ・施行前の写真 ※難病等の方はお問い合わせください。
窓　口	障がい者支援課（福祉グループ）

１１－２　住宅改修費の支給（介護保険制度）

内　　容	手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、費用（２０万円が限度）の９割、８割または７割を支給します。
対 象 者	介護保険の要支援１・２、要介護１～５の認定を受けている方
助成内容	下記の住宅改修に要する費用 （１） 手すりの取り付け （２） 段差の解消 （３） 滑りの防止及び移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更 （４） 引き戸等への扉の取替え （５） 洋式便器等への便器の取替え （６） その他上記（1）～（5）に付帯して必要となる住宅改修
申請手続きの流れ	下記のとおり、介護保険住宅改修費の支給を受けるためには、必ず施工前の申請が必要となりますのでご注意下さい。 （１） 住宅改修について、介護保険課・ケアマネジャー等に相談 （２） 事前申請書類の提出 【必要な書類】 ① 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書 ② 住宅改修が必要な理由書（※ケアマネジャーが作成） ③ 工事内訳書（見積書　※指定様式以外でも可） ④ 見取り図 ⑤ 改修前の写真（日付入り） ⑥ 住宅所有者の承諾書（所有者が本人の場合は不要） ⑦ 住宅改修申請に係る承諾書（介護認定申請中、入院・入所中に必要な書類） （３） 施工・完成 （４） 完了報告書類の提出 【必要な書類】 ① 住宅改修完了報告書 ② 領収書原本（対象者名義,日付入り） ※原本を返却する場合はコピーも必要 ③ 改修後の写真（日付入り） ④ 住宅改修費等に係る請求書兼委任状
申請窓口	介護保険課　TEL ０４７-７１２-８５４１

１１－３　住宅改修の助成　身

内　容	高齢者及び重度障がい者の身体状況に対応した住宅設備の整備に要する費用に対し、助成金を交付します。 ※１つの住宅につき１回を限度とします ※改修前に事前申請が必要となります
対 象 者	改修する住宅に住んでいるすべての方が市民税非課税で、以下の要件のいずれかに該当する方 １．身体障害者手帳所持者で、下肢機能障がい、体幹機能障がいまたは移動機能障がいの程度が１級から３級までの方のうち、居宅生活動作補助用具の支給（日常生活用具）(p.54)の上限を超える方。 ２．６５歳以上の方で、要介護認定で要支援１・２、要介護１～５と認定された方のうち、住宅改修費の支給（介護保険制度）(p.54)の上限を超える方
助成内容	下記の住宅設備の整備に要する費用 （１） 手すりの取り付け （２） 段差の解消 （３） 滑りの防止及び移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更 （４） 引き戸等への扉の取替え （５） 洋式便器等への便器の取替え （６） その他上記（1）～（５）に付帯して必要となる住宅改修
助 成 額	限度額２０万円（ただし、介護保険住宅改修費支給限度額、または市川市地域生活支援事業実施規則の居宅生活動作補助用具の上限を超える整備費用が対象）
必要なもの	①助成金交付申請書 ②整備する住宅に居住するすべての方の氏名等 ③居住するすべての方の所得を証明する書類 （公簿等により所得の確認を承諾する書類を提出したときは不要） ④住宅所有者の承諾書（所有者が本人の場合は不要） ⑤介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修支給申請書 ※居宅生活動作補助用具の支給を利用の場合はその申請書 ⑥住宅改修が必要な理由書（※ケアマネジャーが作成） ⑦工事内訳書（見積書　※指定様式以外でも可） ⑧見取り図 ⑨改修前の写真（カラー・撮影日付入り）　※⑤～⑨はコピー可 ⑩身体障害者手帳　※介護保険制度を利用の場合は不要
窓　口	地域包括支援課　TEL ０４７－７１２－８５５６

１１－４　障害者グループホーム等支援事業　身 知 精 難

内　容	障害者グループホーム等支援事業とは、千葉県が保健所の圏域ごとに支援ワーカーを配置し、グループホーム等に関するさまざまな相談にのり、支援を行う事業です。 市川市では社会福祉法人一路会が千葉県より事業委託を受けて、地域生活支援センターCan（サテライト事務所）において事業を実施しています。
対 象 者	グループホーム事業所・開設希望者・各種支援機関・当事者　等
窓　口	地域生活支援センターCan（サテライト事務所）グループホーム等支援事業 TEL　０４７－７１０－８８２２ FAX　０４７－３３７－１３４７

１１－５　公営住宅などへの入居優遇制度　身 知 精

内　容	市営住宅・県営住宅などへの入居について障害者手帳所持者に対して配慮が加えられます。 市営住宅への申込みについて市川市は抽選ではなく、入居希望される方をあらかじめ住宅に困窮している度合の高い順に登録し、空家発生の都度、登録順位に従って紹介を行っています。登録受付は年に1回、毎年6月頃に行っています。詳細については5月頃に『広報いちかわ』や市営住宅課ホームページでお知らせします。 また、県営住宅空き家入居募集は４月、７月、１０月、１月の４回あり、各月の１～１５日の間に受付けています。 《手続き等詳細は窓口にお問合せください》
窓　口	市営住宅課　TEL　０４７－３８３－９５９４（直通） FAX　０４７－３８３－９６４１ 千葉県住宅供給公社　TEL　０４３－２２２－９２００

１１－６　生活福祉資金の貸付　身 知 精

内　容	資金の貸付と相談支援を行うことにより、経済的自立や生活意欲の助長促進及び在宅福祉・社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにするための制度です。 返済の目処が立つことが必要で、借り入れ理由や世帯の状況によって条件等が異なります。 まずは市川市社会福祉協議会までご相談ください。
窓　口	市川市社会福祉協議会　TEL 047－711－1413

１１－７　避難行動要支援者名簿登録制度　身　知　精

内　容	市では、災害の発生、又はその恐れがある場合に自ら避難することが困難な方などの情報を掲載した「避難行動要支援者名簿」の作成を進めています。この名簿は平常時の見守りなどの活動を通し、災害時の避難支援などに役立てることを目的としています。なお、名簿として避難支援等関係者に情報を提供するにはご本人の同意が必要となります。
登録できる方	生活の基盤が市川市内の自宅にある方のうち、以下の要件に該当する方（該当者のうち、施設入所および長期入院している方は除く） ①要介護認定３～５の方 ②身体障害者手帳を所持している方 ③療育手帳を所持している方 ④精神障害者保健福祉手帳を所持している方 ⑤市の障害福祉サービスを受けている方 ⑥市川市難病患者等福祉手当を受給している方 ⑦その他、名簿への登載を希望している方 └①から⑥に該当しないが、相応の支援を必要とすることから登載を希望する方
名簿の活用方法	○この名簿は、行政機関内で共有するとともに、避難支援等関係者（①市と覚書を交わした自治（町）会、②民生委員・児童委員）に提供します。 ○提供することで、平常時においては日ごろの生活を通じて、お互いの顔を知っておくなど、必要な情報を事前に共有し、地域で安心して暮らすことのできる地域づくりを促進します。 ※災害の種類や規模、被災状況によっては支援を受けられない場合もあることをご了承ください。 ※災害への備えは、自助が前提となります。備蓄品や情報取得手段の確保、地域とのつながりを持つなどの意識が大切です。 ※避難支援等関係者は、自身の安全と家族の安全を確保したのちに、できる範囲での支援を行い、責任を伴うものではないことをご了承ください。
登録方法	「市川市避難行動要支援者名簿登録申請書兼情報提供同意書」に必要事項を記載し、市へ提出してください。
窓　口	地域共生課　TEL０４７－７１２－８５１８

１１－８　家具転倒防止器具等取付費補助金 身 知 精

内　容	高齢者や障がい者の居宅の安全を図るため、家具の転倒防止器具費用と取り付け費用を助成します。 ※ 申請前に必ず地域包括支援課へご相談ください。
対 象 者	① ６５歳以上の高齢者のみで構成された市民税非課税世帯 ② 身体障害者手帳（１～２級）・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳（１級）所持者のみで構成された市民税非課税世帯 ③ 上記①、②の対象者で構成された世帯 ※ １８歳以下の市民税非課税者が含まれる場合も対象となります。 ※ 取り付け費用（1万円以内）を市が事業者に支払う制度もあります。
助 成 額	上限１０，０００円 （転居や建て替えをした場合を除き、１世帯１回限り）
窓　口	地域包括支援課　TEL０４７－７１２－８５５６

１１－９　障がい者グループホーム等入居者家賃助成金 身 知 精

内　容	グループホームに入居している障がい者に対して、家賃負担の一部を助成します。
対 象 者	グループホームに入居している障がい者で、市町村民税が非課税世帯の方。 ※　市川市で支給決定をした方が対象となります。 ※　生活保護を受給している方は対象とはなりません。
助成月額	共益費等を除いた１ヵ月分の家賃額から、特定障害者特別給付費の額を除いた額の１／２の額（上限２５，０００円）。 ※特定障害者特別給付費 障害福祉サービスのグループホームに係る支給決定を受けている障がい者（当該障がい者又は同一の世帯に属する配偶者が市町村民税非課税の場合）に対して、家賃分として月額１０，０００円支給されるもの（月額１０，０００円未満の場合は家賃相当額）。
窓　口	障がい者支援課（管理グループ） ※　申請方法などの詳細については、市公式Ｗｅｂサイトをご覧ください。 https://www.city.ichikawa.lg.jp/page/5122.html

１１－１０　非常用発電機等の購入費用の一部補助　身

内　容	災害時等の停電時においても日常生活を支障なく営むことができるよう、非常用発電機等の購入費用の一部を補助します。
対象者	在宅で日常的に人工呼吸器を使用している方。 ※身体障害者手帳を持っている方で人工呼吸器の装着が必要な方は日常生活用具の給付（P.25）をご確認ください。 （注）これまでに当該補助金の交付を受けたことがない方に限ります。
補助額	・正弦波インバーター発電機、ポータブル電源（蓄電池）、カーインバーター（DC/ACインバーター）の購入金額の1/2 （上限７０，０００円） ※補助をする機種について条件があります。 ※送料は対象外となります。
必要なもの	・交付申請書兼実績報告書兼請求書 ※市公式Ｗｅｂサイトからダウンロードできます。 ・領収書原本 ・人工呼吸器を日常的に使用していることを証するもの
窓　口	障がい者支援課（福祉グループ）

１２　その他、日常生活のサービスなど

１２－１　障がい者（児）一時介護料助成　身 知 精 難

内　容	障がい者が一時的に有料で介護を受けた場合、その費用の全部または一部を助成します。
対 象 者	① 身体障害者手帳（１～３級）をお持ちの方 ② 療育手帳をお持ちの方 ③ 医師により精神障がい者であると診断された方 ④ 難病患者と認定された方 ※ 以下の方の介護を受けた場合は、助成できません。 ・配偶者及び３親等以内の血族及び姻族、又は住居、生計が同じ方 ・地方公共団体が補助金等を支出している民間レスパイト事業者 ※ 介護保険法その他の法令に基づく給付を受けられるサービスは対象外です。
助 成 額	世帯：助成額 生活保護：介護料の全額（年間　６万円限度） 市民税非課税：介護料の８割（年間　６万円限度） その他：介護料の８割（年間　３万円限度） ※　介護料の上限額は１時間当たり1,500円です。
必要なもの	・身体障害者手帳　・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳、又は精神障がい者であることがわかる、医師による診断書 ・千葉県特定医療費（指定難病）受給者証 ・千葉県小児慢性特定疾病医療受給者証 ・千葉県特定疾患医療受給者証 ・唇顎口蓋裂（20歳未満）であることがわかる医師による診断書 ・振込先の銀行口座が確認できるもの（通帳等） のいずれか
窓　口	障がい者支援課（給付グループ）

１２－２　「食」の自立支援（配食サービス）　身 知 精

内　容	障がいがあるために食事の支度が困難なひとり暮らしの高齢者や障がい者等に対して、訪問聞き取り調査を行い、必要に応じて配食サービスの提供をするとともに、安否確認を行い、万が一のときには緊急連絡先へ連絡します。 ※ 身体状況に応じて回数を決定します（夕食を週１回から3回） ※ 利用料　１食　４００円
対 象 者	介護保険被保険者のうち、①～③の方のみで生活している食事の支度が困難で安否確認が必要な方 ①65歳以上の方 ②４０歳以上６５歳未満の方で、介護保険の要介護又は要支援認定を受けている方 ③障害者手帳をお持ちの方
窓　口	地域包括支援課・障がい者支援課・行徳支所介護福祉相談窓口

１２－３　ライフサポートファイル　身 知 精 難

内　容	特別な支援や配慮を必要とするお子さんが、乳幼児期から成人期までのライフステージで、途切れることなく一貫した支援を受けられるように、成育歴や受けてきた支援内容などを記録し情報共有できるファイルです。
対 象 者	障害児通所受給者証、療育手帳、日中一時等の申請者、 その他、特別な支援や配慮を必要とする方等
受取方法	・窓口での配布 発達支援課・こども家庭センター・こども家庭相談課母子保健グループ 南行徳こども家庭センターグループ・基幹相談支援センターえくる ・市公式Ｗｅｂサイト（発達支援課）よりダウンロード URL　https://www.city.ichikawa.lg.jp/page/4769.html
問合せ	発達支援課（こども発達センター）　TEL 047－370－3577

１２－４　高齢者見守り支援事業 ㊎

内　容	ひとり暮らし等の高齢者の方が、病気・ケガをした場合のいざという時に、非常ボタンを押すだけでガードセンターへ通報され、ガードマンがご自宅に駆け付けるものです。相談ボタンを押すと、健康相談ダイヤルへつながり、日常的に健康相談が受けられます。「コントローラー本体」と「ペンダント型送信機」、24時間動きを感知する「安否確認センサー」、外出・帰宅等の通知をご家族にお知らせする「みまもりタグ」のセットで利用できます。 ※固定電話回線がない方は、追加料金のお支払いでサービスを利用することができます。
対 象 者	６５歳以上及び身体障がい者（１級、２級）の方のみで構成される世帯の方
手 続 き	指定の申請書があります。窓口でお申込みください。 見守り通報装置の設置は、後日受託事業者より取り付け工事日の連絡が入ります。
窓　口	地域包括支援課・行徳支所介護福祉相談窓口

１２－５　緊急通報システムＮＥＴ１１９ ㊎

内　容	1．「緊急通報システムNET119」は、携帯電話（スマートフォンを含む）のNET（インターネット）機能を利用して、携帯電話の画面から119番通報ができるサービスです。 2．サービス対象エリアは、千葉北西部消防指令センターの管轄する地域（市川市・松戸市・野田市・流山市・鎌ヶ谷市・浦安市）です。
対 象 者	市川市に在住、在勤、在学する聴覚障がい者及び音声による通報が困難な方
手 続 き	当サービスは登録制のサービスです。利用を希望される場合は、ご自身の携帯電話をお持ち頂き、窓口で指定の申請書をご提出ください。
窓　口	障がい者支援課（相談グループ）

１２－６　はり・きゅう・マッサージ施術費助成券 身 知 精

内　容	はり・きゅう・マッサージを利用する高齢者や障がい者の方に助成券を交付します。助成券は市に登録された施術所にて使用できます。 ※医療保険適用の施術を受ける場合（生活保護受給者は医療券）には併用不可
対 象 者	①　６５歳以上もしくは②身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者で１８歳以上の方　**（申請時に市民税個人非課税者の方）**
助 成 額	８００円　（年間２４枚限度、月２枚割合）
必要なもの	①　65歳以上の方は住所・氏名・生年月日が確認できるもの(マイナンバーカード・運転免許証等) ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか
窓　口	・地域包括支援課 ・市川駅行政サービスセンター ・行徳支所介護福祉相談窓口 ・大柏出張所 ・南行徳市民センター

１２－７　障がい者入浴券（クリーンスパ市川も使用可） 身 知 精

内　容	障害者手帳をお持ちの方で、**住居に入浴設備のない方**に公衆浴場の入浴券を交付します。 ※以下の方は除きます ・市民税課税世帯に属する方 ・市川市高齢者に対する健康入浴券（６５歳以上）を受けている方
枚　数	1ヶ月　6枚　　年間　７２枚 ※申請月によって年間支給枚数が異なります
必要なもの	・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
窓　口	障がい者支援課（給付グループ）

１２－８　ボランティア派遣 身 知 精

内　容 及び 対 象 者	福祉施設や障がい者・高齢者の自宅に伺うボランティアの紹介をしています。 各窓口にお問合せください。必要に応じて訪問いたします。
窓　口	○地域福祉・ボランティアセンター（市川市社会福祉協議会内） ＴＥＬ　０４７－３２０―４００２ ＦＡＸ　０４７－３７６―８５５５ 相談日：月曜～金曜（土日祝祭日、年末年始を除く） ８時４０分～１７時４０分
	○行徳ボランティアセンター（行徳支所内） ＴＥＬ ０４７－３５６―０００７　（ＦＡＸ兼用） 相談日：月曜～金曜（土日祝祭日、年末年始を除く） ９時～１７時

１２－９　高齢者等世帯ゴミ出し支援 身 知 精

内　容	集積所までゴミを出すことが困難な一人暮らしなどの高齢の方や障がいをお持ちの方などのために、ゴミ出しの手伝い及びゴミが出ていなかった場合に声かけを行うことで、安否確認も行います。
必要なもの	① 一人暮らしで次のア～エのいずれかに該当する方 ア　介護保険における要介護１～５の認定を受けている方 イ　身体障害者手帳２級以上（視覚及び肢体不自由は３級以上）の障がいのある方 ウ　療育手帳所持者の中で最重度、重度の方 エ　精神障害者保健福祉手帳１級の障がいのある方 ② ①のア～エのいずれかに該当する方でその同居者も全員①のア～エのいずれかに該当する方
手続き	申請書、同意書に必要事項を記入の上、清掃事業課、地域包括支援課、障がい者支援課のいずれかに提出 ※申請書及び同意書については市公式Ｗｅｂサイトからダウンロードできます。
窓口	清掃事業課　ＴＥＬ ０４７－７１２―６３０１

１２－１０　福祉サービス利用援助事業（てるぼサポート）　身 知 精

内　容 及び 対 象 者	高齢者や障がい者の自立した地域生活を支援します。お金の管理や手続きが自分では不安な方や、ひとりでは難しい方でご本人が契約できる方が使えます。 （有料） （１）福祉サービス利用援助 情報の提供・利用手続きの援助・苦情解決の手続き援助 （２）財産管理サービス 日常的な生活費に必要な預貯金の預け入れ・払い戻し等 （３）財産保全サービス 通帳・保険証書・契約書等を貸し金庫に保管 （４）弁護士、司法書士、社会福祉士紹介サービス 専門的な援助、助言が必要な方や成年後見制度の利用を希望される方 ※(2)(3)(4)のみでは利用できず、(1)と併用でのサービスとなります。
窓　口	市川市社会福祉協議会　TEL　047－711－1421

１２－１１　成年後見制度　知 精

内　容	知的障がい、精神障がい等によって物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者（後見人等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。後見人等は本人の代わりに財産の管理や介護・福祉サービスなどの契約を結びます。悪徳商法など不利益な契約を取り消す役割もあります。 市川市社会福祉協議会では、成年後見制度の相談や研修、普及啓発に関する事業及び、市民後見人の養成事業を行っています。 障がい者支援課・地域包括支援課では、第三者が選任された場合、一定の条件により後見人等に対する報酬の助成を行っています。
窓　口	市川市社会福祉協議会　TEL　047－711－1437 障がい者支援課　TEL　047－712－8517 地域包括支援課（第一庁舎）　TEL　047－712－8545 地域包括支援課（行徳支所）　TEL　047－359－1274 千葉家庭裁判所市川出張所　TEL　047－336－3003 市川公証人合同役場（任意後見手続き）TEL　047－321－0665

１２－１２　ハガキの無料配布　身 知

内　容	年に１回、４～５月に、申し出によりハガキ２０枚を無料配布します。 （青い鳥郵便ハガキ）
対 象 者	・身体障害者手帳１、２級 ・療育手帳Ⓐ、Ⓐの１、Ⓐの２、Aの１、Aの２
窓　口	ご自宅の近くの郵便局にお問い合わせください。

１２－１３　障がい者いこいの家　身　知　精

内　容	障がい者いこいの家は、障がい者団体によるサークル活動などや、障がい者の方々がレクリエーション活動を通じて、仲間づくりと健康づくりを図っていただくためにご利用いただける施設です。
対 象 者	市内に住所を有する障がい者の方
所 在 地	市川市北方２－２９－１９　北方第二公園内
利用時間	9時　～　１７時
休 所 日	月曜日（祝日の場合は翌日も休みです） 祝日、年末年始（12月２８日～１月４日）
申し込み	利用は、２週間前から申し込み受付できます。（利用料金は無料です。） ※ 初めて利用する場合は、利用者登録する必要がありますので、障がい者手帳等をお持ちください。
窓　口	障がい者支援課（管理グループ）

１２－１４　補助犬　身

内　容	補助犬（介助犬・盲導犬・聴導犬）の**訓練費用**を給付します。 ※給付を受けるためには、申請後に千葉県の審査決定を経る必要があります。
対 象 者	○次の①、②両方の条件を満たす必要があります。 ① 年齢18歳以上の身体障害者手帳所持者(※)で、就労等社会活動への参加に効果があると認められる方 ② 上記の方で宿泊訓練を受け、補助犬の飼育ができ、本人又は世帯の前年分の所得税額が３９６万円以下で、市川市に1年以上居住している方 （※）身体障害者手帳の等級 ・介助犬：身体障害者手帳所持者（肢体不自由1、２級） ・盲導犬：身体障害者手帳所持者（視覚障がい１級） ・聴導犬：身体障害者手帳所持者（聴覚障がい２級）
必要なもの	・　身体障害者手帳 ・　申請書 ・　調査書（生活状況等の聞き取りをいたします。） ・　家主の同意書（借家・借間等に居住されている方のみ） ・　印鑑（朱肉を使うもの）
そ の 他	○給付には条件があります。 ・借家、借間等に居住されている方は、家主又は管理者の承諾が得られること。その他、補助犬を適切に利用、飼育できること。 ○訓練費用は訓練終了後に給付いたします。
窓　口	障がい者支援課（福祉グループ）

１２－１５　車いすの貸出 身 知 精

内　容	車いす（普通型）を必要な方に一時的に貸出ししています。 ただし、介護保険など公的サービスの利用を優先します。
窓　口	地域福祉・ボランティアセンター（市川市社会福祉協議会内） 行徳ボランティアセンター（行徳公民館内） その他（地域ケア１５拠点）

１２－１６　ピアカウンセリング 身 精

内　容	障がいのある方の相談を同じ障がいのある仲間（ピアカウンセラー）が対等な立場で受け、相談者の主体性を尊重しながら、本来持っている力を引き出し、自己選択・自己決定ができるように支援します。
対 象 者	市内在住の肢体不自由・聴覚障がい・視覚障がい・精神障がいのある方 各障がいに応じたピアカウンセラーが活動しています。 ※内容・日程・予約等、詳細についてはお問合せください。
窓　口	障がい者支援課（相談グループ）

１２－１７　身体障がい者地域リハビリテーション体制整備事業 身

内　容	理学療法士及び作業療法士が、身体障がい者福祉センターでの来所・戸別訪問・通所施設への巡回にて、下記の内容のリハビリテーションに関する各種の相談、助言及び訓練を行います。 ・日常生活動作の維持を目的とした運動や動作方法の相談、訓練 ・補装具（装具や車いす等）の相談、助言 ・家屋改修の相談、助言
対 象 者	原則下記の１）～３）の条件を全て満たしている方が対象となります。 １）　市川市内在住の方 ２）　18歳以上65歳未満の肢体不自由者の方 ３）　医療保険、介護保険、障害福祉サービスでのリハビリテーションを受けていない方 ※　来所、戸別訪問のご利用は嘱託医の受診にて判断させていただきます。詳細についてはお問合せ下さい。
窓　口	障がい者支援課（相談グループ）

１２－１８　基幹相談支援センター事業 身 知 精 難

内　容	市川市が運営を委託している、障がい者の総合相談支援機関です。 障がいの種別や年齢に関わらず、生活の相談に応じ、一人ひとりに合わせたサービスの調整や、問題解決に向けた援助を行います。 社会福祉士、精神保健福祉士、相談支援専門員などのソーシャルワーカーがご相談をお受けします。ご相談したい方は、まずはご連絡ください。 〇障害者相談支援事業 障がい者等の生活上での困りごとや課題、ご希望について相談に応じます。 相談内容から、福祉サービスの情報提供や、利用支援、関係機関との連絡調整など、支援体制や生活の土台づくりの為の支援を行います。 障害福祉サービス利用時には、地域の計画相談支援・障害児相談支援事業との連携を進めていきます。 〇権利擁護事業 障がい者の権利擁護を図るために、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業などの利用等を支援します。 〇住宅入居等支援事業（居住サポート事業） 賃貸契約による一般住宅及び公営住宅の入居にあたって、支援が必要な障がい者に対する支援を行います。 〇地域の相談支援体制への支援等に関する業務 関係機関や事業所等とのネットワーク構築や、自立支援協議会へ出席し、課題分析・検討を行っていきます。 地域の相談支援体制の育成、強化及び支援を行います（連絡会議、事例検討等の開催、事業所訪問等）。 相談支援事業所からの相談に応じ、情報提供、助言、関係者会議へ出席、同行支援、専門機関への紹介等を行います。
対 象 者	市川市にお住まいで、障がいのあるご本人・ご家族・関係機関（身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難病など）
窓　口	基幹相談支援センター大洲「えくる大洲ステーション」 TEL 047−702−5588　　FAX 047−702−5800 基幹相談支援センター行徳「えくる行徳ステーション」 TEL 047−303−3074　　FAX 047−303−3075

１２－１９　裁判員制度に係る障がい者等助成 身 知 精 難

内　容	障がい者の介護を行う親族等が、裁判員制度によって裁判員として出頭し、又は職務を行う場合に、障がい者が障害福祉サービス等の利用に要した費用について助成します。
対 象 者	本市に居住（住民登録されている方）し、次のいずれかに該当する方 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 ・精神障がいを事由とする年金を受けている方 ・精神障がいを事由とする特別障害給付金を受けている方 ・自立支援医療受給者証をお持ちの方 ・精神障がいであることが確認できる、医師の診断書をお持ちの方 ・千葉県特定医療費（指定難病）受給者証、又は千葉県小児慢性特定疾病医療受給者証、千葉県特定疾患医療受給者証をお持ちの方
助 成 額	A　障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、短期入所、重度障害者等包括支援に限る）を利用した場合は、利用したときに要した利用料相当額。 B　児童福祉法に規定するサービス(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス)を利用した場合は、利用した時に要した利用料相当額。 C　障害者総合支援法に規定する地域生活支援事業(移動支援事業、日中一時支援事業に限る)を利用した場合は、利用したときに要した利用料相当額。 D　レスパイトサービス事業を利用した場合は、利用したときに要した利用料（飲食費除く）、登録料、年会費、保険料及び送迎（業者所有の送迎車に限る。タクシー不可）に要した費用。ただし、１時間あたり5千円に当該サービスに実際に要した時間として市長が認める時間を乗じて得た金額を上限とする。 E　A～Dのほか市長が適当と認めるもの。 介護人から当該介護を受けたときに要した介護料（飲食費除く）及び保険料の合計額に相当する額。ただし、１時間当たり５千円に当該介護に実際に要した時間として市長が認める時間を乗じて得た金額を上限とする。
必要なもの	・介護親族等が裁判員制度によって裁判所に出頭し、又は職務を行った日時を証明する書類 ・障がい者等が受けた障害福祉サービス等に係る経費の領収書（利用時間が分かるもの） ・振込先の銀行口座が確認できるもの（通帳等）※本人名義のもの
窓　口	障がい者支援課（給付グループ）

１２－２０　福祉有償運送　身 知 精

身体障がい者や要介護者など、一人では公共交通機関を利用できない方に対して、通院、通所、レジャー等を目的に、福祉車両等を使用して有償で行われる移送サービスです。

※ 事業者により、福祉有償運送の単独でのご利用をお断りさせていただくこともございますので、あらかじめご了承ください。

事　業　者　名	住　　所	電話・FAX	対 象 者
NPO法人 生きがいと助けあい SSU市川	塩焼2-１１-１４	電話 047-359-9888 FAX 047-359-9887	身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者 要介護認定者 要支援認定者
社会福祉法人 市川レンコンの会 レッツ・レンコン	高谷2-15-7	電話 047-307-9101 FAX 047-307-9101	身体障がい者 知的障がい者
NPO法人 ココCOLORねっと	南行徳1-22-3-2F	電話 047-397-3333 FAX 047-374-3810	身体障がい者 要介護認定者 要支援認定者 ※現在新規受付は行っておりません。
社会福祉法人 いちばん星 ミルキ-ウェイ	東国分１-１１-３	電話 047-710-5960 FAX 047-710-5961	主に知的障がい者
一般社団法人 ロッタリンクス	大野町4-2875-2	電話 047-338-3255 FAX 047-337-3077	知的障がい者 精神障がい者
NPO法人 郷の会 オリーブの家	北国分２−３４−１０	電話 047-375-6513 FAX 047-375-6513	身体障がい者 知的障がい者

※　詳細は、各事業所へお問い合わせください。

１２-２１　聴覚・言語障がい者向け通信「Fねっと」　身

内　容 及び 対 象 者	聴覚・言語障がいのある方を対象に、FAXまたはメールにより市内の情報等をお送りします。
窓口	障がい者支援課（相談グループ） FAX　：　047-712-8727 メール：shogai-sodan@city.ichikawa.lg.jp

１２－２２　ハートフル障がい者等歯科診療所 身 知 精

内容	病気や障がいなどのために、一般の歯科診療所での受診が困難な方や、かかりつけ医がいなくてお困りの方が安心して歯科診療を受けていただけるよう、予約制の障がい者等歯科診療所を令和7年12月6日より開所しました。 初めて受診される場合は、お体や生活のことなどについてお尋ねする場合があります。 歯についてのご不安やご不明なことがある場合はご相談ください。
対象者	病気や障がいにより、一般の歯科診療所での受診が困難な方
所在地	市川市大洲1丁目18番1号 （大洲防災公園隣接地「市川市急病診療・ふれあいセンター内」）
開所時間	土曜（祝日、1月2日～4日、8月13日～15日、12月30日～31日を除く。） 午前10時～午後5時（昼休み1時間を除く。）
利用方法	当診療所は**予約が必要**です。 予約専用ダイヤル　047（712）8075 （専用ダイヤル受付時間　平日の午前9時から午後5時30分まで）
窓口	保健医療課（急病グループ）

12-２３　電話リレーサービス 身

内容	聴覚や発話に困難のある人（きこえない人）と、きこえる人（聴覚障がい者等以外の人）との会話を通訳オペレーターが「手話」または「文字」と「音声」を通訳することにより、電話で即時双方向につながることができる、法律に基づいた公共インフラとしてのサービスです。
対象者	聴覚や発話に困難のある方
窓口	一般財団法人日本財団電話リレーサービス　カスタマーセンター 電話：0120-528-071　　FAX：03-6275-0913 （対応時間：９：30～17：00）

１３　施設、相談窓口など

１３－１　各種相談窓口

名　称	所 在 地	電話・FAX
障がい者支援課	市川市八幡１－１－１	電話 047-334-1111(代)
基幹相談支援センター大洲 「えくる大洲ステーション」	市川市大洲１－１８－１ 急病診療・ふれあいセンター３階	電話 047-702-5588 FAX 047-702-5800
基幹相談支援センター行徳 「えくる行徳ステーション」	市川市末広１－１－３１ 行徳支所　１階	電話 047-303-3074 FAX 047-303-3075
中核地域生活支援センター 「くらっち」	浦安市北栄1-16-30 レドンドビル　303	電話 047-318-9551 FAX 047-318-9520
市川市社会福祉協議会	市川市東大和田１－２－１０	電話 047-320-4001 FAX 047-376-8555
千葉県精神保健福祉センター	千葉市美浜区豊砂６番１	電話 043-307-8439 FAX 043-307-5891
市川健康福祉センター （市川保健所）	市川市南八幡5－11－22	電話 047-377-1102 FAX 047-379-6623
千葉いのちの電話		電話 043-227-3900
障害者差別に関する相談窓口 （市川市相談窓口）※１	市川市八幡１－１－１ （障がい者支援課内）	電話 047-712-8517
障害者差別に関する相談窓口 （県条例に基づく相談窓口）※２	市川市南八幡５－１１－２２ （市川健康福祉センター内）	電話 047-377-8854 FAX 047-379-6623
市川市障害者虐待防止センター ※3	市川市大洲１－１８－１ 急病診療･ふれあいセンター３階 (基幹相談支援センター大洲内)	電話 047-702-9021 FAX 047-702-5800
千葉県障害者 権利擁護センター窓口	千葉市中央区市場町１－１ （千葉県障害福祉事業課内）	電話 043-223-1019 FAX 043-222-4133
生活困窮者の相談 市川市生活サポートセンターそら	市川市東大和田１－２－１０ 分庁舎C棟内	電話 047-704-0010
市川市歯科医師会 口腔サポートセンター （通院困難な方への 訪問歯科診療の相談窓口）		電話 047-332-0187

※１　障害者差別解消法では、障がいを理由として「不当な差別的取扱い」をすることと「合理的な配慮」をおこなわないことを障がい者差別としています。

※２　障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例。

※３　障がい者虐待を発見した場合に通報・相談をおこなう窓口として設置されています。障害者虐待防止法では、障がい者虐待を養護者、施設従事者、使用者等による虐待の３種類に分けており、いずれの通報・相談でも構いません。なお、通報や届出をした人の情報は守られます。

１３－２　就労相談窓口

名　称　・　所 在 地	内　　容
市川市障がい者就労支援センター「アクセス」 市川市八幡２－４－８　５階 TEL 047-316-2935 FAX 047-712-5133	障がい者の就労支援ならびに本人の家族及び関係者、事業主に対して相談や調整等の支援を行っています。 〔相談･実習･職場実習中の指導･職場定着支援･余暇活動支援･関係機関との連絡調整等〕 ホームページ：http://www.ichikawa-access.com
ハローワーク市川 **(市川公共職業安定所)** 市川市南八幡５－１１－２１ TEL 047-370-8609 FAX 047-370-0203	障がい者に対する、職業相談・職業紹介・職業訓練案内・雇用保険失業給付等の支援を行っています。支援を受ける場合、求職登録を行います。その際、障害者手帳等の提示が必要となります。
千葉障害者職業センター 千葉市美浜区幸町１－１－３ TEL 043-204-2080 FAX043-204-2083	就業を希望する障がい者に対し、職業相談・評価、職業準備支援、ジョブコーチ支援、職場復帰支援（リワーク支援）等を行っています。また、事業主の方に障がい者の雇用について相談援助を行います。
障害者就業･生活支援ｾﾝﾀｰ「いちされん」 市川市南八幡５－１７－１１ TEL 047-300-8630 FAX 047-300-8631	障がいのある方の職業的自立を実現するため、身近な地域で就職面と生活面の支援を一体的に行うことを目的として、関係機関と連携しながら、障がいのある方の就業及びそれに伴う生活に関する指導･助言･職業準備訓練の斡旋等を行っています。

１３－３　職業訓練施設

名　称　・　所 在 地	内　　容
千葉県立 **障害者テクノスクール** （ちばテク障害者校） 千葉市緑区大金沢町４７０ TEL 043-291-7744 FAX 043-291-7745	【施設内職業訓練】 職業人として自立を目指す障がいのある方に、各人の能力に応じた職業訓練を行い、社会に参加できる技能者を養成し、あわせて生活の安定に資することを目的として設置されています。 【職業（委託）訓練】 障がいのある求職活動中の方の職業人としての自立を目的に、企業や民間教育訓練機関などに訓練を委託して実施する短期の公共職業訓練です。 ※　両訓練とも申請窓口は公共職業安定所になります。 ホームページ http://www.pref.chiba.lg.jp/kg-shougaisha/

１３－４　児童施設（市内）

※児童施設に関しては、発達支援課（TEL 047-370-3561）にお問合わせください。

※施設の情報は、令和７年４月１日現在のものとなります。
　最新の施設情報は、市公式Ｗｅｂサイトにてご確認ください。

https://www.city.ichikawa.lg.jp/page/7869.html

【児童発達支援センター】

施設名	所在地	電話番号
市川市あおぞらキッズ	大洲 4-18-3	047-376-1113
市川市おひさまキッズ	大洲 4-18-3	047-376-1113
らいおんハート児童発達センター そよかぜキッズ	稲荷木 1-14-1	047-712-6555
こども発達支援センターやわた	本北方 3-13-11	047-303-5007
セレン学園	本行徳 1266-2	047-316-2316
あいりすえん	相之川４-６-６ ロイヤルブリス南行徳２階２号室	047-702-9834

【児童発達支援】

施設名	所在地	電話番号
らいおんハート児童発達センター そよかぜキッズ	稲荷木１-１４-１	047-712-6555
児童発達支援 みかんのき 妙典教室	塩焼 1-2-29 第一萩原ビル１階	047-329-2778
伸栄学習会妙典教室	塩焼２-２-７５ サイドパークＳ１階	047-383-9898
メリーほっと	塩焼２-２-６５ サクライビル 1F	047-711-4508
児童デイ ほっと塩浜	塩浜４-２ ハイタウン塩浜８号棟 第１０７号室	047-358-3811
児童発達支援・放課後等 デイサービス ホップ	鬼越１-１５-２０	047-705-4332
伸栄学習会　鬼高教室	鬼高３-33-8-1	047-307-9238
らいおんハートからだの 児童デイサービス AS	欠真間 2-１４-８ シーフォートロワイヤル１０１	047-711-1496
キラミラ欠真間店	欠真間 2-14-1 トゥッティアロッジオ 103	070-8994-6475
伸栄学習会　原木中山教室	原木１-８-８ 臼井ビル２Ｆ	047-711-0404

施設名	所在地	電話番号
美咲園	原木４-３-５	047-317-2585
キッズランド市川教室	行徳駅前１-１-１	047-311-4429
こどもプラス　行徳駅前教室	行徳駅前１-２２-１８ Ｔ＆Ｙビル２階	047-383-9121
こぱんはうすさくら行徳駅前教室	行徳駅前１-２７-１９ アネックス渋谷ビル２階	047-311-4102
ＬＩＴＡＬＩＣＯジュニア行徳教室	行徳駅前１-１３-４小林ビル２Ｆ	047-356-5361
児童発達支援放課後等デイサービス きらら行徳駅前	行徳駅前１－２０－８ ＡＲＩＳＴＩＯ　１階	047-358-0066
スマートキッズソリス行徳	湊新田1-9-18 ジョイエノモト１階	047-712-5845
らいおんハート遊びリテーション 児童デイ行徳	行徳駅前 2-10-1-2 階	047-71 2-7770
言葉のにわー行徳駅前ー	行徳駅前２-２２-２ 高橋ビル	047-702-5300
フォレストキッズ行徳教室	行徳駅前２-８-３　Ys ビル２階	047-723-7533
てらぴぁぽけっと市川行徳教室	行徳駅前２-９-２６	047-325-9028
放課後等デイサービス キラミラ行徳店	行徳駅前２－９－２６ ２００１ビルＢ１０１号室	070-9180-2664
リエゾン市川行徳	行徳駅前 1-２７-１７ 行徳メディカルプラザビル４階	047-318-3156
コペルプラス行徳教室	行徳駅前 2-7-１遠藤ビル３０４	047-321-4900
放課後等デイサービス キラミラ香取店	香取１－１５－２７	070-9129-5430
＆ｋｉｄｓ原木中山	高谷2-１５-１６	047-727-0065
重症心身障害児放課後等 デイサービスリラ	国府台３-４-２１	047-710-6475
K’ｓ ｇａｒｄｅｎ 天子の森	市川１-３-２ グランクルーアサミ１Ｆ	047-325-8366
こどもプラス国府台教室	市川３-２９-９	047-712-8600
こどもプラス市川教室	市川３-２９-９ Ｎ－stage１階	047-374-3353
エメファミーユ市川国府台	市川４-５-１０ 国府台ステイツ１０１	047-711-7422
ハーモニー	若宮３-３０-３	047-706-5664
こどもプラス若宮教室	若宮３－５１－１９	047-382-5414
ここてらす市川新田教室	新田５－１１－１市川 KS ビル１階	047-702-8916

１３　施設、相談窓口など

施設名	所在地	電話番号
入園・入学準備教室クラス	新井３-２８-１１	047-704-9045
キッズランド南行徳教室	新井３-１６-２９ レスポアール２０５	047-712-8304
学習サポートｓｃｒｕｍＰＬＵＳ 千葉市川校	新田４-５-１７ ガーネットトラスト１０１	047-713-1037
にじいろデイズ市川新田	新田２-２９-４	047-369-6662
ラポール市川	真間２-２４-２３	047-705-9587
伸栄学習会　相之川教室	相之川１-１７-１８	047-712-8327
児童発達支援 放課後等 デイサービス　サンライズキッズ	相之川１-８-１ プラザ南行徳１階	047-702-5766
あいりすえん	相之川４-６-６ ロイヤルブリス南行徳２階２号室	047-702-9834
らいおんハートからだの 児童デイサービス	相之川４-１０-２２ 南雲ビル１階	047-711-3518
放課後等デイサービス キラミラ 相之川店	相之川４-１１-２２ シャトーリッチ髙橋１階-B	090-2900-3170
市川市あおぞらキッズ	大洲 4-18-3	047-376-1113
市川市おひさまキッズ	大洲 4-18-3	047-376-1113
グローバルキッズメソッド１００	大野町４-２１９１-１	047-710-4462
みらいシード	大野町 2-112 あきもとビル１０５	080-4110-9292
いちごハート	大和田１-４-１０	050-3613-2367
TAKUMI 本八幡教室	菅野１－１３－１１ ボナクオリアⅩⅨ菅野１階	047-383-9200
ここてらす市川	東菅野２-１９-１	047-383-9066
多機能型事業所ぷれも・市川ラボ	東菅野２-１２-６	047-321-6643
キッズランド南行徳駅前教室	南行徳３-1-2 宮崎ビル１　202	047-321-6220
こどもプラス行徳教室	南行徳４-１０-２１	047-321-6425
放課後等デイサービス キラミラ南行徳店	南行徳３-１８-２２	070-9118-6491
オハイアリイ　レイ	南大野１－１－１１ 神田ビル３階	050-3773-4570
オハイアリイ	南大野１-１-２６	050-3613-0635
ブロッサムジュニア 市川大野教室	南大野２-３０-１７永野ビル１階	047-710-9108

施設名	所在地	電話番号
カップケーキいちかわおおの	南大野１-３８-２	047-339-6270
アトリエアポロン	宮久保３－２３－１４ クローバーリーフ１階	047-702-7334
まなびの森キラリ本八幡	南八幡１-１９-１８ 2F	047-711-0075
ハビー本八幡駅南口教室	南八幡３-１２-２１ ＭＣ本八幡３階	047-374-3107
ＬＩＴＡＬＩＣＯジュニア 本八幡教室	南八幡４-７-１２ 京成南八幡ビル９Ｆ	047-320-3705
ハビー本八幡駅北口教室	八幡２-５-２０ イーストビル芝田４階	047-712-8700
リエゾン本八幡	八幡２-１６-１５ 本八幡西口ビル７０５	047-332-8311
スマートキッズジュニア本八幡	八幡３-11-22 サニーコート八幡１０１	047-314-1723
コペルプラス本八幡教室	八幡３-１３-４ 壱番館１０２	047-321-6180
ハッピーテラス本八幡教室	八幡３-２９-２５ 市川八幡ビル２階	047-318-3552
ハッピーテラス本八幡第二教室	八幡３-２９-２５ 市川八幡ビル２階	047-321-4235
学習サポートｓｃｒｕｍＰＬＵＳ 本八幡校	八幡４－４－７ シュラインサイドビル１０２	047-314-5359
コンブリオ第三事業所	富浜２-１２-１８ ＫＩＹビル２階	047-306-0351
児童デイサービス コンブリオ	富浜２-１２-１８ ＫＩＹビル２階	047-306-0351
発達療育 レンテ市川	平田２-22-5	047-712-5691
児童発達支援放課後等デイサービス はぴねす本八幡	平田 3-8-19 市川遠山ビル１階	080-1254-4758
言葉のにわー宝ー	宝２-１０-１８-１０３（安田ビル）	047-720-3805
言葉のにわー宝ー②	宝２-１０-１８-１０５（安田ビル）	047-315-3753
グローバルキッズパーク北国分店 (グローバルキッズメソッド 134)	堀之内３-１８-１	047-711-7284
コペルプラス北国分教室	堀之内３-３２-５ ＤＡＩＣＨＩ　Ｂ.Ｌ.Ｄ ＨＯＲＩＮＯＵＣＨＩ２０１	047-712-2907
入園・入学準備教室クラス市川教室	堀之内３－１８－１ ルネモア市川北国分　１階	047-712-2937
社会福祉法人一粒会　結	堀之内５-７-７	047-710-4333
オピア北国分教室	堀之内３－２３－２３ パピヨン　デュ　シュウＢ号室	047-710-4601
セレン学園	本行徳１２６６-２	047-316-2316

１３　施設、相談窓口など

施設名	所在地	電話番号
こども発達センターやわた	本北方３－１３－１１	047-303-5007
放課後等デイサービス　forlife	本北方3―7－１５	047-404-8181
多機能型児童デイのんのん	湊１５-１２号 岩建ビル１階	047-399-8355
多機能重心型児童デイ　ゆのん	湊５－２ムロシママンション店舗２号室	047-702-8713
伸栄学習会　末広教室	末広２－１９－９	047-323-6982
伸栄学習会わかばの子	妙典５-１７-１９	047-383-9880
伸栄学習会　妙典５丁目教室	妙典 5-17-19	047-712-8818

【放課後等デイサービス】

施設名	所在地	電話番号
らいおんハート児童発達支援センターそよかぜキッズ	稲荷木１-１４-１	047-712-6555
みかんのき妙典教室	塩焼１－２－２９第一萩原ビル１階	047-329-2778
伸栄学習会妙典教室	塩焼２-２-７５ サイドパークＳ　１階	047-383-9898
児童デイほっと	塩焼３-１１-３ ニューパールハイツ１０１	047-702-9666
児童デイほっと塩浜	塩浜４-２ ハイタウン塩浜８号棟１０７号室	047-358-3811
放課後等デイサービス ＧＲＩＰキッズ行徳校	押切２０-３ Ｓビル２階	047-369-6634
児童発達支援・放課後等 デイサービス ホップ	鬼越 1-１５-２０	047-705-4332
児童デイサービス まはろ市川鬼高	鬼高２-１５-８	047-303-3800
シュウエール下総中山	鬼高３－１５－１３市川鬼高ウェルズ２１Ａ号室	047-383-9309
伸栄学習会　鬼高教室	鬼高３－３３－８－１	047-307-9238
らいおんハートからだの 児童デイサービスAS	欠真間 2-１４-８ シーフォートロワイヤル１０１	047-711-1496
キラミラ欠真間店	欠真間２－１４－１トゥッティアロッジオ１０３	070-8994-6475
伸栄学習会　原木中山教室	原木１-８-８ 臼井ビル２Ｆ	047-711-0404
美咲園	原木４-３-５	047-317-2585
らいおんハート遊びリテーション 児童デイ原木中山	原木２-１-６	047-711-1113
キッズランド市川教室	行徳駅前１-１-１　１階	047-311-4429
こどもプラス 行徳駅前教室	行徳駅前１-２２-１８ Ｔ＆Ｙビル２階	047-383-9121
こぱんはうすさくら行徳駅前教室	行徳駅前１-２７-１９ アネックス渋谷２階	047-311-4102
スマートキッズジュニア行徳	行徳駅前１-３-１２ 太卫門ビル２０２	047-369-6377
児童発達支援放課後等デイサービス きらら行徳駅前	行徳駅前１－２０－８ ＡＲＩＳＴＩＯ　１階	047-358-0066
スマートキッズソリス行徳	湊新田 1-9-18 ジョイエノモト１階	047-712-5845
伸栄学習会　末広教室	末広２－１９－９	047-323-6982

１３　施設、相談窓口など

施設名	所在地	電話番号
らいおんハート遊びリテーション 児童デイ行徳	行徳駅前 2-10-1-2 階	047-712-7770
なないろ行徳	行徳駅前２-１-１ フィエスタ行徳２階	047-306-7520
放課後等デイサービス ウィズ行徳駅前	行徳駅前２-２１-１１ ラコール高津２Ｆ	047-325-9622
言葉のにわ－行徳駅前－	行徳駅前２-２２-２ 高橋ビル	047-702-5300
放課後等デイサービス キラミラ行徳店	行徳駅前２－９－２６ ２００１ビルＢ１０１号室	070-9180-2664
放課後等デイサービス キラミラ香取店	香取１－１５－２７	070-9129-5430
ふれあい児童発達支援・放課後等 デイサービス市川行徳教室	香取 1-4-６ ハッピーマンション香取１階	047-712-6905
重症心身障害児放課後等 デイサービスリラ	国府台３-４-２１	047-710-6475
ふる里学舎こどもの丘	国分３－２０－２	047-373-0482
放課後等デイサービス・ ハクナマタタ	国分７－１２－５	047-711-8814
放課後等デイサービス　寺子屋	曽谷 7-29-10	047-371-0773
放課後等デイサービス 十彩（といろ）	柏井町 2-746-1	047-337-3905
放課後等デイサービス 陽（ひだまり）	柏井町 3-637-1	047-337-1333
K’ｓ　ｇａｒｄｅｎ　天子の森	市川１-３-２ グランクルーアサミ１Ｆ	047-325-8366
こどもプラス国府台教室	市川３-２９-９ N-stage１階	047-712-8600
こどもプラス市川教室	市川３-２９-９	047-374-3353
放課後等デイサービスラン	市川４-６-８ にしやまビル１階	047-711-6551
スタジオｐｌｕｓ＋市川中央教室	市川 1-9-1 ＡＫＩＯビル４Ｆ	047-711-1139
エメファミーユ市川国府台	市川 4-5-10 国府台ステイツ１０１	047-711-7422
ハーモニー	若宮３-３０-３	047-706-5664
こどもプラス若宮教室	若宮３－５１－１９	047-382-5414
ふれあい児童発達支援・ 放課後等デイサービス浦安教室	新井２-２１-２ 美鈴ビル１０２	047-311-4651
キッズランド南行徳教室	新井 3-１６-２９ レスポアール２０５	047-712-8304
学習サポートｓｃｒｕｍＰＬＵＳ 千葉市川校	新田４-５-１７ ガーネットトラスト１０１	047-713-1037

施設名	所在地	電話番号
ここてらす市川新田教室	新田５－１１－１　市川KSビル１階	047-702-8916
ぽぽろハウス	新田 1-１６-１７	047-325-2237
放課後等デイサービス ウィズ市川新浜	新浜１-２１-１ マンションセントピア1F	047-702-5595
ラポール市川	真間 2-２４-２３	047-705-9587
伸栄学習会　相之川教室	相之川１-１７-１８	047-712-8327
児童発達支援放課後デイサービス サンライズキッズ	相之川１-8-１　プラザ南行徳１階	047-702-5766
ふれあい児童発達支援・放課後等 デイサービス南行徳教室	相之川2-１４-１９ レジエンド相之川	047-711-0863
放課後等デイサービス ＧＲＩＰキッズ南行徳校	相之川2-5-３　飯塚店舗１階	047-316-1723
らいおんハートからだの 児童デイサービス	相之川 4-10-22 南雲ビル１階	047-711-3518
児童デイサービス まはろ南行徳	相之川 4-2-16 シャルマン南行徳１０２	047-314-1127
放課後等デイサービス キラミラ 相之川店	相之川 4-11-22 シャトーリッチ高橋１階-B	090-2900-3170
放課後等デイサービス ＧＲＩＰキッズ市川大野校	大野町２-１１３ 第一石井ビル２階	047-369-7350
みらいシード	大野町２－１１２あきもとビル１０５	080-4110-9292
いちごハート	大和田１-4-１０	050-3613-2367
ここてらす市川	東菅野 2-19－1	047-383-9066
多機能型事業所ぷれも・市川ラボ	東菅野 2-１２-６	047-321-6643
スマートキッズジュニア南行徳	南行徳 1-20-3 KSK ビル２階	047-316-2957
わくわくＧＡＴＥ　南行徳	南行徳１-11-23	047-712-7596
伸栄学習会　南行徳教室	南行徳 3-4-10 KMビル２階	047-374-3544
キッズランド 南行徳駅前教室	南行徳 3-1-2 宮﨑ビル１　２０２号室	047-321-6220
放課後等デイサービス キラミラ南行徳店	南行徳 3-18-22	070-9118-6491
こどもプラス行徳教室	南行徳４－１０－２１	047-321-6425
オハイアリイ　レイ	南大野１－１－１１　神田ビル３階	050-3773-4570
オハイアリイ	南大野 1-1-26	050-3613-0635

１３　施設、相談窓口など

施設名	所在地	電話番号
ブロッサムジュニア市川大野教室	南大野 2-30-17 永野ビル１階	047-710-9108
カップケーキいちかわおおの	南大野 1-38-2	047-339-6270
スマートキッズプラス本八幡	南八幡 4-17-19 栗山ビル１階	047-378-1210
コペルプラスジュニア本八幡教室	八幡 2-1-2 山崎ビル１Ｆ	047-702-8956
ハビー本八幡駅北口教室	八幡 2-5-20 イーストビル芝田４階	047-712-8700
スマートキッズジュニア本八幡	八幡 3-11-22 サニーコート八幡１０１	047-314-1723
ハッピーテラス本八幡教室	八幡 3-29-25 市川八幡ビル２階	047-318-3552
ハッピーテラス本八幡第二教室	八幡 3-29-25 市川八幡ビル２階	047-321-4235
スタジオｐｌｕｓ＋本八幡教室	八幡 3-8-19 第９モリビル３階	047-316-1366
TEENS 本八幡	八幡 1-16-2　２階	050-2018-2167
学習サポートｓｃｒｕｍＰＬＵＳ本八幡校	八幡 4-4-7 シュラインサイドビル１０２	047-314-5359
ふれあい児童発達支援・放課後等デイサービス妙典教室	富浜 2-3-17 プロスパーⅡ　２階	047-711-0152
コンブリオ第三事業所	富浜 2-12-18 KIY ビル２階	047-306-0351
児童デイサービス コンブリオ	富浜 2-12-18 KIY ビル２階	047-306-0351
児童発達支援放課後等デイサービスはぴねす本八幡	平田 3-8-19 市川遠山ビル１階	080-1254-4758
このこのリーフ本八幡	平田 2-5-4 ジェイワイジャパンビル３階	047-704-9346
言葉のにわー宝ー	宝 2-10-18-103（安田ビル）	047-720-3805
言葉のにわー宝ー②	宝 2-10-18-105（安田ビル）	047-315-3753
コペルプラス北国分教室	堀之内３-３２-５ ＤＡＩＣＨＩ B.L.D ＨＯＲＩＮＯＵＣＨＩ201	047-712-2907
社会福祉法人一粒会　結	堀之内 5-7-7	047-710-4333
オピア北国分教室	堀之内 3-23-23 パピヨン　デュ　シュウＢ号室	047-710-4601
社会福祉法人　春濤会 放課後等デイサービス　ひまわり	本北方 3-13-11	047-338-3763
放課後等デイサービス　forlife	本北方 3-7-15	047-404-8181
多機能型児童デイのんのん	湊 15-12 岩建ビル１階	047-399-8355

施設名	所在地	電話番号
多機能重心型児童デイ　ゆのん	湊 5-2 ムロシママンション店舗２号室	047-702-8713
運動・学習による子供自立支援教室 あんしんキッズ	妙典 4-5-1 クレストコート１Ｆ	047-358-1357
伸栄学習会 わかばの子	妙典 5-17-19	047-383-9880
伸栄学習会　妙典５丁目教室	妙典 5-17-19	047-712-8818
児童発達支援・放課後等 デイサービス　アイビック市川	本北方 2-13-6	047-301-2289
地域の学び舎「プラット」	平田 2-8-1	047-718-2330
Ohana(オハナ)本八幡	南八幡 1-22-3 TY ビル１階	047-312-6793
Ohana(オハナ)本八幡第２	南八幡 1-22-5　１階南側店舗	047-312-6793
このこのリーフ市川大洲	大洲 1-2-3	080-7048-9212
アトリエアポロン	宮久保 3-23-14 クローバーリーフ１階	047-702-7334

１３－５　成人施設（市内）

※サービス内容は P31～34、P36～37 をご参照ください。詳細は各施設へお問合わせください。
※施設の情報は、令和８年４月１日現在のものとなります。
最新の施設情報は、市公式Ｗｅｂサイトにてご確認ください。

https://www.city.ichikawa.lg.jp/life/3/20/91/

【公立施設】

施設名	所在地	電話番号	サービス内容
市川市明松園	中国分 2-17-21	047-372-9017	生活介護 （身体・知的・精神）
市川市フォルテ行徳	本行徳 1-5	047-357-9166	就労継続支援（B 型） 生活介護（身体・知的・精神）
市川市身体障がい者福祉センター	本行徳 1-5	047-357-9165	地域活動支援センター （身体）

【民間施設】
■生活介護

事業所名	事業所所在地	電話番号	身	知	精	難	児童
パステル	鬼越 1-23-2	047-332-1888		○			
スマイル	欠真間 2-23-18 セゾンドヴァンヴェール 101 号室	047-711-0180	○	○	○		
リボン重心医ケアリハビリセンター	行徳駅前 4-14-11	070-3170-7625	○	○	○	○	
生活介護事業所れんげ	国府台 3-4-21	047-710-6475	○	○	○		
ぽらりす	国分 3-22-2	047-371-4172		○			
チャレンジ国分	国分 3-22-27	047-374-1800		○			
ふるさと学舎市川	国分 3-20-2	047-373-0482		○	○		
サンタのおうち	市川 3-27-23	047-322-0350	○	○	○	○	
ほっとハートらいふ	新田 3-14-22	047-702-8411			○		
CHALLENGER	新浜 1-1-7	047-323-6067	○	○	○	○	
大地	曽谷 7-11-1	047-337-1333		○			
きらら	大野町 2-982	047-339-7000		○			

事業所名	事業所所在地	電話番号	身	知	精	難	児童
梨香園	大野町 3-2146-2	047-339-3855		○			
市川市明松園	中国分 2-17-21	047-372-9017	○	○	○		
トレ・コルデ	中国分 4-26-6	047-375-8430	○	○	○	○	
メープル・レンコン	日之出 8-7	047-314-1121	○	○	○		
りべろ	柏井町 2-1435	047-301-9153			○		
咲楽苑	柏井町 2-746-1	047-337-1333		○			
陽	柏井町 3-637-1	047-337-1333	○	○			
かしわい苑	柏井町 3-637-1	047-337-1333		○			
がんば夢茶房	八幡 3-28-23 本八幡イーストビル２階	080-5292-9915	○	○	○		
ハーモニー・レンコン	富浜 3-6-20	047-711-3801	○	○	○	○	
ぽれぽれ	福栄 1-12-21	041-300-2666		○			
リボンワンダーランド	福栄 4-1-10 サンライズトミヤマ１階	047-704-8080	○	○			
やまぶき園	奉免町 191-2	047-320-7241		○			
あこる	本北方 1-47-15	047-712-6668	○				
ＴＵＢＵ　ＰＬＡＮ	本北方 3-16-1	047-338-6061	○	○	○		

【民間施設】

■自立訓練（生活訓練）

事業所名	事業所所在地	電話番号	身	知	精	難	児童
エヌフィット キャリアカレッジ行徳	行徳駅前 1-22-19 フェイスタワー2 階	047-704-8150		○	○		
CocorportCollege 市川駅前キャンパス	市川 1-9-11 サン市川ハイツ 305	047-711-4626		○	○		
ユースキャリアセンター フラッグ	市川 1-12-20 トノハタビル２階・３階	047-711-3368			○		
ドンと来い　市川	市川 4-5-1	047-724-5511		○	○		
ほっとハートらいふ	新田 3-14-22	047-702-8411			○		
りべろ	柏井町 2-1435	047-301-9153			○		
伸栄学習会 妙典キャリアセンター	富浜 2-16-2　３階	047-352-6158	○	○	○	○	

１３　施設、相談窓口など

【民間施設】

■自立訓練（機能訓練）

事業所名	事業所所在地	電話番号	身	知	精	難	児童
リハビリデイセンター ゆずの樹　稲越店	稲越町 2-9-14 IS コート稲庄 1 階	047-315-8941	○				
リハビリデイセンター ゆずの樹　大野店	南大野 3-20-5	047-710-4562	○				
市川リハビリデイ センターゆずの樹	平田 2-5-4 ジェイワイビル 1 階	047-315-8941	○				

【民間施設】

■就労移行支援

事業所名	事業所所在地	電話番号	身	知	精	難	児童
かいと行徳	行徳駅前 1-22-16 ハイブリッジビル 4 階	047-711-3447	○	○	○	○	
エヌフィットキャリア カレッジ行徳	行徳駅前 1-22-19 フェイスタワ-2 階	047-704-8150		○	○		
manaby 行徳駅前事業所	行徳駅前 1-27-17 行徳メディカルプラザビル 6 階	047-318-2440	○	○	○	○	
LITALICO ワークス行徳	行徳駅前 2-1-10 行徳トシオビル 4 階	047-311-4382	○	○	○	○	
就労移行ＩＴスクール 行徳駅前	行徳駅前 2-17-2 T・NK ビル 4 階	047-369-6181		○	○		
ビルド	市川 1-3-18 京成市川ビル 2 階	047-320-0345	○		○		
エナベル市川	市川 1-9-11 サン市川ハイツ 405	047-323-0606	○	○	○	○	
ユースキャリアセンター フラッグ	市川 1-12-20 トノハタビル 2 階･3 階	047-711-3368			○		
南八幡ワークス	南八幡 5-20-3	047-376-6335	○	○	○		
リボン就労リハビリセ ンター本八幡駅前	八幡 2-16-15 本八幡西口ビル 501	047-335-6510	○	○	○	○	
リボン高次脳機能障害 センター	八幡 2-16-15 本八幡駅西口ビル 503	047-335-6510	○	○	○	○	
Cocorport 本八幡 Office	八幡 2-7-20 富士物産本社ビル 1 階	047-312-6535	○	○	○	○	
伸栄学習会 妙典キャリアセンター	富浜 2-16-2　3 階	047-352-6158	○	○	○	○	

【民間施設】

■就労継続支援Ａ型

事業所名	事業所所在地	電話番号	身	知	精	難	児童
ピアてらす	塩焼 2-13-15	047-315-6380	○		○	○	
みらいず行徳	行徳駅前 1-1-8 ポートレート１階	047-712-7434	○	○	○	○	
エーハウス	市川 1-6-5 BS ビル２階	047-702-5893	○	○	○	○	
エナベル市川	市川 1-9-11 サン市川ハイツ 405	047-323-0606	○	○	○	○	
むうんはあと市川	市川 3-29-7 KS ビル１階	047-321-6996	○	○	○	○	
セイリョー市川	市川 1-21-7 クレール市川 102	047-704-9408	○	○	○	○	
Fellows	相之川 2-16-15	047-318-9917	○	○	○	○	
ワカバ南行徳	相之川 4-6-18 YK ビル３階	047-712-5747	○	○	○	○	
メサウェル市川	大野町 2-234 市川大野宇田ビル１階	047-710-3824	○	○	○	○	
19 工房/きのこ栽培農園	大野町 3-1816-5	047-727-8835	○	○	○		
マインドセット南行徳	南行徳 1-22-4 アネックス信太３　３階	047-712-8770	○	○	○		
ふろーむひあ・ボンド	南大野 3-23-4	080-4171-4777		○	○		
Tetoria 本八幡	南八幡 5-1-2 本八幡駅前ビル４階	047-711-1205	○	○	○		
伸栄自然派おかし研究所妙典	富浜 2-16-2　１階	047-314-8343	○	○	○	○	
ワンネス市川	平田 1-10-15 レジデンス市川１階	047-711-3371	○	○	○	○	
PLAY	平田 2-4-27	03-6807-7033	○	○	○	○	
Blue international	堀之内 2-28-18	047-702-3713	○	○	○		
パレット行徳	湊 15-8 エムケー行徳ビル２階	047-307-6055	○	○	○		
Beans works 行徳	湊新田 2-1-1 西田ビル２階	047-706-1947	○	○	○	○	

１３　施設、相談窓口など

【民間施設】

■就労継続支援Ｂ型

事業所名	事業所所在地	電話番号	身	知	精	難	児童
ハピネス行徳	塩焼 1-10-13 ハイツマスダ 101	047-396-1612			○		
就労継続支援Ｂ型事業所 NeoWork 行徳	塩焼 3-3-14	080-4795-4879	○	○	○	○	
総活躍　市川	塩浜 4-2-3-110	047-317-6199	○	○	○		
第１レンコンの家	下新宿 10-7	047-359-7795	○	○	○		
第４レンコンの家	下新宿 22-6 ライトタウングローリアス 101	047-395-6809	○	○	○		
就労継続支援Ｂ型 ホップ	鬼越 1-15-20	047-705-4332	○	○	○		
りとーぷす	鬼高 3-8-8	047-316-1387	○	○	○		
かいとクリーン	行徳駅前 1-22-16 ハイブリッジビル４階	047-711-3447	○	○	○	○	
第3レンコンの家	行徳駅前 4-2-1 マンションニュー行徳 2-101	047-316-1213	○	○	○	○	
里見工房	国府台 5-1-10	047-710-8915	○	○	○	○	
リハスワーク 市川国府台	国府台 5-9-12 パレスフィールド国府台パートⅡ１階	047-710-6083	○	○	○	○	
チャレンジ国分	国分 3-22-27	047-374-1800		○			
ぽらりす	国分 3-22-27	047-371-4172		○			
ジョブスクラブ・ フローラ	市川 1-11-8 ルミノッソ市川２・３階	047-712-6477		○	○		
むうんはあと市川	市川 3-29-7 KS ビル１階	047-321-6996	○	○	○	○	
ドンと来い　市川	市川 4-5-1	047-724-5511		○	○		
オリーブの葉っぱ 市川事業所	市川 1-9-11 サン市川ハイツ 404	047-316-0834	○	○	○	○	
とまり木ふぁ～む	新井 2-21-2 美鈴ビル１階	047-707-3600	○	○	○	○	
でじるみ千葉市川	新井 3-15-12　１階	047-321-4289	○	○	○	○	
ほっとハートプラス	新田 3-10-12	047-370-0312	○	○	○		
ギャラリー霧晴	新田 5-9-11 旭ビル 201	047-318-2250		○	○		
メタゲーム市川	真間 1-10-7 市川真間武田マンション B1	090-3874-8632			○		
福祉支援の家 ビーいちかわ	須和田 1-7-21	047-371-8350	○	○	○		

事業所名	事業所所在地	電話番号	身	知	精	難	児童
AQUA いちかわ	曽谷 7-4-11	047-711-7100	○	○	○		
在宅支援事業団 TOKYO-BAY	相之川 4-15-6 M・M SPIRITS 302 号室	090-2089-1010	○	○	○	○	
タオ市川	大野町 3-126-3	047-329-2288	○	○	○	○	
メロディーフラッグ	大野町 3-121 いずみビル 201・305	047-337-3077	○	○	○	○	
障がい福祉サポートネット Nine 市川大野	大野町 2-655-3	047-710-9591	○	○	○	○	
アガタ	大野町 2-786-3	047-375-8137		○			
リハスワーク南行徳	南行徳 1-9-15 卓ビル南行徳 1 階	047-318-2036	○	○	○	○	
伸栄　自然派おかし研究所　南行徳	南行徳 3-4-10 KM ビル 1 階	047-352-6158	○	○	○	○	
いぶき	南大野 3-8-18	047-339-3172		○			
リスタートいちかわ	南八幡 1-4-10	03-6823-0812	○	○	○	○	
南八幡ワークス	南八幡 5-20-3	047-376-6335	○	○	○		
サンワーク L 事業所 主たる事業所ぱれっと	柏井町 2-1452-5	047-303-6550			○		
がんば夢茶房	八幡 3-28-23 本八幡イーストビル 42 階	047-704-9915		○	○		
伸栄　自然派おかし研究所　妙典	富浜 2-16-2　1 階	047-314-8343	○	○	○	○	
PLAY	平田 2-4-27	03-6807-7033	○	○	○	○	
ホース	平田 2-9-20	047-377-4070	○	○	○	○	
スクラム	宝 1-5-17	047-303-3840		○			
アンジュ	北国分 3-12-14	080-7243-5922	○	○	○	○	
猫のかぎしっぽ	堀之内 3-23-13 メルベーユ堀之内 3B	090-4009-1475	○	○	○		
TUBU　PLAN	本北方 3-16-1	047-338-6061	○	○	○		
Beans works 行徳	湊新田 2-1-1 西田ビル 2 階	047-706-1947	○	○	○	○	
第２レンコンの家	妙典 3-3-14 NK コート 1 階	047-357-1141	○	○	○		
障がい福祉サポートネット Nine 妙典	妙典 5-9-15 East Court Ⅲ 1 階	080-6303-8724	○	○	○	○	
エヌフィットキャリアカレッジ行徳	行徳駅前 1-22-19 フェイスタワー２階	047-704-8150	○	○	○	○	

manaby 行徳駅前事業所	行徳駅前 1-27-17 行徳メディカルプラザビル6階	047-318-2440	○	○	○	○	
LITALICO ワークス 行徳	行徳駅前 2-1-10 行徳トシオビル４階	047-311-4382	○	○	○	○	
就労定着支援事業所 かいと行徳	行徳駅前 1-22-16	047-711-3447	○	○	○	○	
ビルド	市川 1-3-8 京成市川ビル２階	047-320-0345			○		
ユースキャリアセンター　フラッグ	市川 1-12-20 トノハタビル２階・３階	047-711-3368			○		
エナベル市川	市川 1-9-11 サン市川ハイツ 405 号室	047-323-0606	○	○	○	○	
在宅就労支援事業団 TOKYO-BAY	相之川 4-15-6 M・MSPIRITS302	047-711-1256	○	○	○	○	
マインドセット南行徳	南行徳 1-22-4 アネックス信太３　３階	047-712-8770	○	○	○	○	
南八幡ワークス	南八幡 5-20-3	047-376-6335	○	○	○	○	
就労定着支援事業所 リボン本八幡駅前校	八幡 2-16-15 本八幡西口ビル 501	047-335-6510	○	○	○	○	
Cocorport 本八幡 Office	八幡 2-7-20 富士物産本社ビル１階	047-312-6535	○	○	○	○	

【民間施設】

■就労定着支援

事業所名	事業所所在地	電話番号	身	知	精	難	児童
エヌフィットキャリアカレッジ行徳	行徳駅前 1-22-19 フェイスタワー2 階	047-704-8150	○	○	○	○	
manaby 行徳駅前事業所	行徳駅前 1-27-17 行徳メディカルプラザビル６階	047-318-2440	○	○	○	○	
LITALICO ワークス行徳	行徳駅前 2-1-10 行徳トシオビル４階	047-311-4383	○	○	○	○	
就労定着支援事業所 かいと行徳	行徳駅前 1-22-16	047-711-3447	○	○	○	○	
ビルド	市川 1-3-18 京成市川ビル２階	047-320-0345			○		
ユースキャリアセンター　フラッグ	市川 1-12-20 トノハタビル２階・３階	047-711-3368			○		
エナベル市川	市川 1-9-11 サン市川ハイツ 405 号室	047-323-0606	○	○	○	○	
在宅就労支援事業団 TOKYO-BAY	相之川 4-15-6 M・MSPIRITS302	047-711-1256	○	○	○	○	
マインドセット南行徳	南行徳 1-22-4 アネックス信太３　３階	047-712-8770	○	○	○	○	
南八幡ワークス	南八幡 5-20-3	047-376-6335	○	○	○	○	
就労定着支援事業所 リボン本八幡駅前校	八幡 2-16-15 本八幡西口ビル 501	047-335-6510	○	○	○	○	

事業所名	事業所所在地	電話番号	身	知	精	難	児童
Cocorport 本八幡 Office	八幡 2-7-20 富士物産本社ビル 1 階	047-312-6535	○	○	○	○	

【民間施設】

■自立生活援助

事業所名	事業所所在地	電話番号	身	知	精	難	児童
ほっとハート自立生活援助事業所　リンク	新田 3-12-3-102	047-711-0810	○	○	○	○	
心ほっと市川	八幡 3-22-16 ヴィラ市川	047-307-9540	○	○	○	○	

【民間施設】

■短期入所

事業所名	事業所所在地	電話番号	身	知	精	難	児童
わたのはら	下新宿 16-8	047-323-6617		○			
サニースポット下総中山	鬼高 3-30-6	047-711-1827	○	○	○	○	○
Liberte　宮久保	宮久保 3-11-21	080-4940-0958		○	○		○
リボングループホーム市川日中支援	宮久保 6-4-4	080-8827-3957	○	○	○		
一花	曽谷 6-26-17	047-375-5882		○			○
スターハウスプレミア市川大野ショートステイ	大野町 2-645-1	047-710-9500	○	○	○	○	○
グループホームワンコといっしょ市川大野（日中サービス支援型）	大野町 3-1981-3	047-382-5528	○	○	○	○	○
梨香園　単独短期棟	大野町 3-2146-2	047-339-3855		○			
わおん障がい者グループホーム市川大野短期入所	大野町 4-2213-1	070-1565-8703		○	○		
リビットはうす市川大野（短期入所）	大野町 4-2213-1	070-1565-8703		○	○		○
障がい者グループホームメディラボ	田尻 4-9-35	047-303-3121	○	○	○		
大村病院	南八幡 4-14-2	047-377-3111	○				○
咲楽苑	柏井町 2-746-1	047-337-1333		○			○
Beans 本八幡	八幡 3-8-10 ローズガーデン矢澤 101	047-301-6930		○	○		
短期入所事業所やまぶき園	奉免町 191-2	047-320-7241		○			○

事業所名	事業所所在地	電話番号	身	知	精	難	児童
ふくしの村日中支援型障がい者グループホーム市川奉免町短期入所	奉免町 335-3	047-711-3371	○	○	○		○
八幡学園	本北方 3-13-11	047-338-3763					○

【民間施設】

■共同生活援助

事業所名	事業所所在地	電話番号
グループホームはやて	稲越 2-9-14-205	047-721-7259
グループホームなぎさ	稲荷木 2-5-16　2 階	047-711-3433
紫陽花の家	塩焼 4-3-15	070-1471-9021
サニースポット下総中山	鬼高 3-30-6	047-711-1827
リボン　グループホーム　市川	宮久保 1-8-18	070-1595-2676
Liberte 宮久保	宮久保 3-11-21	080-4904-8095
リボングループホーム市川日中支援	宮久保 6-4-4	090-3083-5073
いまるホーム南行徳	欠真間 2-2-20	03-6823-5153
あいむほーむ	欠真間 1-10-12 グリーンターフ南行徳	047-702-8244
ライフフィールド Nine 広尾	広尾 1-4-18 アーバンコート南行徳Ⅱ101 号室	080-6682-6828
あいむほーむ広尾	広尾 1-5-18 アーバンコート南行徳	047-702-8244
ミライホーム千葉	広尾 1-4-8 スターコート広尾	080-4693-4029
ホーム・レンコン	高谷 2-15-7	047-314-8311
ハウス中国分	国府台 5-9-2	047-307-9000
あすなろの家	国府台 5-17-12	047-718-1722
リビットはうす国府台	市川 3-19-20	080-4193-5589
わおん障がい者グループホーム国府台	市川 3-19-20	080-4193-5589
ピース国府台	市川 3-28-3	070-3290-7619
ステップス市川ホーム	新田 1-17-14	080-7741-6921

事業所名	事業所所在地	電話番号
まいとしっぷ	曽谷 2-5-9	080-3021-7235
グループホームなないろ	曽谷 6-27-31	047-373-7771
スターハウスプレミア市川大野	大野町 2-645-1	047-710-9500
わおん障がい者グループホーム市川大野	大野町 4-2213-1	070-1565-8703
スターハウス市川	大野町 4-2820-12	047-712-2625
グループホームみやびサポート	大野町 4-3163-5	047-339-7788
リビットはうす市川大野	大野町 4-2213-1	070-1565-8703
グループホーム　チャイブ	大和田 2-2-9	047-379-0088
楽居	中国分 1-2-1　1 階	047-371-4366
ティー・オリーブ	中国分 2-16-26	047-712-2102
障がい者グループホームメディラボ	田尻 4-9-35	047-303-3121
グループホームモナミ	東国分 1-2-19	090-3963-4725
ケアンド南大野	南大野 1-18-16	047-711-7225
グループホーム　ビートル南八幡	南八幡 5-12-21	047-704-8741
Beans 本八幡	八幡 3-8-10 ローズガーデン矢澤 101	047-301-6930
市川八幡寮	八幡 5-20-20	090-4671-6727
グループホーム　クローバー	八幡 6-34-14	047-570-1178
やまぶき園	奉免町 191-2	047-320-7241
ふくしの村日中支援型障がい者 グループホーム市川奉免町	奉免町 335-3	080-3595-5082
グランディール	宝 1-5-17	047-303-3840
スマイルファミリー	北方 1-23-8	047-712-6430
障がい者グループホーム NIKI terrace	北方町 4-1825-10	03-6820-8839
グループホーム　ワンコといっしょ 市川大野	本塩 5-12	047-338-2733
TUBU の家	本北方 3-10-6	047-338-6061

事業所名	事業所所在地	電話番号
障害者グループホーム　ユニティ行徳	末広 1-17-15	047-314-8430
グループホーム伸栄　末広	末広 2-19-9	047-352-6158

【民間施設】
■地域移行支援

事業所名	事業所所在地	電話番号	身	知	精	難	児童
国府台相談支援事業所	国府台 5-9-8 小林ハイツ２０１	047-707-3425	○	○	○	○	○
こころの相談支援センター	市川南 3-14-16 市川パークハウスB－S2	047-382-6513			○		
ほっとハート 相談支援事業所リンク	新田 3-12-3-102	047-711-0810	○	○	○	○	○
サポートネット国府台	菅野 4-7-3 菅野ハイム１階	047-375-8262		○	○		○
サンワーク相談支援事業所	大野町 3-2146-2	047-339-3855	○	○	○	○	○
市川相談支援センター	大野町 3-2146-2	047-339-3855		○			
みやびサポート　市川	大野町 4-3154-17	047-711-7323	○	○	○	○	○
地域生活支援センター Ｃａｎ	柏井町 2-746-1	047-337-3970	○	○	○	○	○
心ほっと市川	八幡 3-22-16 ヴィラ市川	047-307-9540	○	○	○	○	○

【民間施設】
■地域定着支援

事業所名	事業所所在地	電話番号	身	知	精	難	児童
国府台相談支援事業所	国府台 5-9-8 小林ハイツ２０１	047-707-3425	○	○	○	○	○
こころの相談支援 センター	市川南 3-14-16 市川パークハウスB－S2	047-382-6513			○		
ほっとハート相談支援 事業所リンク	新田 3-12-3-102	047-711-0810	○	○	○	○	○
サポートネット国府台	菅野 4-7-3 菅野ハイム１階	047-375-8262		○	○		○
サンワーク相談支援事業所	大野町 2-183-1	047-338-0204	○	○	○	○	○
市川相談支援センター	大野町 3-2146-2	047-339-3855		○			
みやびサポート　市川	大野町 4-3154-17	047-711-7323	○	○	○	○	○
地域生活支援センター Ｃａｎ	柏井町 2-746-1	047-337-3970	○	○	○	○	○

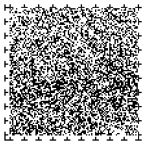

事業所名	事業所所在地	電話番号	身	知	精	難	児童
心ほっと市川	八幡 3-22-16 ヴィラ市川	047-307-9540	○	○	○	○	○

【民間施設】

■計画相談支援・障害児相談支援

（「児相談」に○か◎がついているのが障害児相談支援も行っている事業所、「児相談」に◎がついているのが児童発達支援センターを併設している事業所（特に障害児相談支援事業に特化している事業所）です。）

事業所名	所在地	電話番号	児相談	身	知	精	児童	特になし
地域生活支援センター　Can	柏井町 2-746-1	047-337-8830	○					○
サンワーク相談支援事業所	大野町 2-183-1	047-338-0204	○					○
なのはな相談支援所穂香	中国分 1-13-3	047-703-8752	○					○
ほっとハート相談支援事業所　リンク	新田 3-12-3-102	047-711-0810	○					○
指定特定相談支援事業所　やまぶき園	奉免町 191-2	047-320-7241			○			
こども発達支援センターやわた	本北方 3-13-11	047-303-5007	◎				○	
サポートネット国府台	菅野 4-7-3	047-375-8262	○		○	○	○	
みのの里相談支援センターTUBUCALL	本北方 3-16-1	047-338-6061			○	○		
指定特定相談支援事業所寺子屋	曽谷 7-29-10	047-371-0773	○					○
一般財団法人市川市福祉公社	市川南 1-1-1	047-313-4070	○					○
こころの相談支援センター	市川南 3-14-16 市川パークハウス B-S2	047-382-6513				○		
SSU 介護サービス	塩焼 2-11-14	047-359-9888	○					○
ACTIPS 相談支援センター	菅野 5-11-16	047-712-5640				○		
いちばん星相談支援事業所	国分 3-22-27	047-371-4172			○			
ふる里学舎市川	国分 3-20-2	047-373-0482		○	○			
相談支援事業所サポート・レンコン	高谷 2-15-7	047-316-1214						○
株式会社愛ネット	福栄 3-20-8	047-701-3055	○					○
うらら相談支援事業所	北方 3-1-16	090-4398-3951	○					○
ユニマインド	曽谷 5-1-7	047-382-6551	○					○

１３　施設、相談窓口など

事業所名	所在地	電話番号	児相談	身	知	精	児童	特になし
心ほっと市川	八幡 3-22-16	047-307-9540	○					○
市川市おひさまキッズ	大洲 4-18-3	047-376-1113	◎				○	
市川市あおぞらキッズ	大洲 4-18-3	047-376-1113	◎				○	
らいおんハート福祉ケア支援事業所市川	稲荷木 1-14-1	080-3132-2743	○				○	
シルバン介護センター	真間 2-9-5	047-325-8385	○					○
Dfree 相談センター	真間 2-24-23	047-705-9587	○					○
相談支援事業所スマイル	欠真間 2-23-18 セゾンドヴァンベール 1 階	047-316-0231						○
有限会社ひかりスタッフ	市 川　1－21－7 クレール市川プラザビコ 311	047-329-5507	○					○
仕事相談センターコネクト	市川市市川 1-12-20	047-316-2663				○		
みやびサポート市川	大野町 4-3154-17	070-5566-2387	○					○
市川相談支援センター	大野町 3-2146-2	047-712-2276	○		○		○	
笑満	新田 1-16-17	047-325-2237	○					○
エルチェ相談支援事業所	富浜 2-12-18 KIY ビル 1 階店舗 B 号室	047-306-0351	○					○
障害福祉支援事業所未来	東菅野 3-19-13-1FB	047-702-5560	○					○
相談支援事業所ほっとの木	宝 1-5-17 NPO 法人スクラム内	047-383-9997	○					○
ケアプロ・エグザ	鬼高 3-13-2 ニュー中山 324	047-311-4340	○					○
リボン相談支援センター市川	八幡 3-28-22-202	047-711-3151						○
Beans 相談室	市川市湊新田 2-1-1	047-706-1947	○					○
相談支援事業所セレン	本行徳 1266-1	047-316-2316	◎				○	
いま CoCo 相談ルームいちかわ	市川市南大野 1-4-9 松丸コーポ 2B	047－710-4970	○					○
穂香相談支援事業所	南大野 1-10-5	090-4248-3579	○					○
相談支援事業所アシステンツァ	湊 15-12	047-399-8355	○				○	

事業所名	所在地	電話番号	児相談	身	知	精	児童	特になし
国府台相談支援事業所	国府台 5-9-8 小林ハイツ 201	047-707-3425	○					○
あいりすえん	相之川 4-6-6 ロイヤルプリス南行徳 2 階 2 号室	047-702-9834	○				○	
らいおんハート福祉ケア支援事業所市川	原木 2-1-6	080-3132-2743	○				○	

【民間施設】

■地域活動支援センター

施設名	所在地	電話番号	身	知	精
地域活動支援センターぽると	大野町 2-183-1	047-337-7718			○
南八幡メンタルサポートセンター	南八幡 5-20-3	047-376-6466			○
ほっとハートピアリズム	新田 3-12-3-101,102	047-376-7309			○
クラブハウス　フォーラス	市川 1-12-20 トノハタビル 1 階	047-712-1905			○
福祉支援の家ビーあるふぁ	須和田 1-7-5	047-371-1511	○	○	○
地域活動支援センターステップ	行徳駅前 4-14-5-1 階	047-711-0180	○	○	○
らいづり	本北方 1-7-14	047-303-3442	○		
地域活動支援センターそると	塩焼 2-3-28	047-303-3313	○	○	○
サンタのおうち	市川 3-27-23	047-322-0350	○	○	○

【民間施設】

■地域生活支援事業（日中一時支援）

事業所名	所在地	電話番号
らいおんハートからだの児童デイサービス	相之川 4-10-22 南雲ビル 1 階	047-711-3518
スタジオ plus+市川駅前教室	市川 1-11-8 ルミノッソ市川 4 階	047-316-0569
スタジオ plus+市川中央教室	市川 1-9-1 AKIO ビル 4 階	047-711-1139
梨香園	大野町 3-2146-2	047-339-3855
日中一時支援ホップ	鬼越 1-15-20	047-705-4332
ふる里学舎こどもの丘	国分 3-20-2	047-373-0482

１３　施設、相談窓口など

事業所名	所在地	電話番号
児童デイほっと塩浜	塩浜 4-2 ハイタウン塩浜団地 第８号棟第 107 号室	047-358-3811
児童デイほっと	塩焼 3-11-3-101	047-702-9666
寺子屋ミニデイサービス曽谷	曽谷 7-29-10	047-371-0773
コンブリオ第三事業所	富浜 2-12-18 KIY ビル１階	047-306-0351
児童デイサービス　コンブリオ	富浜 2-12-18 KIY ビル２階	047-306-0351
コンブリオ　第二事業所	富浜 2-12-18 KIY ビル２階 B	047-704-9926
地域の学び舎「プラット」	平田 2-8-1	047-718-2330
社会福祉法人南台五光福祉協会 やまぶき園	奉免町 191-2	047-320-7241
多機能型児童デイ　のんのん	湊 15-12　岩建ビル１階	047-399-8355
日中一時支援　ほっとバンビーニ	南大野 1-5-4	047-710-3150
あこる	本北方 1-47-15	047-712-6668
社会福祉法人春濤会　八幡学園	本北方 3-13-11	047-338-3763
放課後等デイサービスひまわり	本北方 3-13-11	047-702-3350
放課後等デイサービス FORLIFE	本北方 3-7-15	047-339-8301
スタジオ plus+本八幡教室	八幡 3-8-19 第９モリビル３階	047-316-1366
リラ	国府台 3-4-21	047-710-6475

１３－１１　オストメイト（人工肛門・人工膀胱）対応トイレの設置施設

市では、バリアフリーの一環として、身体障がい者用トイレ等にオストメイト対応トイレを設置しております。現在、オストメイト対応トイレを設置している箇所は次のとおりです。

（令和８年4月現在）

	設　置	所 在 地	電話番号
1	市川市役所（第１庁舎）	八幡 1-1-1	047-334-1111
2	市川市役所（第２庁舎）	南八幡 2-20-2	047-334-1111
3	市川市役所（行徳支所）	末広 1-1-31	047-359-1111
4	市川市役所（大柏出張所）	南大野 2-3-19	047-339-3111
5	市川市大野公民館	南大野 2-3-19	047-339-3400
6	市川市行徳公民館	末広 1-1-31	047-356-0763
7	市川市中央図書館	鬼高 1-1-4	047-320-3333
8	市川市文化会館	大和田 1-1-5	047-379-5111
9	市川市急病診療・ふれあいセンター	大洲 1-18-1	047-712-8635
10	市川市国府台市民体育館（スポーツセンター内）	国府台 1-6-4	047-373-3111
11	市川市南行徳市民センター	南行徳 1-21-1	047-359-7891
12	市川駅行政サービスセンター	市川南 1-1-1 ザ タワーズ イースト 3 階	047-704-3111
13	菅野公民館	菅野 3-24-2	047-322-7761
14	市営斎場	大野町 4-2610-1	047-338-2941
15	身体障害者福祉センター	本行徳 1-5	047-357-9165
16	市川市少年自然の家	大町 280-4	047-337-0533
17	アイ・リンクタウン展望施設	市川南 1-10-1	047-322-9300
18	塩浜市民体育館	塩浜 4-9-1	047-398-2311
19	市川市保健センター	南八幡 4-18-8	047-377-4511
20	全日警ホール（市川市八幡市民会館）	八幡 4-2-1	047-335-1542
21	Ｊ：ＣＯＭ北市川スポーツパーク	柏井町 4-277-1	047-337-1810
22	福栄スポーツ広場	福栄４-３２-４	047-398-0606
23	明松園	中国分２-１７-２１	047-372-9017
24	市川市動植物園	大町２８４	047-338-1960
25	斎場塩浜式場	塩浜２-１-７	047-398-3273
26	行徳文化ホールＩ＆Ｉ	末広１-１-４８	047-701-3011
27	田尻こども館、いきいきセンター田尻（老人いこいの家）	田尻４-１３-３	047-379-1863
28	西部公民館、中国分こども館	中国分２-１３-８	047-373-8175
29	広尾防災公園	広尾２-３-２	047-359-0155
30	芳澤ガーデンギャラリー	真間５-１-18	047-374-7687
31	いきいきセンター北方（北方老人いこいの家）	北方２-２９-19	047-332-3846

１４　参考資料

１４－１　身体障害者障害程度等級表

等　級		1級	2級	3級
視覚障害		視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が0.01以下のもの	１　視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの ２　視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの ３　周辺視野角度（Ⅰ/4視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（Ⅰ/2視標による。以下同じ。）が28度以下のもの ４　両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	１　視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の2に該当するものを除く。） ２　視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの ３　周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの ４　両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
聴覚又は平衡機能の障害	聴覚障害		両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解しえないもの）
	平衡機能障害			平衡機能の極めて著しい障害
音声機能言語機能又はそしゃく機能の障害				音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失

等　級		４級	５級	６級
視覚障害		１　視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（３級の2に該当するものを除く。） ２　周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの ３　両眼開放視認点数が70点以下のもの	１　視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの ２　両眼による視野の1/2以上が欠けているもの ３　両眼中心視野角度が56度以下のもの ４　両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの ５　両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの
聴覚又は平衡機能の障害	聴覚障害	１　両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解しえないもの） ２　両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50％以下のもの		１　両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40cm以上の距離で発声された会話語を理解しえないもの） ２　一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの
	平衡機能障害		平衡機能の著しい障害	
音声機能言語機能又はそしゃく機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害		

等　級		1級	2級	3級
肢体不自由	上肢機能障害	１　両上肢の機能を全廃したもの ２　両上肢を手関節以上で欠くもの	１　両上肢の機能の著しい障害 ２　両上肢のすべての指を欠くもの ３　一上肢の上腕の1/2以上で欠くもの ４　一上肢の機能を全廃したもの	１　両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの ２　両上肢のおや指及びひとさし指の機能を　全廃したもの ３　一上肢の機能の著しい障害 ４　一上肢のすべての指を欠くもの ５　一上肢のすべての指の機能を全廃したもの

4級	5級	6級	7級
１　両上肢のおや指を欠くもの ２　両上肢のおや指の機能を全廃したもの ３　一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの ４　一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの ５　一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの ６　おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの ７　おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの ８　おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	１　両上肢のおや指の機能の著しい障害 ２　一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 ３　一上肢のおや指を欠くもの ４　一上肢のおや指の機能を全廃したもの ５　一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 ６　おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	１　一上肢のおや指の機能の著しい障害 ２　ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの ３　ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	１　一上肢の機能の軽度の障害 ２　一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 ３　一上肢の手指の機能の軽度の障害 ４　ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 ５　一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの ６　一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの

等　級		1級	2級	3級
肢体不自由	下肢機能障害	１　両下肢の機能を全廃したもの ２　両下肢を大腿の1/2以上で欠くもの	１　両下肢の機能の著しい障害 ２　両下肢を下腿の1/2以上で欠くもの	１　両下肢をショパール関節以上で欠くもの ２　一下肢を大腿の1/2以上で欠くもの ３　一下肢の機能を全廃したもの

4級	5級	6級	7級
１　両下肢の全ての指を欠くもの ２　両下肢の全ての指の機能を全廃したもの ３　一下肢を下腿の1/2以上で欠くもの ４　一下肢の機能の著しい障害 ５　一下肢を股関節又は膝関節の機能を全廃したもの ６　一下肢が健側に比して１０㎝以上又は健側の長さの1/10以上短いもの	１　一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 ２　一下肢の足関節の機能を全廃したもの ３　一下肢が健側に比して５㎝以上又は健側の長さの1/15以上短いもの	１　一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの ２　一下肢の足関節の機能の著しい障害	１　両下肢のすべての指の機能の著しい障害 ２　一下肢の機能の軽度の障害 ３　一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 ４　一下肢のすべての指を欠くもの ５　一下肢のすべての指の機能を全廃したもの ６　一下肢が健側に比して3㎝以上又は健側の長さの1/20以上短いもの

１４　参考資料

等　級			1級	2級	3級
肢体不自由	体幹機能障害		体幹の機能障害により坐っていることができないもの	１　体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの ２　体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能障害	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの
		移動機能障害	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの

4級	5級	6級	7級
	体幹の機能の著しい障害		
不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障があるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの
不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの

等　級		1級	2級	3級	4級
心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害	心臓機能障害	心臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	じん臓機能障害	じん臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	呼吸器機能障害	呼吸器の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	小腸機能障害	小腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

等　級		1級	2級	3級	4級
心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	肝臓機能障害	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

【 備　考 】

１　同一の等級について2つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、2つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは該当等級とする。

２　肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。

３　異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。

４　「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。

５　「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害を含むものとする。

６　上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上肢においては腋窩より、大腿において坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。

７　下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

１４－２　障害者総合支援法の対象となる難病等

令和７年４月１日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（３７６疾病）

※ 新たに対象となる疾病（７疾病）
△ 表記が変更された疾病（２疾病）
○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（２９疾病）

番号	疾病名		番号	疾病名	
1	アイカルディ症候群		51	潰瘍性大腸炎	
2	アイザックス症候群		52	下垂体前葉機能低下症	
3	ＩｇＡ腎症		53	家族性地中海熱	
4	ＩｇＧ４関連疾患		54	家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体)	
5	亜急性硬化性全脳炎		55	家族性良性慢性天疱瘡	
6	アジソン病		56	カナバン病	
7	アッシャー症候群		57	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	
8	アトピー性脊髄炎		58	歌舞伎症候群	
9	アペール症候群		59	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	
10	アミロイドーシス		60	カルニチン回路異常症	
11	アラジール症候群		61	加齢黄斑変性	○
12	アルポート症候群		62	肝型糖原病	
13	アレキサンダー病		63	間質性膀胱炎（ハンナ型）	
14	アンジェルマン症候群		64	環状20番染色体症候群	
15	アントレー・ビクスラー症候群		65	関節リウマチ	
16	イソ吉草酸血症		66	完全大血管転位症	
17	一次性ネフローゼ症候群		67	眼皮膚白皮症	
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎		68	偽性副甲状腺機能低下症	
19	１ｐ36欠失症候群		69	ギャロウェイ・モワト症候群	
20	遺伝性自己炎症疾患		70	急性壊死性脳症	○
21	遺伝性ジストニア		71	急性網膜壊死	○
22	遺伝性周期性四肢麻痺		72	球脊髄性筋萎縮症	
23	遺伝性膵炎		73	急速進行性糸球体腎炎	
24	遺伝性鉄芽球性貧血		74	強直性脊椎炎	
25	ウィーバー症候群		75	巨細胞性動脈炎	
26	ウィリアムズ症候群		76	巨大静脈奇形（頚部口腔咽頭びまん性病変）	
27	ウィルソン病		77	巨大動静脈奇形（頚部顔面又は四肢病変）	
28	ウエスト症候群		78	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	
29	ウェルナー症候群		79	巨大リンパ管奇形（頚部顔面病変）	
30	ウォルフラム症候群		80	筋萎縮性側索硬化症	
31	ウルリッヒ病		81	筋型糖原病	
32	HTRA1関連脳小血管病		82	筋ジストロフィー	
33	HTLV－１関連脊髄症		83	クッシング病	
34	ＡＴＲ－Ｘ症候群		84	クリオピリン関連周期熱症候群	
35	ＡＤＨ分泌異常症		85	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	
36	エーラス・ダンロス症候群		86	クルーゾン症候群	
37	エプスタイン症候群		87	グルコーストランスポーター１欠損症	
38	エプスタイン病		88	グルタル酸血症1型	
39	エマヌエル症候群		89	グルタル酸血症2型	
40	MECP2重複症候群		90	クロウ・深瀬症候群	
41	LMNB1関連大脳白質脳症	※	91	クローン病	
42	遠位型ミオパチー		92	クロンカイト・カナダ症候群	
43	円錐角膜	○	93	痙攣重積型（二相性）急性脳症	
44	黄色靭帯骨化症		94	結節性硬化症	
45	黄斑ジストロフィー		95	結節性多発動脈炎	
46	大田原症候群		96	血栓性血小板減少性紫斑病	
47	オクシピタル・ホーン症候群		97	限局性皮質異形成	
48	オスラー病		98	原発性肝外門脈閉塞症	※
49	カーニー複合		99	原発性局所多汗症	○
50	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん		100	原発性硬化性胆管炎	

１４　参考資料

令和７年４月１日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（３７６疾病）

※ 新たに対象となる疾病（７疾病）
△ 表記が変更された疾病（２疾病）
○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（２９疾病）

番号	疾病名		番号	疾病名	
101	原発性高脂血症		151	紫斑病性腎炎	
102	原発性側索硬化症		152	脂肪萎縮症	
103	原発性胆汁性胆管炎		153	若年性特発性関節炎	
104	原発性免疫不全症候群		154	若年性肺気腫	
105	顕微鏡的大腸炎	○	155	シャルコー・マリー・トゥース病	
106	顕微鏡的多発血管炎		156	重症筋無力症	
107	高ＩｇＤ症候群		157	修正大血管転位症	
108	好酸球性消化管疾患		158	出血性線溶異常症	※
109	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症		159	ジュベール症候群関連疾患	
110	好酸球性副鼻腔炎		160	シュワルツ・ヤンペル症候群	
111	抗糸球体基底膜腎炎		161	神経細胞移動異常症	
112	後縦靭帯骨化症		162	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	
113	甲状腺ホルモン不応症		163	神経線維腫症	
114	拘束型心筋症		164	神経有棘赤血球症	
115	高チロシン血症1型		165	進行性核上性麻痺	
116	高チロシン血症2型		166	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	
117	高チロシン血症3型		167	進行性骨化性線維異形成症	
118	後天性赤芽球癆		168	進行性多巣性白質脳症	
119	広範脊柱管狭窄症		169	進行性白質脳症	
120	膠様滴状角膜ジストロフィー		170	進行性ミオクローヌスてんかん	
121	抗リン脂質抗体症候群		171	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	
122	極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症	※	172	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	
123	コケイン症候群		173	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症	△
124	コステロ症候群		174	スタージ・ウェーバー症候群	
125	骨形成不全症		175	スティーヴンス・ジョンソン症候群	
126	骨髄異形成症候群	○	176	スミス・マギニス症候群	
127	骨髄線維症	○	177	スモン	○
128	ゴナドトロピン分泌亢進症		178	脆弱X症候群	
129	5p欠失症候群		179	脆弱Ｘ症候群関連疾患	
130	コフィン・シリス症候群		180	成人発症スチル病	
131	コフィン・ローリー症候群		181	成長ホルモン分泌亢進症	
132	混合性結合組織病		182	脊髄空洞症	
133	鰓耳腎症候群		183	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	
134	再生不良性貧血		184	脊髄髄膜瘤	
135	サイトメガロウィルス角膜内皮炎	○	185	脊髄性筋萎縮症	
136	再発性多発軟骨炎		186	セピアプテリン還元酵素（SR）欠損症	
137	左心低形成症候群		187	前眼部形成異常	
138	サルコイドーシス		188	全身性エリテマトーデス	
139	三尖弁閉鎖症		189	全身性強皮症	
140	三頭酵素欠損症		190	先天異常症候群	
141	CFC症候群		191	先天性横隔膜ヘルニア	
142	シェーグレン症候群		192	先天性核上性球麻痺	
143	色素性乾皮症		193	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症	
144	自己貪食空胞性ミオパチー		194	先天性魚鱗癬	
145	自己免疫性肝炎		195	先天性筋無力症候群	
146	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症		196	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症	
147	自己免疫性溶血性貧血		197	先天性三尖弁狭窄症	
148	四肢形成不全	○	198	先天性腎性尿崩症	
149	シトステロール血症		199	先天性赤血球形成異常性貧血	
150	シトリン欠損症		200	先天性僧帽弁狭窄症	

令和７年４月１日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（３７６疾病）

※ 新たに対象となる疾病（７疾病）
△ 表記が変更された疾病（２疾病）
○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（２９疾病）

番号	疾病名		番号	疾病名	
201	先天性大脳白質形成不全症		251	特発性門脈圧亢進症	
202	先天性肺静脈狭窄症		252	特発性両側性感音難聴	
203	先天性風疹症候群	○	253	突発性難聴	○
204	先天性副腎低形成症		254	ドラベ症候群	
205	先天性副腎皮質酵素欠損症		255	中條・西村症候群	
206	先天性ミオパチー		256	那須・ハコラ病	
207	先天性無痛無汗症		257	軟骨無形成症	
208	先天性葉酸吸収不全		258	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	
209	前頭側頭葉変性症		259	22q11.2欠失症候群	
210	線毛機能不全症候群（カルタゲナー（Kartagener）症候群を含む。）		260	乳児発症STING 関連血管炎	※
211	早期ミオクロニー脳症		261	乳幼児肝巨大血管腫	
212	総動脈幹遺残症		262	尿素サイクル異常症	
213	総排泄腔遺残		263	ヌーナン症候群	
214	総排泄腔外反症		264	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/LMX1B関連腎症	
215	ソトス症候群		265	ネフロン癆	
216	ダイアモンド・ブラックファン貧血		266	脳クレアチン欠乏症候群	
217	第14番染色体父親性ダイソミー症候群		267	脳腱黄色腫症	
218	大脳皮質基底核変性症		268	脳内鉄沈着神経変性症	
219	大理石骨病		269	脳表ヘモジデリン沈着症	
220	ダウン症候群	○	270	膿疱性乾癬	
221	高安動脈炎		271	嚢胞性線維症	
222	多系統萎縮症		272	パーキンソン病	
223	タナトフォリック骨異形成症		273	バージャー病	
224	多発血管炎性肉芽腫症		274	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	
225	多発性硬化症／視神経脊髄炎		275	肺動脈性肺高血圧症	
226	多発性軟骨性外骨腫症	○	276	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	
227	多発性嚢胞腎		277	肺胞低換気症候群	
228	多脾症候群		278	ハッチンソン・ギルフォード症候群	
229	タンジール病		279	バッド・キアリ症候群	
230	単心室症		280	ハンチントン病	
231	弾性線維性仮性黄色腫		281	汎発性特発性骨増殖症	○
232	短腸症候群	○	282	ＰＣＤＨ19関連症候群	
233	胆道閉鎖症		283	ＰＵＲＡ関連神経発達異常症	※
234	遅発性内リンパ水腫		284	非ケトーシス型高グリシン血症	
235	チャージ症候群		285	肥厚性皮膚骨膜症	
236	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群		286	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	
237	中毒性表皮壊死症		287	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	
238	腸管神経節細胞僅少症		288	肥大型心筋症	
239	TRPV４異常症		289	左肺動脈右肺動脈起始症	
240	TSH分泌亢進症		290	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	
241	TNF受容体関連周期性症候群		291	ビタミンＤ抵抗性くる病/骨軟化症	
242	低ホスファターゼ症		292	ビッカースタッフ脳幹脳炎	
243	天疱瘡		293	非典型溶血性尿毒症症候群	
244	特発性拡張型心筋症		294	非特異性多発性小腸潰瘍症	
245	特発性間質性肺炎		295	皮膚筋炎／多発性筋炎	
246	特発性基底核石灰化症		296	びまん性汎細気管支炎	○
247	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）		297	肥満低換気症候群	○
248	特発性後天性全身性無汗症		298	表皮水疱症	
249	特発性大腿骨頭壊死症		299	ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）	
250	特発性多中心性キャッスルマン病		300	VATER症候群	

１４　参考資料

令和７年４月１日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（３７６疾病）

※ 新たに対象となる疾病（７疾病）
△ 表記が変更された疾病（２疾病）
○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（２９疾病）

番号	疾病名	
301	ファイファー症候群	
302	ファロー四徴症	
303	ファンコニ貧血	
304	封入体筋炎	
305	フェニルケトン尿症	
306	フォンタン術後症候群	○
307	複合カルボキシラーゼ欠損症	
308	副甲状腺機能低下症	
309	副腎白質ジストロフィー	
310	副腎皮質刺激ホルモン不応症	
311	ブラウ症候群	
312	プラダー・ウィリ症候群	
313	プリオン病	
314	プロピオン酸血症	
315	PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）	
316	閉塞性細気管支炎	
317	β-ケトチオラーゼ欠損症	
318	ベーチェット病	
319	ベスレムミオパチー	
320	ヘパリン起因性血小板減少症	○
321	ヘモクロマトーシス	○
322	ペリー病	
323	ペルーシド角膜辺縁変性症	○
324	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）	
325	片側巨脳症	
326	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	
327	芳香族L－アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	
328	発作性夜間ヘモグロビン尿症	
329	ホモシスチン尿症	
330	ボルフィリン症	
331	マリネスコ・シェーグレン症候群	
332	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群	
333	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	
334	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	
335	慢性再発性多発性骨髄炎	
336	慢性膵炎	○
337	慢性特発性偽性腸閉塞症	
338	ミオクロニー欠神てんかん	
339	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	
340	ミトコンドリア病	
341	無虹彩症	
342	無脾症候群	
343	無βリポタンパク血症	
344	メープルシロップ尿症	
345	メチルグルタコン酸尿症	
346	メチルマロン酸血症	
347	メビウス症候群	
348	免疫性血小板減少症	△
349	メンケス病	
350	網膜色素変性症	

番号	疾病名	
351	もやもや病	
352	モワット・ウイルソン症候群	
353	薬剤性過敏症症候群	○
354	ヤング・シンプソン症候群	
355	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴	○
356	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	
357	４p欠失症候群	
358	ライソゾーム病	
359	ラスムッセン脳炎	
360	ランゲルハンス細胞組織球症	○
361	ランドウ・クレフナー症候群	
362	リジン尿性蛋白不耐症	
363	両側性小耳症・外耳道閉鎖症	○
364	両大血管右室起始症	
365	リンパ管腫症/ゴーハム病	
366	リンパ脈管筋腫症	
367	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	
368	ルビンシュタイン・テイビ症候群	
369	レーベル遺伝性視神経症	
370	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	
371	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴	○
372	レット症候群	
373	レノックス・ガストー症候群	
374	ロウ症候群	※
375	ロスムンド・トムソン症候群	
376	肋骨異常を伴う先天性側弯症	

（※）一覧には代表的な疾病名が記載されており、内含する疾病名までは記載されておりません。
各疾病の詳細については、難病情報センターのホームページ（https://www.nanbyou.or.jp/）等を参照ください。

経過的に対象となっている疾病

○　下表の疾病については、障害者総合支援法の対象外となりましたが、対象外となる前日までにすでに障害福祉サービス等※の支給決定等を受けたことがある方は、引き続き利用可能です。

※障害福祉サービス・相談支援・補装具及び地域生活支援事業
（障害児の場合は、障害児通所支援と障害児入所支援も含む）

①　平成27年１月１日以降に対象外になった疾病

疾病名
劇症肝炎
重症急性膵炎

②　平成27年7月１日以降に対象外になった疾病

疾病名	疾病名
肝外門脈閉塞症	視神経症
肝内結石症	神経性過食症
偽性低アルドステロン症	神経性食欲不振症
ギラン・バレ症候群	先天性QT延長症候群
グルココルチコイド抵抗症	TSH受容体異常症
原発性アルドステロン症	特発性血栓症
硬化性萎縮性苔癬	フィッシャー症候群
好酸球性筋膜炎	メニエール病

③　令和元年７月１日以降に対象外になった疾病

疾病名
正常圧水頭症

○小児慢性疾患群等対象疾患

		特定疾患名称		特定疾患名称
20歳未満	1	悪性新生物	9	血液疾患
	2	慢性腎疾患	１０	免疫疾患
	3	慢性呼吸器疾患	１１	神経・筋疾患
	4	慢性心疾患	１２	慢性消化器疾患
	5	内分泌疾患	１３	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群
	6	膠原病	１４	皮膚疾患群
	7	糖尿病	１５	骨系統疾患
	8	先天性代謝異常	１６	脈管系疾患

※すべての小児慢性疾患が障害者総合支援法の対象となるわけではありません。

１４－３　障がい者等に関するマークの一例

名称	概要等	連絡先
【障害者のための国際シンボルマーク】 	障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。 このマークを見かけた際は、障がい者の利用への配慮をお願いいたします。 ※このマークは「すべての障がい者を対象」としたものです。 特に車椅子を利用する障がい者を限定し、使用されるものではありません。	公益財団法人 日本障害者 リハビリテーション協会 TEL 03-5273-0601 FAX 03-5273-1523
【身体障害者標識】 	肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。	警察庁交通局、 都道府県警察本部交通部、 警察署交通課 警察庁 TEL 03-3581-0141㈹
【聴覚障害者標識】 	聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。	警察庁交通局、 都道府県警察本部交通部、 警察署交通課 警察庁 TEL 03-3581-0141㈹
【盲人のための国際シンボルマーク】 	世界盲人連合で１９８４年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。 このマークを見かけた場合には、視覚障がい者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いいたします。	社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 TEL 03-5291-7885 FAX 03-5291-7886
【耳マーク】 	聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークです。聴覚障がい者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。 このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、口を大きくあけて話す、又は筆談など、その人に合わせたコミュニケーションの方法への配慮について御協力をお願いいたします。	一般社団法人 全日本難聴者・ 中途失聴者団体連合会 FAX 03-3354-0046 E-mail zennancho@zennancho.or.jp

名称	概要等	連絡先
【ほじょ犬マーク】 	身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。 身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」において、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。 補助犬はペットではありません。社会のマナーもきちんと訓練されており、衛生面でもきちんと管理されています。 補助犬を同伴していても使用者への援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら、積極的にお声かけをお願いします。	厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課 自立支援振興室 TEL 03-5253-1111(代) FAX 03-3503-1237
【オストメイト用設備／オストメイト】 	人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があること及びオストメイトであることを表しています。 このマークを見かけた場合には、身体内部に障がいのある障がい者であること及びその配慮されたトイレであることを御理解の上、御協力をお願いいたします。	公益社団法人 交通エコロジー・ モビリティ財団 TEL 03-5844-6265 FAX 03-5844-6294
【ハート・プラスマーク】 	「身体内部に障がいがある人」を表しています。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障がいがある方は外見からは分かりにくいため、様々な誤解を受けることがあります。 内部障がいの方の中には、電車などの優先席に座りたい、障がい者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。 このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障がいへの配慮について御理解、御協力をお願いいたします。	特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 TEL 080-4824-9928
【ハートフルマーク】 	このマークは、あたたかいハートの中で、障がい者と経営者がともに手を取り合って働く姿をデザインしたもので、人の優しさをハートの笑顔で表現しています。 社団法人全国重度障害者雇用事業所協会の会員事業所が取り扱う製品、商品等に表示して、会員事業所が重度障がい者を多数雇用し、障がい者にやさしい企業であることを一般に訴えることにより、その製品、商品等の購買力を高めるとともに官公需や民需の受注促進を図り、もって会員事業所の連帯意識の高揚と事業所経営及び障がい者の雇用の安定に資するものです。	社団法人 全国重度障害者雇用 事業所協会 TEL 03-6280-3627 FAX 03-6280-3628

１４　参考資料

名称	概要等	連絡先
【ヘルプマーク】 	義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成されたマークです。ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。	東京都福祉局 障害者施策推進部企画課 社会参加推進担当 TEL 03-5320-4147
【ヘルプカード】 	障がい等により、支援や配慮を必要としているが外見から分からない方などが、周囲の人に支援等を必要としていることを知らせるためのものです。	千葉県健康福祉部 障害者福祉推進課 TEL　043-223-2340 又は市川市障がい者支援課 TEL　047-712-8513 【配布先】 県保健福祉センター（保健所） 市川市障がい者支援課
【手話マーク・筆談マーク】 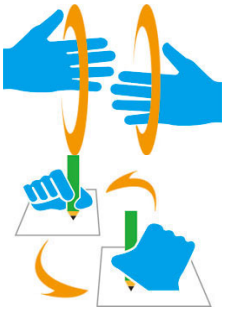	一般財団法人全日本ろうあ連盟が、ろう者、難聴者、中途失聴者（以下、ろう者等）にとっての、コミュニケーションバリアの問題を永遠の課題とし、ろう者等が「筆談で対応できる」「手話で対応できる」ことにより、安心して公共施設等を利用できることを目的に策定したものです。	一般財団法人 全日本ろうあ連盟 本部事務所 TEL 03-3268-8847 FAX 03-3267-3445

１４－４　特定疾病（１６疾病）一覧

特定疾病とは、加齢との関係がある疾病か、要介護状態になる可能性が高い疾病を指します。

１．がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）
２．関節リウマチ
３．筋萎縮性側索硬化症
４．後縦靭帯骨化症
５．骨折を伴う骨粗鬆症
６．初老期における認知症
７．進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
８．脊髄小脳変性症
９．脊柱管狭窄症
１０．早老症
１１．多系統萎縮症
１２．糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
１３．脳血管疾患
１４．閉塞性動脈硬化症
１５．慢性閉塞性肺疾患
１６．両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症